

天德二年七月是月

四七二

いつしかと植てみたればわか櫻さかすて春のすきぬへき哉

○藤原清正、藤原敦忠ノ小野ノ家ニ遊ブコト、天慶六年三月七日ノ條ニ、藤原仲平ノ忌ニ籠ルコト、同八年九月一日ノ條ニ、殿上紅葉合ニ歌ヲ詠ズルコト、天曆九年閏九月是月ノ條ニ、紀伊ニ赴任スルコト、同十年正月二十七日ノ條ニ、師輔算賀ノ屏風ノ歌ヲ詠ズルコト、天德元年四月二十二日ノ條ニ見ユ、清正ノ母及ビ女ノ事蹟、便宜左ニ附載ス、

〔勅撰作者部類〕

女部 清正母 後撰集 戀二

〔後撰和歌集〕

戀歌二 兼輔朝臣にあひはしめて、つねにしもあはさりけるほどに、

るほどに、

清正母

ふりとけぬ君か雪けのしつくゆへ袂にどけぬ氷りにけり

〔倭歌作者部類〕

庶女上 清正娘

〔拾遺和歌集〕

戀十三 冬より、ひえの山にのほりて、はるまでをどせぬ人の

もとに、

藤原きよたかむすめ

なかめやる山へはいとくかすみつゝおほつかなさのまさる春かな

左少史正六位上小槻茂助歿ス、

清正ノ女

清正ノ母  
兼輔ニ歌  
ヲ贈ル

〔地下家傳〕

小槻宿禰

小槻茂助 常平男

敘位不詳、任修理屬、左少史、等博士、

天德二年月日

死

〔類聚符宣抄〕

算得業生試

修理少屬正六位上小槻宿禰茂助誠惶誠恐謹言、

請被下宣旨監試等得業生大藏師傳秦忠重等狀

右茂助、依等道成業之勞、去天慶六年被拜當職、今件師傅等、自今年可涉試場、而道博士二員中、自去年八月、其一員闕矣、○中望請、特蒙天裁、被下試博士之宣旨、將遂監試、茂助誠恐誠惶謹言、

天慶八年四月十一日

修理少屬正六位上小槻宿禰茂助

請以成業主稅少允大藏具傳爲試得業生小槻陳群博士狀

右去天曆八年六月廿六日宣旨、主計權少允凡河内良尙、修理大屬小槻茂助、宜爲試等得業生凡河内良玄、小槻陳群之博士者、○中

修理大屬

官歴  
修理少屬  
正六位上

天德二年七月是月

四七三



天曆十年十二月十九日署名

〔魚魯愚抄〕七轉任勘文 自諸司屬任史例

天曆十年正月 小槻茂助元修理屬

〔二中歴〕二儒職歴 竿博士 小槻茂助

〔壬生家譜〕上

當平

茂助左少史、竿博士、修理大屬、正六位上、天德二七々卒

忠臣竿博士、從四位下、從五位下、左大史、寬弘六四九卒、七十七、母系平女

〔小槻氏系圖〕

當平主計頭

茂助算博士

忠臣主計頭

奉親初奉官務、淡路守

〔今昔物語〕二朝十四世俗 以陰陽術殺人語第十八

今昔、主計頭ニテ小槻ノ系平語當平ニ治拾遺物云フ者有ケリ、其子ニ算ノ先

賢幼ニシテ

同僚ニ嫉

同僚陰陽

生ナル者有ケリ、名ヲハ茂助物語、茂介ニ字治拾遺云ケル、主計頭忠臣カ父、淡路守大夫ノ史奉親カ祖父也、其茂助カ未タ若ケル程ニ、身ノ才極テ賢クシ世ニ竝无レカリケ命有ラハ、人ニ勝レテ、止事无ク成キヌヘ者也ハ、同シ程ナル者共、何テ此レ无モクテ有シレカ此レカ出立ナハ、主計、主税ノ頭、助ニモ、大夫ノ史ニモ、異人ハ更ニ可競キ様无リナメ成リ傳ヘ來ル孫ニナル合セテ、此ク才賢ク心ハヘ直レシケハ、只六位乍ラ世ニ聞ユ有テ、思エ高ク成リ持行ケハ、无クモ有カシ思フ人ニハ有ニヤ有ラム、而ル間、彼ノ茂助カ家ニサトシ佐ヲ爲ケレタリ、其時ノ止事无キ陰陽師ニ物ヲ問ニ、極テ重ク可愼キ由ヲ占ヒタ、其ノ可愼キ日共ヲ書出シテ取ケレタリ、其日ハ門ヲ強ク差シテ、物忌シテ居ルニ、彼ノ敵ニ思ルヒケ者ハ、驗シ有ケル隱レ陰陽師ヲ吉ク語ヒテ、彼カ必ス可死キ態共ヲ爲ケルセ、此事爲ル陰陽師ノ云ク、彼ノ人ノ物忌テヲシ居ハ、ル可愼キ日ソニコ有ナレ、然レハ其日咀ヒ合セハ、驗ハ可有キ也、其レニ己レヲ具シテ、其ノ家ニ御シテ呼ヒ給ヘ、門ハ物忌ハ、レヨモ不開シ、只音ニヲタ聞テハ、必ス咀フ驗ハ有ト、然レハ其人其陰陽師ヲ具シテ、カレカ家ニ行テ、門ヲ愕シタ、叩ハ、下衆出來テ、誰カ此御門ヲ叩ソト問ヘハ、某カ大切ニ可申キ事有



テ參タル也、極ク固キ物忌也ト云フト門ヲ細目ニ開テ入レ給ヘ、極タル大切也ト令云レハ、此下衆返入テ、此トナム云ヘハ、糸破<sup>ワ</sup>无キ事カナ、世ニ有ル人ノ身不思ハヤ有ル、然レハ否開テ入レ不奉マシ、更ニ不用也、疾ク返リ給ヘト令云タレ、亦云ヒ令入ル様、然ラハ門ヲハ不開給ハト云トモ、其遣戸ヨリ顔ヲ差出給ヘ、自ラ開ト、エム其時ニ天道ノ許シ有テ、可死キ宿世ヤ有ケム、何事ソト云テ、遣戸ヨリ顔ヲ差出ハ、陰陽師其音ヲ聞キ、顔ヲ見テ、可死キ態ヲ可爲キ限リ咀ヒツ、此ノ具シテ會トハム云フ人ハ、極キ大事云トハム云トツモ、可云キ事モ不思エリケハ、只今田舎ヘ罷レハ、其由申トサム思テ申ルシツ也、然ハ入給ト云ケレ、大事ニモ非リケ事ニ依テ、物忌ニ此ク人ヲ呼ヒ出テ、物モ不思エ主トカナ云テ入リケ、其夜ヨリ頭痛ク成テ、惱ミテ三日ト云ニ死リ、ケ此レヲ思フニ、物忌ニハ、音ヲ高テクシ人ニ不可令聞カ、亦外ヨリ來ラム人ニハ、努々不可會ス、此ノ様ノ態爲ル人ノ爲ニハ、其レニ付テ咀フ事ナレ極テ怖キ也、宿報トハ云ヒ乍ラ、吉ク可慎ナムト語リ傳ルヘタトヤ、

○小槻茂助、算得業生、試ノ間頭博士ト爲ルコト、天慶八年十月四日及ビ天曆八年六月二十六日ノ條ニ見ユ、

呪咀セラレテ後三死スシテ

閏七月庚小 戊朔盡

二十八日丁丑除日

〔日本紀略〕村上天皇 閏七月廿五日、甲戌、除日始

廿六日、乙亥、同、

廿七日、丙子、依左大臣物忌不參、諸卿不參、

廿八日、丁丑、除日、

〔公卿補任〕五

參議正四位下源雅信、九、三十閏七月廿八日兼治部卿、

野好古、五、七十閏七月廿八日兼彈正大弼、

從四位上藤元名、四、七十天德二閏七月廿八日任脫カ參議、大元如元、

同朝成、二、四十天德二閏七月廿八日任參議、

從四位下橋好古、六、六十天德二閏七月廿八日任參議、八月三日右大辨如元、

〔公卿補任〕五

參議從四位上源重光、二、四十天德二閏七月廿八日左中將、

〔公卿補任〕五

參議從四位上藤文範、九、五十天德二閏七月廿八日兼內藏

頭、

天德二年閏七月二十八日

四七七

始

諸卿不參



天德二年閏七月二十八日

四七八

〔公卿補任〕

天祿三年

參議從四位上藤元輔七十同天德二年七廿八右中將

〔公卿補任〕

貞元二年

參議從四位下源伊陟四十天德二閏七廿八左少將

〔公卿補任〕

寬和二年

非參議正三位源時中四十同天德二閏七廿八右衛門尉

〔公卿補任〕

永祚元年

參議正四位下藤懷忠五十天德二閏七廿八侍從

〔公卿補任〕

正曆三年

非參議從三位菅輔正 天德二閏七廿八轉式部大丞弘親

替卒

〔高光集〕

館彰考所藏

高光

天德二年閏七月廿八日任右衛門佐三十六人歌仙傳左衛門

門佐九

〔敍位除目執筆抄〕

天德二或閏七廿五京官廿八日執筆左大

〔祭主補任集〕

祭主次第祭主宮文庫所藏

祭主正四位下行神祇大副大中臣朝臣能

宣

天德二年閏七月任神祇少祐三十六人歌仙傳同

〔三十六人歌仙傳〕

散位正五位下藤原朝臣仲文 天德二年閏七月任內匠

助、御給

〔除目大成抄〕

勸申兼國例事

直講兼國例略

中原以忠

歷五年

天曆八年十月任直講

天德二年七月兼長門介

○大中臣能宣等ノ任官便宜合敍ス、

天德二年閏七月二十八日

四七九



天德二年八月七日 九日 十一日

八月小 己卯朔

七日乙酉直物、

〔日本紀略〕村上天皇 八月七日、乙酉、直物、

九日丁亥、釋奠、

〔日本紀略〕村上天皇 八月九日、丁亥、釋奠、

十日、戊子、內論議、依御物忌無御出、博士以下給祿、

〔日本紀略〕冷泉院 安和元年八月七日、戊午、內論議、准天德二年例給祿、

〔北山抄〕上丁 釋奠事抄上 二月 參議一人行事例、○中天德二年八月、

十一日己丑、定考、

〔日本紀略〕村上天皇 八月十一日、己丑、定考、

〔西宮記〕定考 或記云、天德二年八月十一日、定考云々、宴座如例、權左中辨

賴忠朝臣、取一獻之酌、左少辨文時朝臣取續杓、如辨官記者、中辨已下續杓、大

史取之、今日儀相違歟云々、左大辨有相、任職之後、四十年不著座、可謂懈怠、又

稱不著座、不著宴穩兩座、民部卿在衛談云、前日在衛任大辨之後、未著座之間、

尋先例著作兩座、是非本座云々、宴座云々、宴座三獻、了著東廊之間、狼藉緩怠、

宴座

左大辨  
穩兩座  
著カズ

狼藉緩怠  
多シ

內論議

御物忌

博士等ニ  
祿ヲ給フ

參議一人  
事ヲ行フ

不可勝計、加之左大辨不候、仍遺事付桃園師氏中納言退出云々、

十三日辛卯、直物、

〔日本紀略〕村上天皇 八月十三日、辛卯、直物、

權律師寬延寂ス、

〔日本紀略〕村上天皇 八月十三日、辛卯、○中今日權律師寬延卒、

〔僧綱補任〕二興福寺本 權律師寬延 天曆八年三月十九日任、真言宗、法

隆寺、源氏采卷下前シ五十五天德二年八月十三日入滅、五十九

十五日癸巳、季御讀經、

〔日本紀略〕村上天皇 八月十五日、癸巳、季御讀經始、

十八日、丙申、季御讀經竟、

十六日甲午、信濃勅旨駒牽、

〔日本紀略〕村上天皇 八月十六日、甲午、信乃國駒引、依御讀經、不御南殿、

〔樽囊抄〕駒引 行事 出御 天德二八十六、信濃依御讀

二十七日乙未、右近衛中將藤原元輔等ノ昇殿ヲ聽ス、天德二年 閏七廿八右中將、八月廿

〔公卿補任〕天祿三年 參議從四位上藤元輔、七十 閏七廿八右中將、八月廿

天德二年八月十三日 十五日 十六日 二十七日

四八一

結願

四八〇



七昇殿

〔公卿補任〕

貞元二年

參議從四位下源伊陟四十、天德二閏七廿八左少將、

八月廿七昇殿、

是月、秣ヲ止メタル御馬ノ、舊ニ復スベキ程限ヲ勘ヘシム、

〔北山抄〕

奉幣諸社略記

天德二年八月、馬寮御馬不飼秣、已疲衰、復舊之程

可令勘申者、四五年程、或依論奏、或依寮奏復之云々、可令奉奏狀者、

○炎旱ニ依リ、左右馬寮ノ秣ヲ止ムルコト、天曆十年七月二十三日ノ

條ニ見ユ、

四五  
後奏  
上ラシム

九月大申朔盡

三日、庚戌、御燈、

〔日本紀略〕

村上天皇

九月三日、庚戌、御燈、

八日、乙卯、樹木花咲ク、

〔日本紀略〕

村上天皇

九月八日、乙卯、京都樹木有花、

〔玉葉〕

建久二年九月十七日、癸亥、中略

○今日以書札、送右大臣兼兼許、候天王寺、依禁省櫻

樹華、可有臨時奉幣之事示之、爲達叡聞也、此事延喜、天曆聖代有例、其後殊不

聞、天德二年秋、發櫻桃之花、同三年、中宮安子降誕皇子、圓融院彼度被發諸社

幣帛、爲追彼例、可有奉幣也、七社

○諸道ヲシテ、草木ノ非時開花ヲ勘ヘシムルコト、十二月十日ノ條ニ

見ユ、

十一日、戊午、伊勢例幣、

〔日本紀略〕

村上天皇

九月十一日、戊午、伊勢例幣也、天皇幸八省院、宣命有辭別、

天變、地震、物怪等事也、又被副左右馬寮御馬各二匹、

十三日、庚申、天變ニ依リ、石清水等五社ニ奉幣ス、尋テ、七社ニ奉幣ス、

天德二年九月三日 八日 十一日 十三日

四八三

櫻桃ノ花  
咲ク

大極殿出  
御變等ニ  
依リ宣命  
辭別アリ  
御馬アリ  
副



天德二年九月十三日

四八四

〔日本紀略〕村上天皇 九月十三日、庚申、發遣五社奉幣使、石賀松平、春等也、依天變等也、

十七日、甲子、奉幣七社、石賀松平、稻春原也、

〔玉葉〕建久二年九月廿日、丙寅、中依先日師尙勘文有其沙汰、而猶不審之、

間、尋見宣命等之處、延喜、天慶等無宣命、天德二年九月十三日、有宣命、依天變、

石清水已下五社可調進神寶有御願、其後無爲、仍爲報賽被發遣、更不載狂花、

事、

天變無爲  
ノ報賽ア

紫宸殿出  
御

十月 戊寅朔

一日、戊寅、旬、

〔日本紀略〕村上天皇 十月一日、戊寅、旬也、天皇出御南殿、

二日、己卯、直物、

〔日本紀略〕村上天皇 十月二日、己卯、直物、

十日、丁亥、興福寺維摩會、

〔維摩會講師研學豎義次第〕天德二年、戊午、講師安秀、法相宗、興福寺、去年十月廿五日宣、廿八日講、美乃

平源大僧都、律師延珍、題蒙探、研學千到、年八月廿六日宣、去

〔三會定一記〕一、同二年、廿五日宣、講師安秀、法相宗、興福寺、豎義、千到、次演會、

探題延珍律師、三ヶ年奉仕、

〔僧綱補任〕二、興福寺本、同二年、戊午、講師安秀、法相宗、興福寺、去年十月廿五日宣、六十七、不遂御齋會年、濟

源僧都、勤之、堅者千到、次演惠、

直物、除目、

〔日本紀略〕村上天皇 十月十日、丁亥、除目、雖坎日、依先例行之、

〔小野宮年中行事〕十一月一日除目事、天德二年十月十日、直物、除目、下式部、但

天德二年十月一日 二日 十日

四八五

坎日  
依不參  
省ノ兵部  
直物



天德二年十月十日

可下兵部之直物、依丞不參、加封給外記、  
勘文ノ失錯ニ依リテ、左衛門權佐惟宗公方ヲ大藏權大輔ニ左遷ス、

〔日本紀略〕村上天皇 十月十日、丁亥、略○中今日以左衛門權佐兼明法博士惟宗

朝臣公方、左貶大藏權大輔、依勘文失錯也、

〔北山抄〕史途指南 勘會公文所司罪狀

公方櫻井  
右弼ト違  
勅違式ヲ  
論ズ  
勅彈ヲ蒙  
レドモ過  
ズ

公方、右弼相論違勅違式事、雖有勅彈、公方不進過狀、遂左遷了、依重被立行率  
分事也、歟今案事意、以違詔勅、處違勅科、以違奉勅官符、處違式、理可然乎、右弼申  
云、奉勅官符同是稱勅、又違官符稱違勅有其例、公方云、謄詔勅符移之類、處違  
勅罪也云々、公家被問旨者、諸司申請可爲永格事等、違其符爲違式、起自叡慮  
重被立行事、違其趣爲違勅也云々、雖非謄勅符、違其符之者、處違勅之例、可尋  
歟、

〔江談抄〕雜事 公方違式違勅論事

率分不濟  
加判公文ニ  
諸司ノ罪  
狀ヲ勘ヘ  
シメラル  
藤原文範  
ヲ問

問云、公方違式違勅論、其義如何、答云、天曆御時、諸國受領不濟率分之輩、勘公  
文之時、勘會諸司文書加署判之者、可勘其罪狀之由、被問公方、公方勘云、當違  
式云々、被仰云、事出自勅語、然則可違勅、公方不可然之由執申、爰以文範令問

ハシム  
文範ノ説

公方ノ説  
破允亮父  
後允亮雪  
ガントス  
文範討論  
ヲ辭ス

使橋宗臣

之間、問云、破勅語之起請、皆可稱違式之者、何故格條中注云、若違此格者、論以  
違勅之罪、公方答云、以此文案之、格條事偏皆可謂違勅之者、何更今始有違勅  
之詞矣、格條事不可必稱違勅之故、新立違勅之文、文範又難云、格條立違勅文  
之條陳狀、然之者、今令條稱曰、論以違勅之罪、此條如何、公方無所陳之旨、遂依  
此過及左遷、公方卒後、子允亮思其父之耻、研精此事七八年許、遂相具文書、向  
文範亭欲討論之處、文範命云、令問給之聖皇モ不御坐、公方モ其身不存、僕モ  
又老タリ、是討論以無益也云々、允亮懷文書還畢、問、此論如私曲相須歟、被答  
云、私曲相須者、及諸道之沙汰矣、違式違勅者、只公方一身也、言醍醐寺所藏水  
十七日、甲午宇佐使ヲ發遣ス、

〔日本紀略〕村上天皇 十月十七日、甲午、發遣宇佐使、少納言橋宗臣、

〔北山抄〕六宇佐使立事略記 其遞送符者、請內印、仍令持宣命於內記、令持官符

於外記參上、一度奏之、給宣命後、還陣行內印、祿符遣參議於結政所、令請印、或共內印、或共外印、而天德例如之、

○北山抄、年月ヲ闕クト雖モ、姑ク茲ニ收ム、

二十一日、戊戌殘菊宴、

天德二年十月十七日 二十一日



天德二年十月二十五日 二十七日

四八八

詩題

〔日本紀略〕村上天皇 十月廿一日、戊戌、殘菊宴、有管絃事、題惜殘菊、

清涼殿ノ  
鋪設ノ  
額ノ北間  
ヲ用フ

〔北山抄〕三拾遺雜抄上 清涼殿東又庇北第二間、立御倚子、置物御机等、

御題ヲ  
ゼズ

供御硯、額北間、○中略、時刻出御、王卿依召參上、後參者、奏召之、次仰侍臣召文人、入自門參著、候殿上、藏人所、御書所成業者等預之、○中略

監物局穢  
アリ

天德二年、略○中自瀧口戶參入、其座南上、○中略

二十五日、寅外記政、穢ニ依リテ、請印ヲ停ム、

〔西宮記〕臨時一内印 外記云、天德二年十月廿五日、大納言藤顯忠

宣命使

卿、參議小野好古朝臣廳政云々、了著左仗、有内文、内案欲披讀之間、印盤籠監

物局穢、仍申事由於上卿、停止云々、

二十七日、辰女御從三位藤原安子ヲ立テ、皇后ト爲ス、

〔日本紀略〕村上天皇 十月廿七日、甲辰、策立女御從三位藤原朝臣安子爲皇后、

宣命使

即日任宮司、立后日右大將師尹讀宣命之間、忽然氣上不就列、

〔大鏡裏書〕中宮安子崩事

村上御記曰、略○中至天德二年、策命爲皇后、

〔扶桑略記〕村上天皇下 十月廿七日、女御藤原安子立爲中宮、右大臣師輔

之女也、

〔册命皇后式〕京都御所東山御文 册命皇后

天德二年十月廿七日右近陣日記云、陣裝束、中少將弓壺胡祿、綏靴、六位官人

衛服、南殿裝束、内藏寮懸御簾、南廂西六間、更北折至御障子、掃部寮御簾内立

五尺屏風、敷御座立大床子、東第二間立兀子、内辨又宜陽殿西廂南第四間立

兀子、内辨又中務置宣命版位、式云、中務丞又式部立標、又主殿寮曳斑幕於軒

廊北小庭、又校書殿東溝邊、自南砌下至射殿下曳、略○中

諸儀中務置宣命版事、略○中

例、略○中

延喜廿三年四月、中務置版式部立標、如常云々、出御、略○中

天德二年十月、又如此、

〔權記〕長保二年二月廿五日、癸酉、此日立后、丞相命云、今日御使、前例給親昵

人云々、天德二年謙德公

〔朝野群載〕立后 宣命

現神止、大八洲國所知、須、倭根子天皇大命止、良勅大命、遠親王諸王百官人等

天德二年十月二十七日

四八九

右近陣日  
記中儀  
紫宸殿ノ  
鋪設ノ  
内辨ノ座  
宣命ノ版  
位

立后使藤  
原伊尹

宣命



諸事儉約  
ニ從フ

中宮職司  
ヲ任ズ

六衛府中  
宮ノ啓陣  
ニ候ス

天德二年十月二十七日

天下公民衆聞食止宣比年國家毛弊衰波多禮公費在倍支政波行給止波之  
行止毛食國天下政波獨知倍支物仁波不有必毛斯理弊乃政有止倍之自古行  
來留事皇后定天之閩中乃政波成物止奈常所聞行須故是以女御從二位藤  
原安子朝臣乎皇后止定賜但諸事波不據舊例之天從儉約天行給布此狀乎  
悟而供奉止勅布天皇御命乎衆聞食止宣

天德二年十月廿七日

〔公卿補任〕

五 大納言正三位源高明四十十月廿七日兼中宮大夫

〔公卿補任〕

安和二年 參議正四位下藤兼通四十十月廿七日兼中宮亮立后

日

〔北山抄〕

立后事拾遺雜抄下 任宮司訖大臣召六府佐仰可候啓陣之由著數

〔江次第〕

立后事 大臣給宣命給之退於東階下歸向揖立軒廊西第一間北

〔大鏡〕

右大臣師輔 其殿の御公達十一人女五六人をおはせし第一の御

間

むすめはむらかみの先帝の御時の女御おほくの女御宮すところの中に

中宮ト稱  
ス

實頼述子  
ムザノ立后セ  
ルヲ憾

四九〇

すくれてめてたくおはします天德二年十二月廿六日（節）后にたせ給皇后

宮と申き御とし三十二

〔榮華物語〕

月宴 かゝるほどに天德二年十月廿七日にそ（節）九條殿の女御（安子）

ささきにしたせ給藤原の安子と申て今は中宮と聞えさす中宮大夫には  
みかどの御はらからの高明の親王と聞えさせしいまは源氏にて例人に  
なりておはするそなり給にけるつきくのみやつかさとも心ことにえ  
らひなさせ給九條殿の御けしき世にあるかひありてめてたし小野の宮  
のおと（安子）女御の御事をくちおしく覺したり

〔中右記〕

大治五年二月廿一日（甲午三月節）天晴關白殿女御本位從三位立

后（中）

立后例（國史以後）

中宮（大夫大納言源高明）天德二年七月廿七日立從三位藤安子爲中宮年廿二（并カ）右大臣師輔一女母

出羽守經邦女盛子

生冷泉圓融二帝爲平親王承子輔子資子選子内親王等

○一代要記大鏡異本陰書異事ナキヲ以テ略ス立后ノ由ヲ柏原後山

天德二年十月二十七日

四九一



天德二年十月二十八日 二十九日

科二陵ニ告グルコト、十二月二十六日ノ條ニ見ユ、

四九二

二十八日、乙藤原芳子ヲ女御ト爲ス、

〔日本紀略〕村上天皇 十月廿八日、乙巳、以藤原芳子爲女御、中納言師尹卿女也、

〔一代要記〕村上天皇 女御從四位下藤原朝臣芳子 左大臣師尹一女、母定

方女、天德二年十月廿八日、爲女御、

二十九日、丙午、遠江、出羽交替使復命ス、

〔西宮記〕臨時一前田家大永鈔本 天德二年十月廿九日、大納言藤原顯忠卿、參議

小野好古朝臣、同就申遠江、出羽兩國交替使返事、從著侍從所云々

十一月 大未朔盡

一日、丁未、日食、

〔日本紀略〕村上天皇 十一月一日、丁未、天陰、時々雨、日蝕、廢務、

二日、戊申、旬、

〔日本紀略〕村上天皇 十一月二日、戊申、旬也、天皇御南殿、

〔西宮記〕十月後儀 天德二年十一月一日、丙午、外記云々、侍從厨家調饌、羞少納

言以下階下座、先例於內、外記仰羞階下、是又先例云々、

十九日、乙丑、園、韓神祭、

〔日本紀略〕村上天皇 十一月十九日、乙丑、園、韓神祭、

二十日、丙寅、鎮魂祭、中宮鎮魂祭、

〔九條年中行事〕十一月日鎮魂祭事 中宮鎮魂同日行之、皇后雖懷妊、猶行件

祭、○中天德二年例也、○小野宮年 中行事同ジ、

○本書月日ヲ闕ク、姑ク恆例ニ據リテ掲書ス、

二十一日、丁卯、新嘗祭、

〔日本紀略〕村上天皇 十一月廿一日、丁卯、新嘗祭、於中院行之、

天德二年十一月一日 二日 十九日 二十日 二十一日

四九三

廢務

紫宸殿出御

侍從厨饌ヲ羞ム



天德二年十一月二十二日 二十三日 二十七日 二十九日

二十二日、戊辰、豐明節會、

〔日本紀略〕村上天皇 十一月廿二日、戊辰、節會、

二十三日、己巳、東宮鎮魂祭、

〔日本紀略〕村上天皇 十一月廿三日、己巳、東宮鎮魂祭、(孝平親王)

二十七日、癸酉、賀茂臨時祭、

〔日本紀略〕村上天皇 十一月廿七日、癸酉、賀茂臨時祭、使近江守源俊朝臣、

二十九日、乙亥、攝津守藤原安親ノ昇殿ヲ聽ス、

〔公卿補任〕六永延元年 參議正四位上藤原安親、六十天曆二年正月 廿七日、攝津守、天德二十

一廿九昇殿、

祭使

十二月丁大 丑 朔

四日、庚辰、内匠寮ヲシテ、中宮ノ御印ヲ鑄造セシム、

〔日本紀略〕村上天皇 十二月四日、庚辰、内匠寮令冶鑄新中宮御印、

七日、住吉社ノ怪ニ依リテ、御トヲ行フ、

〔日本紀略〕村上天皇 十二月七日、癸未、軒廊御ト、住吉社鶏不鳴事、

十日、丙戌、御體御ト奏、

〔日本紀略〕村上天皇 十二月十日、丙戌、御躰御ト、

諸道ヲシテ、草木ノ非時花咲クコトヲ勸ヘシム、

〔日本紀略〕村上天皇 十二月十日、丙戌、略中今日仰諸道、令勸草木非時花實事、

〔玉葉〕建久二年九月廿一日、丁卯、略中師直重注申先祖十市有象勸草、天曆

○樹木花咲クコト、九月八日ノ條ニ見ユ、

ノ十市有象  
勸申十五  
延喜十五  
年例

橘元實、伊賀玉瀧杣ヲ東大寺ニ施入ス、

〔正倉院文書〕東南院文書 參攬第四卷

蔭子橘元實、敬白、

天德二年十二月四日 七日 十日

蔭子



元瀧杣ノ墓ハ

東大寺修ノ職等ノ料材ヲ伐テ露地トナシ先祖菩提ノ爲メ施入ス

天德二年十二月十日

奉施入賣与平時光玉瀧杣内、除留墓所杣事、

四至東限玉瀧川西峯、南限阿本西谷、西限眞木川東峯、北限阿部門谷南峯、

在伊賀國阿拜郡、

右件杣、元是元實等先祖之墓地也、累代子孫相傳守領、其來尙矣、經年之間、樹木生繁、自爲杣山、爰延喜御代、造東大寺講堂之時、被造運件杣木也、當於爾時、元實注先祖墓地之由（當時之由）公家之日、天恩早降、免除先畢、既省庶人之競切、全守先祖之舊墳、於是元實并族類等、不久遭於灾禍、各浮浪他國、定知申妨彼講堂、材木之所致也、適從遠國還向之日、尋事案内、東大寺修理職、冷泉院、雲林院等、新材木、各給官符造運件杣、其官符云、件杣私人所領也、宮城修理之間、殊給官符、令造用云云、無力愁申私歎之間、樹木漸切掃、墳墓作露地、其祟敢可有元實并子孫之身、不若永奉施入伽藍、令得先祖菩提之道、兼免元實禍殃之祟、仍施入如件、若後代之人、破此願者、天神地祇、四王護法、見罰其人、現在遭疾疫灾橫、永斷子孫後生、墮三途苦、處生無佛、在若興隆之輩者、長攀福壽、令榮末族、元實者、誓蓋、以如此、敬白、

天德二年十二月十日

蔭子正六位上橘朝臣 在判

蔭孫

蔭孫 橘 在判  
蔭孫 橘 在判

判納

別當權律師 在判

都維那法師 在判

上座大法師 在判

目代法師

權寺主法師

寺主法師

阿拜郡 依寺家御牒加署印、

勘濟使散位阿閉朝臣 在判

郡攝使散位阿閉朝臣 在判

國司代散位阿閉朝臣 在判

國司代散位阿閉朝臣 在判

國司代茨田連

國司代散位阿閉朝臣 在判

國判

天德二年十二月十日



天德二年十二月十日

大介藤原朝臣(忠厚) 在判

目高橋

四九八

〔東大寺文書〕

第三回探訪六

勘申

東大寺訴申國司并越前守平朝臣忠盛、押妨寺領伊賀國阿閉郡玉瀧杣内、字鞆田、予野、真木山參箇村理非事、略○中

一川合郷内字真木山村事、略○中

寺家所進證文等、略○中

天祿四年十月二日、寺家掣定四至狀云々、

橘元實、天德二年十一月廿八日、沽與平時光杣并田地、

四至東限高粉峯、南限黑谷、西限真木川、北限國堺峯、

同元實、同年十二月十日、以墓處杣、施入寺家狀、

四至東限玉瀧川、西限木川、南限岡本西谷、西限真木川、東限木川、北限阿閉門谷、南限峯、○中略

保安四年九月十二日 修理左宮城主典正六位上行明法博士兼左衛門志中原朝臣明兼

大藏大輔兼大判事正五位下行明法博士但馬介三善朝臣信貞

○玉瀧杣ヲ以テ、永ク東大寺領ト爲シ、他所ノ入部ヲ停ムルコト、三年

墓所ノ杣ヲ寺家ニ施入ス

十二月二十六日ノ條ニ見ユ、

十一日、丁未、月次、神今食祭、

〔日本紀略〕村上天皇 十二月十一日、丁亥、月次祭、神今食、

十七日、癸巳、御佛名、

〔日本紀略〕村上天皇 十二月十七日、癸巳、御佛名、

十八日、甲午、荷前、

〔日本紀略〕村上天皇 十二月十八日、甲午、荷前使、

〔北山抄〕十二月年中荷前抄下 天德二年、參議朝成朝臣、好古朝臣、請犬產假、依

召參入、撰集秘記、江次第同シ、

〔西宮記〕十二月荷前 天曆二十二年、二十八、觸穢人々、依召參仕、(前成好古)藤橋兩相公、

〔小右記〕治安三年十二月九日、戊辰、中 余著南座、令進文書、文硯置大辨前、

先定擬侍從、次荷前使、略○中 次令達十三日以前定奏事、忘春十餘日廿一二日

時、略○中 天德二年、略○中 例、七八日被定、

〔年中行事抄〕十二月荷前事 天德二年、不忌犬產穢、

二十六日、寅立后ノ由ヲ柏原、後山科二陵ニ告グ、

天德二年十二月十一日 十七日 十八日 二十六日

四九九

荷前使定  
犬產ノ穢ヲ忌マズ



〔日本紀略〕村上天皇 十二月廿六日、壬寅、被告立后由於山陵、柏原、後山階也、

〔小右記〕天元五年六月廿六日、丙戌、今明内御物忌、左大臣參入、被奏山陵使

日時勘文、使差文等、柏原、村上二陵也、日時依

○立后ノコト、十月二十七日ノ條ニ見ユ、

二十七日、癸卯僧綱召、

〔僧綱補任〕二興福寺本

律 師延珍 十二月廿七日任權少僧都（宋書下同）六十九

延鑒 同日任權小僧都六十八

權律師延空 同日轉正六十九

智淵 同日轉正七十四

勢祐 同日轉正六十六

名祐 十二月廿七日任、律宗、東大寺、内供勞八十一

壹和 同日任、法相宗、興福寺、已講勞、左京人、多治氏六十九

喜慶 同日任、天台宗、延曆寺、相應内供入室七十一○天台座主記同シ

祥延 同日任、法相宗、興福寺、已講勞、和泉國人、珍氏六十八

是歲、園城寺ノ僧綱等、公門ニ參集シテ、越奏スルヲ禁ズ、

〔朝野群載〕五朝儀下

宣旨書下

康和二年八月廿三日宣旨

園城寺僧綱以下參來公門、爲企越奏、雲集之由、風聞已成、嚴制之旨先後稠

疊、早任天德二年○中符、停止參集、○中

祭主從四位下大中臣賴基卒ス、

〔類聚大補任〕村上天皇 祭主從四位下行神祇大副賴基 月日卒、

〔二所太神宮例文〕第八祭主次第

四條大副 賴基 清麿末孫、神祇（脫アラシ）備後掾輔道男、天慶二年四月任、在任廿年、天曆十年卒、

七十

〔祭主補任集〕祭主次第神宮文庫所藏 祭主從四位下行神祇大副大中臣朝臣賴

基在任廿八年 年、或本廿八年、（清忠）伴朝臣者、致仕大臣六男、大宰大判事從五位下今麿六一一男、伊

豫介從五位上常麿二男、遠江守岡良二男、備後掾正六位上輔道之一男也、延

長元年六月任神祇少祐、同五年正月輔任（補カ）權大祐、承平三年正月轉任權少副、

天德二年是歲



天德二年是歲

五〇二

朱雀天皇御宇天慶二年四月○本朝世紀、十日○七日=世紀、十蒙祭主宣旨六歲、同八年十月轉

大副、供奉數年之間、次第加階者也、天曆十年卒、歲七十三、或云七十六、

(前卷)

(長力下同)

〔類聚大補任〕

祭主神祇權少副正六位上大中臣朝臣賴基 天慶二年九月

三日任、在任廿年、致仕大臣五代孫、備後守輔道一男也、同四年正月七日敍從

五位下、同八年正月七日敍從五位上、十月日轉大副、同九年十一月十九日敍

正五位下、○以上朱天曆五年正月七日敍從四位下、○以上村

〔三十六人歌仙傳〕

祭主從四位下行神祇大副大中臣賴基遠江守從五延

喜元年六月任神祇少祐、五年正月任權大祐、承平三年正月任權少副、天慶四

年正月七日敍從五位下、祭主、天曆五年正月七日敍從四位下、天德二年卒、

〔中臣氏系圖〕

輔道

賴基 祭主、從四位下、少祐、權大祐、權

裏書 賴基 延喜廿二年正六上、任少祐、延長五年正月、轉權大祐、承平三年正月

世系

歌人

三十六歌  
仙=列ス

名譽ノ歌  
仙

歌什

權少副、天慶三年十月七日補祭主、同四年正月敍爵、同八年十月、轉大副、  
超越齋部泰行畢、同正月從五上、同九年十一月十九日正五下、大嘗會賞、  
天曆五年正月從四下、同十年卒、

能宣

祭主、正四位上、藏人所兼、讚岐掾、少祐

〔二中歷〕

倭歌 十二

歌人 諸大夫以下 大中臣賴基

歌仙人卅六人 大中臣賴基

拾遺抄歌人 賴基

〔拾芥抄〕

和歌家部二十九

歌人三十六人 大中臣賴基遠江守岡良至(孫力)天

二德

〔和歌色葉集〕

二上之 六名譽歌仙者

集打聞に入たる歌よみは多かれども、宗と覺たかきは四百五十七人なり、

略○中

俗百六十人

拾 神祇祭主大中臣賴基(前卷)遠江守岡良(孫力)孫息

〔勅撰作者部類〕

庶自帝王至 賴基四位神祇大副(前卷)肥後守大

天德二年是歲

五〇三

拾遺集 賀、一、雜



天徳二年是歳

玉葉集 春下、一、秋

續後撰集 春下、

風雅集 冬、一、

新千載集 雜下、

五〇四

新拾

遺集 秋下、

新後拾遺集 雜春、

〔拾遺和歌集〕

雜戀十九

仁和の御屏風に、あましほたる、所に、つるなく、

大中臣頼基

しほたる、身はわれのみとおもへともよそなるたつもねをそ鳴なる

〔頼基朝臣集〕 寛平御時の屏風の歌、

まら露のおくての稻もかりてけり秋はてかたに成やしぬらん 和歌集

同

てる月の流る、水しきよければうへした秋のもみちをそみる

水そこにかけのみ、ゆるもみち葉は秋のかたみに浪やをるらん 新拾遺和歌

同

霧の立紅葉のにしきみたるればゆくへもしらぬ野へにをるかな 歌本

頼基集 結句ヲ物、

にも有哉ニ作ル、

宇多の院にて、梅花をよみ侍ける、  
散まてはきつ、たにみむ春雨に我をぬらすなうめのはなかさ 新千載和歌

同

宇多院の御前に、松のすゑに藤花さきかゝりたるを、三月晦日に

藤の花まつのみならずくれぬへき春のすゑにも咲かゝりけり

おなし院の御前にて、まゆみのもみちに、みのむしのかゝりたるを、歌

つかうまつれと 歌仙家集本頼基集と、あるに、

もみち葉の枝にかゝれるみの蟲はしくれ降ともぬれしとや思ふ 新千載和歌

同

朱雀院の御屏風に、子日の松ひく所に、鶯なく、

子日する野へに小松をひきつれてかへる山へに鶯をなく 玉葉和歌集

作者ヲ大中臣能宣朝臣ニ作ル、

天曆の御屏風に、春日野に若なつむところ、

いくはくの年つみくれと春日野に生る若なは老せさりけり 歌本

頼基集 初句ヲそこはくのニ作ル、

天徳二年是歳



花たにも散のこらなん過ぬともをしむにとまる春かともみむ和歌集

〔賴基集〕

家集本

天曆御時屏風に、七月七日、人いてゐて空をなかめたり、逢ことはわかれてのちも七夕の思ひはるへきひまもなきかな

五月五日、こまくらへするところ、

わかこまとけふにあひくるあやめ草おひをくるゝやまへるくまなるらん

〔賴基朝臣集〕

秋の夜召ありて、春宮にまいりて、鴈のなくを、なく雁はくるかかへるかおほつかな春の宮にて秋のよなれば

亭子院の御使に、こしへ行人に、おひとらするに、たゝなるよりはとて、

ゆふおひのそくはあれども別れなはこしをめぐらん程の久しさ

〔袋草紙〕

四

能宣父賴基ニ語云、先日入道式部卿御子日ニ宣歌仕テ候、賴基問之如何、能宣云、

千年まで限れる松もけふよりは君にひかれて萬代やへむ

世以稱宜云々、賴基暫詠吟シテ、カタハラナル枕ヲトリテ打能宣云、慮外昇

東宮ニ參  
ヲリテ和歌

越へ行ク  
人ニ帶ラ  
贈ル

子能宣ノ  
叱歌ス

殿有帝王御子日之時、以何歌可詠哉、ワサワヒノ不覺人哉云々、能宣須臾ニ起テ逐電云々、悦目抄、十訓抄同ジ、十

〔拾遺抄註〕

春

ちとせまでかきれる松もけふよりや君にひかれて萬代や經ん

此歌ハ、能宣カ入道式部卿親王ノ子日ニマイリテ詠歌也、諸人感歎、歸家

之時、父賴基臥病席間云、今日詠何ナル歌乎、答詠此歌之由、父聞テ起病席、

以黃楊枕打之、其詞云、帝御子日ニ被召之時、可出何歌哉云々、是勝事歟、

〔袖中抄〕

十七

しかの山越

賴基集云、或所の屏風の畫に、志賀の山こえの所、

名におへとなれるもみえすうりふさかはるのかすみなたてるなりけり

○賴基ノ卒日、二所太神宮例文、祭主補任集、中臣氏系圖、天曆十年ニ作

ル、今類聚大補任、三十六人歌仙傳、拾芥抄等ニ據リテ掲書ス、賴基、大堰

河行幸ニ供奉スルコト、延喜七年九月十日ノ條ニ、亭子院歌合ニ列ス

ルコト、同十三年三月十三日ノ條ニ、康子内親王御著裳ノ御屏風ノ和

歌ヲ上ルコト、承平三年八月二十七日ノ條ニ、皇太后五十御賀ノ和歌



ヲ上ルコト、同四年三月二十六日ノ條ニ、大神宮神嘗祭ニ、神民等鬪亂  
ノコトヲ祈謝スルコト、同年九月十七日ノ條ニ、伊勢奉幣使ト爲ルコ  
ト、天慶八年八月十三日ノ條ニ、師輔五十賀ノ屏風ノ和歌ヲ詠ズルコ  
ト、天德元年四月二十二日ノ條ニ見ユ、

年末雜載

天文、

〔日本紀略〕

村上天皇

五月廿六日、丙午、雷電、雨降、

神社、

〔賀茂社家總系圖〕

乾

賀茂社家之系圖

賀茂社  
宜補任

禰宜三年

在實 天德二年戊午  
六月五日辭

禰宜十六年

忠成 天德二年戊午  
六月五日補

〔祇園執行日記〕

九

村上天皇御宇

此御代重被造替入大王子御躰

天德二年、被下度者宣旨、

佛寺、

〔安樂寺草創日記〕

前〇筑

天滿宮安樂寺草創日記 〇次第不同、

合建立修造注之、

諸堂諸院之數并代々寄進事 〇中略

天德二年雜載

雷電

祇園社  
度者ヲ賜



四度宴席内、○中

曲水

天德二年 戊午 三月三日、小野好古始之、○中

殘菊

曲水壇那始之、御供人供酒殿役、請僧四十人、供新土師庄立用、文人廿人、

〔多武峯略記〕

○下華頂堂舍付佛像六十五所收

一彌勒堂

普賢并像一躰 金色、居長一尺二寸、乘白象、

後記云、伴像大師僧都法花三昧於此堂修之、于時欲造此并像、而天曆十年

正月十七日、不遂其願遷化、爰千滿爲遂彼本願、始自天德二年三月七日至

于同年四月一日所奉造也、大佛師東大寺僧延寬也云々、

一食堂

大黑天神像一躰 居長七寸、

後記云、右像爲興隆伽藍、護持佛法、以天德二年二月三日、檢按千滿所奉造

也、佛師東大寺延養云々、

小野好古  
大宰府安古  
樂寺ニ始  
水宴ヲ曲

多武峯  
按千滿  
賢善薩像  
ヲ造ル

佛師延寬

千滿又大  
黑天神像  
ヲ造ル

佛師延養

内舍人文  
室宣範ヲ  
シテ東宮  
ニ啓陣セ  
シム

出雲正稅  
返却帳

天德二年  
勘出ノ穀  
穎

公家、

〔類聚符宣抄〕

啓四 皇太子

内舍人文室宣範

右大臣宣、伴人宜爲東宮啓者、

天德二年十一月廿一日

大外記兼周防介御船宿禰傳說 奉

同日、仰中務少錄凡河内實平了、

正稅、

〔延喜式裏文書〕

○公 爵延喜式卷第十條實氏所藏

主稅寮解 申正稅返却帳事

出雲國延久貳年正稅帳壹卷

從去延長元年至于延久貳年、并佰沫拾沫箇年、年別返却帳○中略

天德二年勘出穀穎貳萬捌仟貳佰肆拾伍束肆把肆分

穀貳仟伍百貳斛參斗沫肆合

穎參仟貳佰貳拾壹束沫把

從四位下大江朝臣朝望同年位祿穀參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

天德二年雜載



藤原清正  
位祿料

天德二年雜載

五二二

從四位下懷古同年位祿新穀參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

從五位下內藏朝臣玄茂同年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

從五位下藤原清正同年位祿新貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

從五位下菅原朝臣行仁同年位祿新穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

從五位下水宿禰方盛當年位祿新貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

從五位下在原朝臣忠國同年位祿新貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

從五位下藤原朝臣除茂元(行方)同年位祿新穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

從五位下十市宿禰有宗當年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

從五位下橘朝臣家子天慶十年位祿新穀佰柒斛參斗陸升伍勺

從五位下伊勢朝臣內子同年新佰柒斛參斗陸升伍勺

外從五位下池田舍人安子同年位祿新穀陸拾貳斛伍斗參升

外從五位下久知宿禰遠平同年位祿新稻仟佰捌拾陸束貳把

守從五位下多治真人文正同年位祿新稻貳仟參拾伍束伍把○中

以前附件人所進延久貳年正稅帳、依例勘畢、但應填納穀類爲徵物勘出、即附返却、以解、

出雲守多  
治文正位  
祿料

承曆貳年拾貳月參拾日○下

諸家、

〔九曆〕三月廿五日、○中裏云、職方朝臣貢鷹預渡、

〔朝野群載〕三誓願 誓願書二通

前中書王(兼明)

貢鷹  
源兼明ノ  
誓願

伏願、未來無量劫、恒河沙世界、於法花經自書、若令人書、自受持讀誦、若令人受持讀誦、令無其量、以此一大事因緣之故、使一切衆生、悉得無上菩提、願生澗底之松、焦心而成墨點、亦化山下之泉、引脈而添硯水、春風和暖之朝、生烟林之笋、長莖握枝、令可作筆管、秋月淒涼之夕、產寒郊之兔、採毫纒毛、令可作筆柱、以書著垂露之點、以開出貫花之文、亦冬爲宿雪、夏爲行雨、潤彼千畝、滋我百穀、令我持經者、不乏食飲、或爲氷蠶、殺身成仁、或爲雪麻、絕根報恩、令我持經者、不乏衣服、乃至轉々隨喜者、皆出有爲界、令至無漏地、敬以發願、

伏願、未來無量劫、恒河沙世界、於我本尊觀音大悲、至心供養、盡身服事、頂長爲承、承踏之地、口常爲唱名之業、生々世々、不敢退還、爲叶我觀音大悲、願代五濁衆生、受其苦惱、嗟呼、諸佛拋我不顧、令我久溺苦海、唯我觀音、視以慈悲之眼、朝廷拋我不顧、令我既爲弃井、唯我觀音、降以汲引之恩、恒沙之界、立錫之地、猶無非

朝廷我ヲ  
ミテテ願  
ミズ

天德二年雜載

五二三







天德三年己未

正月丁未朔盡

一日丁未節會

〔日本紀略〕

村上天皇

正月一日、丁未、節會

二日戊申、東宮大饗、是日、東宮、拜觀アラセラル、

〔日本紀略〕

村上天皇

正月二日、戊申、皇太子拜觀、今日東宮大饗、

前齋宮柔子内親王薨ゼラル、

〔日本紀略〕

村上天皇

正月二日、戊申、○中是日也、柔子内親王薨、宇多院第二女

十五日、辛酉、奏柔子内親王薨由、

〔本朝皇胤紹運錄〕

宇多天皇

〔柔子内親王〕

齋宮

母同、内○大膳高太藤后公胤子、

〔大和物語〕

上

伊勢の國に前齋宮のおはしましける時に、つゝみの中納兼輔

言勅使にて下り給ふて、

吳竹の世々の都と聞からにきみは千歳のうたかひもなし撰○新勅和歌

天德三年正月一日 二日

五一七

齋宮ト爲  
リ伊勢ニ  
住マセラ  
ル  
兼輔  
藤原

御世系

宇多天皇  
第二皇女  
薨奏



六條ノ齋宮ト稱ス  
御歌什

御返しはきかす、彼齋宮のおはします所は、たけのみやことなんいひける、  
〔勸修寺縁起〕柔子内親王と申は、六條の齋宮とも申にや、

〔勅撰作者部類〕

女 柔子内親王宇多帝御女 後撰集雜一

○柔子内親王、内親王宣下ノコト、寛平四年十二月二十九日ノ條ニ、齋宮ト定ノコト、同九年八月十三日ノ條ニ、野宮ニ入ラセ給フコト、昌泰元年四月二十五日ノ條ニ、群行ノコト、同二年九月八日ノ條ニ、病ニ依リテ、勞問ニ預カリ給フコト、延喜十三年九月二十七日ノ條ニ、齋宮ノ御病ニ依リテ、大神宮ニ奉幣セラル、コト、同十四年十一月二十七日ノ條ニ、凡河内躬恒ヲシテ、和歌ヲ詠進セシメラル、コト、同十六年四月二十二日ノ條ニ、御退下ノコト、延長八年十二月是月ノ條ニ、衣服料等ヲ賜ハルコト、承平元年五月九日ノ條ニ、藤原定方ノ七々日ニ調布ヲ贈ラル、コト、承平二年八月四日ノ條ニ、女御藤原能子ト御贈答ノコト、同三年二月十三日ノ條ニ、贈皇太后藤原胤子ノ御爲メニ、造像供養ヲ修セラル、コト、天曆元年五月十八日ノ條ニ見ユ、

敍位ノ議ナシ

三日、西、己中宮大饗、是日、東宮、中宮ニ拜觀アラセラル、

〔日本紀略〕村上 天皇 正月三日、己酉、皇太子（盛平親王）參朱雀院、拜觀中宮、中宮大饗、

〔九曆〕正月三日、東宮行啓中宮事、有儀

七日、癸丑節會、

〔日本紀略〕村上 天皇 正月六日、壬子、無敍位議、

七日、癸丑節會如常、但無敍位、無御出、

〔玉葉〕文治二年正月五日、甲申、○中此日不被行敍位、○中非亮闇不被行敍位例、

天德三年、○慈眼院關白馬節會次第異事ナシ、

〔外記補任〕二 大外記外從五位下國公眞 正月七日敍、

八日、甲寅御齋會、

〔日本紀略〕村上 天皇 正月八日、甲寅、御齋會始、

十四日、庚申、御齋會竟、

後七日御修法、

〔東寺長者補任〕一 權少僧都延鑿 後七日、

外位ヲ敍ス

結願



天德三年正月九日 十一日 十二日

〔後七日御修法阿闍梨名帳〕村上天皇 三年(天德)己未權少僧都延鑒 于時二長者、九日(卯)卯杖、

五二〇

〔日本紀略〕村上天皇 正月九日、乙卯卯杖、

中宮卯杖  
作物所奉  
仕ス  
東宮卯杖  
ヲ中宮ニ  
奉ラル

〔九曆〕正月九日、卯、中宮御杖作物所奉仕、但覆帶料可被給自本宮之由、絲所女官申云々、東宮又被奉中宮、

〔近衛家文書〕十二勅例 卯杖

非節會奏卯杖例中略

天德三正九、乙卯、中納言在衡、參仗座有卯杖事、

十一日、(丁巳)左大臣實賴、大饗ヲ行フ、

〔日本紀略〕村上天皇 正月十一日、丁巳、左大臣家大饗、

〔九曆〕正月十一日、左大臣家大饗事、

〔北山抄〕三饗拾遺雜抄上 私記 天德三年、參議維時卿、三獻後來、直著座、

罰酒

右少辨文時、不預謝座、不申事由直著、仍行罰(酒脫カ)第二獻右大將、左衛門督勸之、依舍兄也、

十二日、(戊午)吳越國持禮使盛德言、書ヲ上ル、

〔日本紀略〕村上天皇 正月十二日、戊午、大唐吳越持禮使盛德言上書、

○吳越國使盛德言、書ヲ上ルコト、元年七月二十日ノ條ニ見ユ、

穢ニ依リテ、右大臣師輔、大饗ヲ停ム、

〔日本紀略〕村上天皇 正月十二日、戊午、(師輔)今日右大臣家大饗、依穢停止、

十三日、己未、右大臣家大饗料、給三局使部等、天慶十年正月十二日記云、太政

大臣家大饗、忽有障停止、後日給三局史生、而今度給使部、不給史生、

〔九曆〕正月十三日、依故殿例、大饗料所儲酒食魚鳥等、令給史、又送勸學、崇親

兩院、

二十五日、(辛未)皇后、御産期近キニ依リテ、左近衛權中將藤原伊尹ノ小一條

第二遷御アラセラル、

〔日本紀略〕村上天皇 正月廿五日、辛未、(安子)中宮自朱雀院、遷御于小一條伊尹

朱雀院ヨ  
リ遷御

朝臣宅東一條、

〔御産部類記〕二利三十五伏見宮御記 圓融院 外記 天德三年正月廿五日、

中宮自朱雀院遷御小一條殿、大納言藤原顯忠卿已下奉仕御前、下略

三月略○中八日、癸丑、(憲平親王)先是皇太子、正月廿五日、從朱雀院遷御左近中將藤

天德三年正月二十五日

五二一

大饗ノ料  
ヲ三局使  
等ニ賜

大納言以  
下御前ニ  
奉仕ス  
東宮モ亦  
移御アラ  
セラル



原伊尹朝臣於東一條宅、被待誕生日

○皇子<sup>平守</sup>御降誕ノコト、三月二日ノ條ニ、皇后、飛香舍ニ移ラセラル、  
コト、六月十六日ノ條ニ見ユ、

二十六日、<sup>壬申</sup>除目、

〔日本紀略〕<sup>村上天皇</sup> 正月廿二日、戊辰、除目始、

廿三日、己巳、同、

廿四日、庚午、同、

廿五日、辛未、同、

〔公卿補任〕<sup>五</sup>

參議從四位上藤朝成、<sup>四十</sup>正月廿六日兼備中權守、

橘好古、<sup>七十</sup>正月廿六日兼備前守、<sup>(藤原)</sup>

〔公卿補任〕<sup>五</sup>

<sup>康保四年</sup>參議正四位下藤齊敏、<sup>四十</sup>同三正廿六依病辭中將、<sup>(右近衛)</sup>

〔公卿補任〕<sup>六</sup>

<sup>安和二年</sup>非參議從三位藤濟時、<sup>廿九</sup>同三正廿六侍從、

〔公卿補任〕<sup>六</sup>

<sup>安和三年</sup>參議從四位上藤爲光、<sup>廿九</sup>同三正廿六左兵衛權佐、

〔外記補任〕<sup>二</sup>

入内

大外記從五位下國公眞 <sup>(正月)</sup>廿六日遷大隅守、

大江遠兼 正月廿六日入内、

少外記小野傅説 正月廿六日任、六十一、

權少外記海正澄 正月廿六日任、元民部大錄、

〔敍位除目執筆抄〕

天德三正廿二縣召、<sup>廿六日</sup>執筆<sup>(左大)</sup>

〔公卿補任〕<sup>六</sup>

<sup>天元四年</sup>參議正四位下大江齊光、<sup>四十</sup>同三正月轉大丞、<sup>(式部)</sup>

○大江齊光ノ任官、便宜合敍ス、

二十七日、<sup>癸酉</sup>興福寺ノ僧徒、左大臣實賴ノ六十算ヲ賀ス、

〔日本紀略〕<sup>村上天皇</sup>

正月廿七日、癸酉、興福寺僧賀左大臣六十算、

○勸學院學生、實賴ノ六十算ヲ賀スルコト、十二月十五日ノ條ニ見ユ、  
二十八日、<sup>甲戌</sup>本任ノ放還ヲ待タズシテ、近江守伴彥眞ノ任符ニ請印セシ

〔類聚符宣抄〕

<sup>不入</sup>待本任放還賜任符

左大臣宣奉勅、近江守伴宿禰彥眞、不待本任放還、可令請印任符者、

天德三年正月廿八日

大外記兼周防介御船宿禰傅説 奉

入眼



天德三年二月二日 四日 六日 七日

五二四

二月 丙子朔

二日、丁丑釋奠、

〔日本紀略〕村上天皇 二月二日、丁丑釋奠、

四日、己卯祈年祭、大原野祭、

〔日本紀略〕村上天皇 二月四日、己卯祈年祭、大原野祭、

〔年中行事秘抄〕上二月卯日大原野祭事 當祈年祭例、

天德三年、

六日、辛巳本任ノ放還ヲ待タズシテ、備後守藤原致忠ノ任符ニ請印セシム、

〔類聚符宣抄〕八不待本任放還賜任符

左大臣宣奉勅備後守藤原朝臣致忠不待本任放還可令請印任符者、

天德三年二月六日

大外記兼周防介御船宿禰傳說 奉

七日、壬午從五位下賀茂忠行ニ勅シテ、試ニ匣中ノ念珠ヲ占セシム、

〔朝野群載〕陰陽道 賀茂忠行奉勅試占、以水精念珠、

右二月七日、壬午時加午、小吉臨卯爲用、將朱雀中微天空、終大衝大陰、

卦遇曲直

推之、火色有中、不能水連燒、水石有筋、不能衣濕、方圓其母唯一、惣圓其兒餘百、宛如雁列連々、懸手副身、桑林吐吸、若串玉糸、空胎露原漆底歟、大分是三寶物、祕密真言具、寔知水精誦珠、貫朱糸、入八角匣歟、

天德三年二月七日

勸申賀茂忠行

○賀茂忠行ノ事蹟、便宜左ニ附載ス、

〔阿婆縛抄〕五十之一先蹤

澗底隱者記云、天慶三年、東西賊亂之時、近江國司馬賀茂忠行奏公家言、被行

白衣觀音法者、○下

〔本朝文粹〕六申讓爵 狀中

從五位下行曆博士賀茂朝臣保憲誠惶誠恐謹言、

請殊蒙天恩、以所帶榮爵、讓親父正六位上忠行狀、

大江朝綱

右先父兄而帶爵、古人恥之、今亦恥之、推榮班而讓親、賢者思之、愚亦思之、親父忠行心尋古今、學兼倭唐、訪七略而叩門戶、涉九流而酌淺深、嗜學之情、老而彌篤、保憲過庭日淺、纔窺推步於一隅、奉公勞成、已忝榮爵於三朝、而老父齡傾、青

天德三年二月七日

五二五

賀茂忠行ノ傳  
官歴  
近江掾

正六位上



子保憲所  
帶ノ榮爵  
ヲ父ニ讓  
ランコト  
ヲ請フ

世系

傳記  
陰陽師  
恩賞ノ仰  
ヲ蒙ル

忠行ト師  
輔

天德三年二月七日

衫不改柴扉之裏、愚子年少、朱衣漫曳周行之間、○中方今聖上已以孝治天下、  
臣下何忘孝留心中、望請天慈、曲降哀矜、以此朝請之名、令讓暮年之父、然則父  
登榮班、得誇五品之號、子返初服、猶勝萬戶之侯、○中略

天曆六年四月廿七日

從五位下行曆博士賀茂朝臣保憲上

〔賀茂氏系圖〕

江人

忠行 丹波守  
從五位下、

保憲 主計頭、陰陽博士、  
天文博士、

保胤 文章生、改姓慶滋、管（文勝）三品、  
兄弟、大内記、法名寂心、

保章 文章博士、從  
四上、能登守、

保遠 正計助、  
正五下、

〔二中歷〕 十三能 陰陽師 忠行 賀

〔貞信公記抄〕 天慶二年十二月卅日、召賀茂忠行、仰若有功者、殊可賞之事、

〔阿婆縛抄〕 大白衣之二 一先蹤

惠什（本名）閣梨云、將門亂逆時、九條殿、陰陽忠行（亂逆）ハ朝大事也、何爲之耶

將門ノ白衣觀亂  
音法ヲ修  
スベキヲ  
從憑ス

陰陽道ニ  
精通ス  
當時ノ  
比アル  
ノナルシ

子保憲ヲ  
伴ヒテ  
殿ニ赴ク

保憲鬼神  
ヲ目撃ス

忠行感歎  
ス

令問給、忠行申云、可令修白衣法給、伴法攘難至極也云々、殿下召山人、（僧可）  
修伴法之由被仰、僧都正直不知之由、申、仍當時先哲寬靜僧正、可修伴法之  
由令仰下、依仰僧正始修之、（○覺禪抄）

〔今昔物語〕

本朝付世俗 賀茂忠行道傳子保憲語第十五

今昔、賀茂忠行ト云フ、陰陽師有ケリ、道ニ付テ古ニモ不恥チ、當時モ肩ヲ竝  
フ者无シ、然レハ公私ニ此レヲ止事无キ者ニ被用ケル、而ルニ人有テ、此ノ  
忠行ニ被ヲ爲レハ、忠行被ノ所ニ行トカム出立ニケル、其ノ忠行カ子保憲、其  
ノ時ニ十歳許ノ童ニテ有ニケル、父忠行カ出ケル強ニ戀ハケレ、其ノ兒ヲ車ニ  
乗セテ、具シテ將行ルニケ、被殿ニ行テ、忠行ハ被ヲ爲ルニ、兒ハ其ノ傍ニ居タ  
リ、被畢ハ、被ヲ爲スル人モ返ヌ、忠行モ此ノ兒ヲ具シテ返ルニ、車ニテ兒  
ノ祖ニ云フ様、父古曾ト呼ヘハ、忠行何ソト云ヘハ、兒ノ云ク、被ノ所ニテ、我  
カ見ツル氣色怖氣ナル體ルシタ者共ノ人ニモ非ヌカ、  
ニシテ二三十人許出來テ、竝居テ、居ルヘタ物共ヲ取食テ、其ノ造置タル船車馬  
ニナト乗ソテコ散々ニ返ツレ、其レハ何ソ父ヨト問ヘハ、忠行此レヲ聞テ思フ  
様、我ソレコ此ノ道ニ取テ世ニ勝タル者ナレ、然レト幼童ノ時ニハ、此ク鬼神

天德三年二月七日



天德三年二月七日

五二八

ヲ見ル事ハ无キ、物習ソテコ漸ク目ニハ見シカ、其レニ此レハ此ク幼キ目ニ此ノ鬼神ヲ見ルハ、極テ止事无キ者ニ可成キ者ソニコ有ヌレ、世モ神ノ御代ノ者ニモ不劣ト思テ返ケルマ、我カ道ニ知ト知ケル事ノ限ヲハ、露殘ス事无ク、心ヲ至シテ教○ヘケリ、  
下略

安倍晴明隨忠行習道語第十六

今昔、天文博士安倍晴明ト云フ陰陽師有ケリ、○幼ノ時、賀茂忠行ト云ケル陰陽師ニ隨テ、晝夜ニ此ノ道ヲ習ケル、聊モ心元无キ事无ケリ、而ルニ晴明若ケル時、師ノ忠行カ下渡ニ夜行ニ行ケル、共ニ歩テニ車ノ後ニ行ケル、忠行車ノ内ニシテ吉ク寢入ルニケ、晴明見ニ、艶ス怖キ鬼共、車ノ前ニ向テ來ケリ、晴明此レヲ見テ、驚テ車ノ後ニ走リ寄テ、忠行ヲ起シテ告ケレ、其ノ時ニソ忠行驚テ覺テ、鬼ノ來ルヲ見テ、術法ヲ以テ忽ニ我カ身ヲモ恐レ无ク、共ノ者共ヲモ隱シ、平カニ過ル、ケ其ノ後忠行、晴明ヲ難去ク思テ、此ノ道ヲ教フル事、瓶ノ水ヲ寫スカ如シ、○下

〔今昔物語〕

本朝付惡行 平貞盛朝臣於法師家射取盜人語第五  
今昔、下邊ニ生徳有ル法師有ケリ、家豊ニシ萬ツ樂シク過ケル程ニ、其ノ家

弟子安倍晴明

忠行術法ヲ以テ鬼神ヲ避ク

忠行法師フノ怪ヲ占

ニサトシテ怪ケレハ、賀茂ノ忠行ト云フ陰陽師ニ、其ノ怪ノ吉凶ヲ問ヒニ遣ケタリニ、某月某日物忌ヲ固クセ、盜人事ニ依テ命ヲ亡サム物ソト占ケレハ、法師師大キニ怪ミ思ヒケ程ニ、其ノ日ニ成レハ、門ヲ閉テ人モ不通ハセテ、極ク物忌固クシ有ケル程ニ、此ノ物忌度々ニ成テ、其ノ物忌ノ日ノ夕暮方ニ、門ヲ叩ク者有リ、怖レテ答テモセ有ケル責メテ叩ケレ人ヲ以テ、此レハ誰カ御ソ、ル固キ物忌ソト云ケレハ、平ノ貞盛カ只今陸奥ノ國ヨリ上タル也ト云フ、○貞盛カ云ヒ入ルサス様、○中然テモ何ナル物忌ソト問フ、内ヨリ云ヒ出ルサス様、盜人事ニ依テ、命ヲ可亡シトトナヒタ固ク忌ム也ト、貞盛亦云ヒ入ルサス様、然テハ態トモ貞盛ヲ呼ヒ籠メテ有セメ、何テカ貞盛ヲハ可返キト、然レハ法師現ヤト思ヒケ、然ハ殿許入り給ヘ、郎等御從共ヲハ返シ遣テヨ、尙物忌固ク侍リト云ヒ出ケレハ、貞盛然也ト云テ、我許入テ、馬共モ郎等共モ皆返シ遣下ツ、○

十日、乙酉、直物

〔日本紀略〕

十一日、丙戌、列見

村上天皇 二月十日、乙酉、直物

五二九



詩題  
序者藤原  
國光アリ  
歌舞アリ  
章明親王  
吉服ヲ著  
シテ參内  
セラレ

天德三年二月二十五日  
〔日本紀略〕村上天皇 二月十一日、丙戌、列見、  
二十二日、酉、内宴、是日、章明親王ニ帶劔ヲ聽シ、女御藤原芳子ヲ正五位  
下ニ敍ス、

〔日本紀略〕村上天皇 二月廿二日、丁酉、雨降、内宴、題云、春樹花珠顆、式部權大輔

國光朝臣爲序者、有歌舞、是日、章明親王聽帶劔、女御藤原芳子敍正五位下、

〔九曆〕二月廿二日、内宴、題云、春樹花珠窠、章明親王及爲明源氏等、柔子親王

服也、○正月二日而著吉參入云々、章明親王給勅授、芳子女御敍正五位上、

〔北山抄〕三拾遺雜抄上 天德三年二月廿三日云々、女御芳子敍正五位

下、招出右大將仰位記事、先例也、御遊之次、帥親王帶劔、（私記）

〔歷代編年集成〕村上天皇 同三年二月二十二日、内裡華宴、

二十五日、庚子右大臣師輔、北野社ヲ増築ス、

〔菅家御傳記〕天德三年二月廿五日、右大臣正二位藤原師輔、造増神殿屋舍、

獻上神寶數品、

〔年中行事抄〕二十五日北野天神御忌事 天德三年、九條右大臣造増屋舍、

奉供寶物、

神寶ヲ獻

祭文

子孫代々  
攝録國母  
トヲ祈ル

〔最鎮記文〕天德三年、九條右大臣殿造増屋舍、奉供寶物、其祭文云、

天神朝廷之間、波古名乎揚天、高崇班爾昇給天、四海之舟撒トシ、綱紀乎意仁

任、世給ヒ支、夜臺之後、仁ハ、令跡乎垂天、普祈禱ニ叶天、一天下之尊卑乎、護持

給不ニ事自在也、因テ茲ニ師輔力乎竭シ、誠乎至天、奉禱古度無極、夜乃守日

乃守爾守幸、倍給天、男女乃子孫品々ニ、男ヲハ國家乃棟梁トシ、萬機乃攝録

ヲ意ニ任セ、及太子乃祖ト成シ、女ヲハ國母、皇后、帝王乃母多留、我カ姓藤原

乃氏ト、千世之世、仁名乎ハ傳、倍萬孫之家、仁跡乎繼天、天神乃此地ニ鎮マリ

御坐ニ隨天、二儀仁比天、不衰須、三光ニ伴天、有慶留氏、夜乃守日、乃守仁守

幸賜ヘト、恐見恐見、毛申、○江見左織氏所藏

〔北野緣起〕北野天滿自在天神宮、創建山城國葛野郡上林鄉緣起

ル、○上略、菅原道真ノ靈、託宣ノ條ニ收ム、以去天曆元年歲次丁未六月九日、

奉移伴處、其後松種忽生、成數步之林、神妙在眼、如萬人之殖、彼時小木之地俄

繁、今則大陵之庭既暗、建立造宮之後、于今十四箇年之間、奉爲天神所濟之雜

事、改造御殿五箇度、最後所構造立、是三間三面庇檜皮葺也、所用之色不可盡

筆端、奉造御影像、并奉爲法樂增長、奉寫法花經十部、金光明經一部、仁王般若

天德三年二月二十五日

五三一

三間三面  
ノ神殿ニ  
改造ス  
御影ノ爲  
法樂ノ爲  
メニ寫經



シ率都婆  
ヲ立ツ  
觀音堂  
建ビ僧房ヲ

天德三年二月二十五日

五三二

經二部、奉立率都婆四本、亦依御託宣、建立三間四面堂一字、安置觀世音菩薩像一軀、其外雜事累季多端矣、敢非可細記、就中五間僧房二字之中、一字在庇壹面、一字在庇三面、鐘一口長一尺六寸、禮盤一具二基、金鼓二面、徑八寸之中、一面紛失、具注疏資財帳也、由是言之、萬物必有根源、弄根者何得花實之榮、絕源者何繼宗海之流、後代若旋踵於此宮邊之輩、不擇僧俗、不論貴賤、觸奇子之子々孫々、可隨其進止、況於大小所司乎、傳領之旨、就之不可失、若或所司存阿容之情、施偏黨之判者、強好以望天神之幽罰乎、仍今爲後代勸緣起之旨、而請隨近在地證判如件、

天德四年六月十日、根本建立禰宜多治記、○天德以下十七字、江見左織氏所藏文書ヲ以テ補フ、

天神ノ靈  
依リ  
皇胤  
攝録  
絶エズ

〔荏柄天神緣記〕天曆元年より、天德に至るまで四十年のあひた、御殿をつくり改る事は五ヶ度也、天德三年己未の歲、九條右丞相屋舎をつくりまし、寶物をまいらせ給けり、此故に、九條殿の御子孫、今までも攝祿も絶事なく、皇胤もつき給はぬは、九條殿の信心のちから、天滿天神の御惠なり、

〔元亨釋書〕

天十八 神仙五 天滿大自在天神

天德三年、右丞相藤師輔、改規大厦、自爾靈威日新、

○菅原道真ノ祠ヲ北野ニ建ツルコト、天曆元年是歲ノ條ニ見ユ

天德三年二月二十五日

五三三



三月 丙午朔

二日、丁未、皇子、守平御誕生アラセラル、

〔日本紀略〕村上天皇 三月二日、丁未、皇后產第五皇子、守平、

〔御産部類記〕錄二、伏見宮御記 圓融院 外記 三月二日、丁未、寅刻中

宮有御産事、

〔九曆〕三月、中宮産男子事、

〔伏見宮御記録〕皇子降誕、御浴殿讀書例 皇子降誕時浴殿讀書儒事

一四位二人例

圓融院 天德三年三月二日降誕、

從四位下行東宮學士兼文章博士三統元夏

從四位下行式部權大輔藤原國光

中納言在衡卿男、于時侍讀參議從三位大江維時卿許也、公卿不動之、仍

召加國光、

○中右記元永二年四月二十八日ノ條及ビ大鏡裏書、一代要記等、異事  
ナキヲ以テ略ス、皇后、藤原伊尹ノ第二移ラセ給フコト、正月二十五日

三統元夏  
藤原國光  
御湯殿讀  
書ヲ奉仕

三統元夏  
ノ傳  
官歴  
從七位上

文章得業  
生

式部少丞

式部大丞

從五位下

ノ條ニ、皇子守御七夜ノコト、本月七日ノ條ニ、飛香舎ニ移ラセ給フコ

ト、六月十六日ノ條ニ見ユ、三統元夏ノ事蹟、左ニ附載ス、

〔類聚符宣抄〕文章生試

蔭子從七位上三統宿禰元夏

右左（兼手）大臣宣奉勅、伴人宜仰式部省、令奉文章生試者、

延長七年八月廿一日署名

〔類聚符宣抄〕文章得業生試

少輔正五位下藤原朝臣在衡傳宣、右大臣宣奉勅、文章得業生三統元夏據文

章博士大江朝綱等奏、申請之旨、非無其由、特不滿年限、宜令遂課試、

承平七年二月十五日署名

〔本朝世紀〕天慶元年七月十六日、辛酉、中召式部少丞三統元夏、給有相朝

臣召名、

四年九月十九日、丙子、天晴、此日郡司讀奏也、中先是、式部大輔兼右大辨藤

原在衡朝臣、大丞三統元夏中等、依例祇候日華門外北腋床子座、

五年閏三月一日、甲申、中式部大丞三統元夏、中敍從五位下、中即皆被

天德三年三月二日

五三五



天德三年三月二日

拜於受領之官也、

從五位上

〔二中歴〕

儒職歴 文章博士 三統元夏天曆四二

〔本朝文粹〕

六 申官 奏狀中

正五位下行文章博士橘朝臣直幹誠惶誠恐謹言、

請被特蒙天恩兼任民部大輔闕狀、

文章博士  
式部少輔  
兼字ヲ賜ハル

右直幹謹檢案内、略中又至同四年天曆三統元夏從式部少輔除儒職之日不罷少

輔被賜兼字、略中又儒官之例不越次第而三善文明及三統元夏等者皆是直

幹之下藹末座也、略中

天曆八年八月九日 署名

〔二中歴〕

儒職歴 學士侍讀 三統元夏天德

〔葉黃記〕

實治元年四月廿七日庚戌、略中

一蔭位年齒等事

康保元年十二月七日酉穀倉院學問料可給二人處之脱之三人競望之中藤原忠輔

略註菅原輔昭、略註三統篤信故元夏等也

〔倭歌作者部類〕

四位 三統元夏式部大輔理平 拾遺集、

東宮學士

世系

子篤信

父理平

歌什

學生字

紀貫之ノ隣家ニ住ス

〔二中歴〕

名人歴 學生字 三統元夏 一ニ

〔紀貫之集〕

雜部 式部丞三統元夏かにしなる隣に住はしめてかくちか

となりなることなどいひおこせたるついでに、よみておくれる、

梅の花匂ひのふかくみえつるは春の隣の近き成けり拾遺和歌集

同

とある返し二首、

かたのみそ春はありける住人は花しさかねはなそやかひなし

梅もみな春近しとてさく物をまつこともなき我やなに也拾遺和歌集

四句ヲまつ時  
もなきニ作ル

○元夏御讀書始ノ尙復ト爲ルコト天慶四年十一月十四日ノ條ニ紀

貫之ト和歌ヲ贈答スルコト同九年是歲紀貫之卒スル條ニ憲平親王

御七夜ニ御讀書ヲ奉仕スルコト天曆四年閏五月一日ノ條ニ殘菊宴

ニ詩題ヲ上ルコト同五年十月五日ノ條ニ見ユ、

三日戊申内裏ノ穢ニ依リテ御燈ヲ停ム、

〔日本紀略〕

村上天皇 三月三日戊申依内裏穢御燈停止、

天德三年三月三日

五三七

五三六



曲水宴

〔日本紀略〕天村上 三月三日、戊申、略中今日曲水宴、御製水映紅桃色、

八日、癸丑皇子平守御七夜ノ儀ヲ行ハセラル、

〔日本紀略〕天村上 三月八日、癸丑、今夜中宮御產七夜、諸卿參會、有饗、

〔御產部類記〕二錄利三十五伏見宮御記 圓融院 外記 (天德三年三月) 八日、癸丑、今夜中宮御

產七日夜也、○中略、東宮、藤原伊尹、第ニ遷御ノコト、今月二日、有御產、公卿諸

大夫、入夜會集、宿御在大夫武孫有於宿禰、臨晚召仰諸司、七丈幄一宇令立家

中、使所預設諸大夫座、內藏寮辨備饗饌、又內藏寮先期奉仰調供、一前之儲、菓

子及生魚、干魚、鳥六十四種爲限、盛以樣器、○柳原家記錄所收御產

十一日、丙辰直物、小除日、

〔日本紀略〕天村上 三月十一日、丙辰、直物、小除日、

勅シテ、藏人頭藤原伊尹ヲシテ、左大辨藤原有相ヲ糺問セシム、(葉カ)

〔西宮記〕七前官奏田家本 九記云、天德三年三月十一日、藏人頭伊尹公家勅、問

左大辨有相所宛不行官奏、於結政所不見諸國交替使早不申行等云云、

十三日、戊午射禮、

御製

諸卿參會

輕舍ヲ家  
中ニ立ツ  
諸司召仰  
內藏寮饗  
饌ヲ辨備

所充ノ日  
及ビ結政  
過所ニ於テ  
失アリテ

豐樂院出

御膳ヲ供  
ズル時ハ  
射ヲ停ム

左右兵衛  
鬪亂ス

結願

〔日本紀略〕天村上 三月十三日、戊午、於建禮門步射

〔北山抄〕三射禮 拾遺雜抄上 天德三年、依太白星坐南方、不御建禮門、御豐樂

院、時內辨兀子、立青綺門南面西第二間東頭柱下壇上云々、鈴奏畢就兀子、奉

召、經左仗東南、於陣西頭謝座、經陣前參上、王卿入自烏羅第二間、供御膳時、停

射如恒、射者跪候、行立者不跪云々、

感神院、清水寺ト鬪亂ス、檢非違使ヲシテ、之ヲ制止セシム、

〔日本紀略〕天村上 三月十三日、戊午、○中感神院與清水寺鬪亂、遣檢非違使

制止之、

十四日、己未賭射、

〔日本紀略〕天村上 三月十四日、己未、賭弓之間、左右兵衛鬪亂、

十六日、辛酉季御讀經、

〔日本紀略〕天村上 三月十六日、辛酉、季御讀經始、

十九日、甲子、同竟、

二十二日、丁卯彈正ヲシテ、京中ヲ巡檢セシム、

〔日本紀略〕天村上 三月廿二日、丁卯、彈正巡檢京中之間、於修理職邊、與飛驒



天德三年三月二十四日 二十九日 三十日

等鬪亂

二十四日、巳殿上賭射、

〔九曆〕三月廿四日、殿上賭弓事、有儀

〔西宮記〕正月下殿上賭弓 賭弓 （前卷）天德三年三月廿四日、殿上侍臣奉仕賭弓云々、了

中間仰云、可有募物者、公卿以鷲實定奏云々、又更覽三度、此度不分念人、麗景殿女御懸物、

〔西宮記〕二月前田家本 殿上賭弓 天德三年三月廿四日、殿上賭弓、申刻前方

經敷政、宣仁兩門著座、以議所同剋後方經日華門著座、以內暨所右中將博雅

來召王卿云々、取弓著座、主上仰云、當日上可奏先後奏者、即起進奏文、返給後、召前方濟時、後方國光朝臣、給奏文間、未令懸的、仍仰博雅令懸、先例臨時御弓

二十九日、甲左馬寮生馬神二正三位ヲ授ク、

〔諸神根元抄〕坤一式外

坐左馬寮 生馬神 天德三三廿九、正三位、

三十日、乙文人ヲ召シテ、詩ヲ賦セシム、

詩題アリ

〔日本紀略〕村上天皇三月卅日、乙亥、召文人於祕書閣、令賦春被鷲花送之詩、有御製、

是月、花宴アリ、

〔歷代編年集成〕村上天皇同三年、内裏華宴、

〔拾遺和歌集〕賀五天德三年三月、内裏に花宴させ給けるに、○三月ノ二

氏所藏拾遺集切ヲ以テ補フ、

九條右大臣

さくら花こよひかさしにさしなからかくてちとせの春をこそへめ

天德三年三月是月

五四一

鷲實ヲ以テ募物ト藤原莊子ノ懸物

議所内暨幕所前後爲勅ニ依リテ上卿先奏ス

五四〇



天德三年四月一日 四日 五日 七日 八日

四月丙子朔

一日丙子旬平座

〔日本紀略〕村上天皇 四月一日、丙子、旬平座、天皇不御南殿、依御物忌也、

四日己卯廣瀨、龍田祭、

〔日本紀略〕村上天皇 四月四日、己卯、廣瀨、龍田祭、

五日庚辰新錢ヲ上リ、親王以下諸司ノ官人ニ頒ツ、

〔日本紀略〕村上天皇 四月五日、庚辰、賜新錢於親王以下諸司官人以上、天皇并

(安子)中宮、東宮奉之、親王以下於軒廊南給之、

○鑄錢司ニ改錢ノ官符ヲ下スコト、二年四月十二日ノ條ニ、新錢ヲ諸社ニ奉ルコト、本月十七日ノ條ニ見ユ、

七日壬午擬階奏、

〔日本紀略〕村上天皇 四月七日、壬午、○中今日擬階奏、

八日癸未灌佛、

〔日本紀略〕村上天皇 四月八日、癸未、灌佛、

〔九曆〕四月八日、灌佛布施錢依寬平例進古錢、是中將說也、

御物忌

中宮東宮  
ルニモ亦上

布施進古  
錢ヲ進ム

王卿錢ヲ  
置キテ著  
座有明親  
帥ヲ置テ  
カズシテ  
著座セラ

公卿座ヲ  
北方官人  
ノ座所ニ  
敷カシム

〔九條年中行事〕

四月八日灌佛事 次王卿次第灌佛、○中又有初入自南間、後出北間、是額間、○中略

天德三年、王卿置錢、著座之後、大納言源高明卿參入、即取錢參入、置机之後、著座、其後大宰帥有明親王參入、議定之間、忽無一定、仍付藏人、令賜氣色之後、不置錢、直著座、大閤後仰云、今日後參王卿、參上之儀、兩端未思得其善、今案、先以六位、令置錢之後、進可著座歟、側想像先例、又者、予承此教、已經年內、其間若有謬乎、亦彼後參王卿就座之儀、雖分明不思惟、猶以大概記付之、慥可尋之、

九日甲申平野祭、松尾祭、

〔日本紀略〕村上天皇 四月九日、甲申、平野、松尾祭、

十三日戊子建春門ノ修理ニ依リテ、公卿ノ座ヲ改メシム、

〔類聚符宣抄〕六雜例

(舊稱)左大臣宣、修理建春門之間、依先例、公卿座可敷北方官人座所之由、可仰左衛門陣者、

天德三年四月十三日

大外記兼周防介御船宿禰傳說 奉

〔西宮記〕

○臨時一家大外記鈔本

天德三年四月十三日、外記云々、依左大臣

天德三年四月九日 十三日



天德三年四月十七日 二十二日

五四四

宣、修理建春門、任延喜十一年四月廿六日例、○其條アリ、公卿座可敷北方官人座所之由、召仰府生山良基了、

十七日、壬辰、新錢ヲ大神宮以下ノ十一社ニ奉ル、

〔日本紀略〕村上天皇 四月七日、壬午、奉新錢於諸社諸寺使、可差進之由、仰神祇官、中務省、

十七日、壬辰、奉新錢於伊勢大神宮以下十一社、以神祇官人爲使、今日廢務、先例雖不分明、可廢務之由被仰下了、

〔九曆〕 四月十七日、新錢奉遣諸社事、

〔賀茂注進雜記〕乾 行幸官幣御幸并祈願靈驗等

天德 同三年四月十七日には、新錢を伊勢賀茂へ、神祇官（人脱カ）を使として奉らる、兩社以下十一社に奉られけると云々、

○新錢ヲ上ルコト、本月五日ノ條ニ見ユ、

二十二日、丁酉、賀茂祭、

〔日本紀略〕村上天皇 四月十九日、甲午、齋院禊、今日酉刻以後大雷雨、

齋院御禊  
警固

神祇官人  
ヲ使ト爲  
廢務

廿二日、丁酉、賀茂祭、

〔九曆〕 四月廿二日、賀茂祭進勅使、中將伊朝臣、中宮使亮兼 出立事、

勅使  
中宮使  
還立饗アリ

二十九日、辰甲、天台座主延昌、補陀落寺ヲ供養ス、

〔日本紀略〕村上天皇 四月廿九日、甲辰、天台座主延昌供養補多樂寺、

〔扶桑略記〕村上天皇 四月廿九日、延昌僧正供養補多樂寺、請僧百口、僧

請僧百口  
音樂ヲ奏  
ス

綱二十人、凡僧八十人也、八十禪衆出葱嶺而雁行、四五僧綱下雪山而鳩集、又奏音樂、龍之鳴水中、重聞馬季長之笛、鳳之翔雲上、再遇王子晋之笙者也、已上、

〔門葉記〕七十四山城 寺院四 補陀落寺

當寺在于大原、延昌座主建立也、仍爲平等坊被管也、

小僧延昌、歸命稽首而白佛言、其齡及九歲、始登台山、忘家隨師、服道守志、更尋

幽閑之處、于時、禪定之居、信脚經行、到山北之嶺、得一道場、名曰明燈寺、人烟絕

域之地、鳥路希通之巔也、欣然忘歸、屢以栖息、莓苔之茵、經春秋而不舊、水石之

翫、送歲月而猶新、去承平年中、故太政大臣貞信（忠平）公命小僧住法性寺、因茲此

地烟霞、暫以如忘、天慶之比、偷閑尋來、携薜蘿以望之、棟宇朽而不見、排荆棘以

天德三年四月二十九日

五四五

願文  
延昌明燈  
寺ニ遊ブ



寺ヲ明燈  
寺址ニ建

寺號ヲ補  
陀樂寺ト  
改ム

天德三年四月二十九日

五四六

求之、粉壁頽而無遺、靜思往年、喟然而還矣、到同八年、遂以草創、○天慶八年是歲ノ條參看花堂結構、不日之功已成、尊像刻彫、滿月之粧初出、奉造八尺十一面觀音像、不動尊像、毗沙門天王像各一赫、自餘尊容、更又有數、即改舊日之號、爲補多樂寺、蓋依以觀音爲主也、奉書涅槃經一部卅八卷、天慶五年以來、孟夏講涅槃經、尋五行之至道、初冬說平等之教、傳（傳）一乘之法輪、計其剋念、雖歷十六年、論其善根、猶超千萬劫、凡厥功德、爲引導六道群生也、方今小僧、既以桑榆之頽齡、忝爲苾芻之（苾芻）上首、水月觀淺、唯憂浮世之無常、霧露危深、幾思幻生之不定、既而云堂云佛、莊嚴僅成、惟花惟香、供養宜設、麥秋之暮、桂月之終、聊展師子之法筵、敢屬龍象之名德、所招者八十禪衆、於台嶺而雁行、所迎者四五之僧綱、下雪山而鳩集、梵唄合唱、聲任於遍法界之風、情蓋交飛、色映於盡虛空之日、又奏一部之音樂、以備諸天之降臨、龍之鳴水中、重聞馬季長之笛、鳳之翔雲上、再過王子晋之笙、（復此カ）況貂蟬添志、朱紫致誠、既移鷲嶺之古風、豈尋鹿苑之昔會、擊此小善、普及無邊、三界表裏、四生親疎、依我刹那之惠業、結彼安樂之佛因、敬白、

天德三年四月十九日

天台座主僧正法印大和尚位延昌

願文作者  
藤原後生

作者越中守藤俊生

淨藏聽法  
ス

〔大法師淨藏傳〕西塔平等房和尚、（延昌）供養大原補陀落寺之日、法師爲聽法至會場、童子來告云、所騎之馬俄斃、法師云、汝早去而守之、折柴掩目、宜防鳥啄之、童子受命旨而待法師來矣、法會已畢、法師歸來、即向死馬、念誦加持一百八反、馬忽蘇息、振身而立、童即秣飲之、望者見擊、（擊）獲人不得開避、法師遂舉策而取道來庵、命童子云、早牽馬可出門、業報決定、童子引至闔外、果斃如言、

○補陀落寺ヲ勅願寺ト爲スコト、應和三年四月十七日ノ條ニ見ユ、

天德三年四月二十九日

五四七



五月大巳朔

四日戊申大神宮以下十六社ニ奉幣ス、是日、諸寺ニ藥玉ヲ賜フ、

〔日本紀略〕村上天皇 五月四日、戊申、天皇幸八省院、奉幣伊勢大神宮以下諸社、

合十六社也、風雨雷鳴、降雨之時、其例不見、依神祇伯大中臣安則朝臣之說被行之、然間天晴、

〔北山抄〕六奉幣諸社略記 天德三年五月、奉幣使立日、擇申四日五日、而四日、

依諸寺給藥玉、被定五日、

○北山抄、奉幣ノ日ヲ五日ニ作ル、今日本紀略ニ據リテ揭書ス、

七日辛未木工頭小野道風ヲシテ、藻壁門ノ額ヲ書セシム、

〔日本紀略〕村上天皇 五月七日、辛亥、藻壁門額字滅、仰木工頭道風朝臣令書

〔一代要記〕村上天皇 四年天德庚申五月、道風書藻壁門額、

○一代要記、四年ニ作ル、今日本紀略ニ據リテ揭書ス、

〔倭名類聚抄〕

十保坂居處部第十藏 門戶類第四百十 宮城諸門  
上東門豆知美加陽明門東面近衛御待賢門東面中御門郁芳門大炊寮俗謂

大極殿出御  
伯大中臣安則ノ風說  
依リノ風說  
雨雷鳴ノ風  
奉幣ノ風  
行ハル

額字消ユ

道風上西壁  
殷富藻額  
三門ノ額  
ヲ書ス

大炊御門辨橋逸成書之上、西門、殷富門西近衛御門、伊藻壁門西中御門、佐伯門左中御門、藏權頭小野道談天門御門、玉南北有左右馬寮故俗謂之馬寮、美福門壬生氏、雀門俗謂之重閣、音各重之、皇嘉門歌司御門、古老傳云雅樂寮本在此門內、鼓傳彼時名也、若犬養氏造之、安嘉門安曇氏、偉鑿門猪使氏、達智門多治氏、以上題額弘法大師書之、

〔拾芥抄〕中末宮城部十九 又或本云、嵯峨天皇弘仁九年、戊戌、諸門懸額、東面額

橋逸勢書之、南面竝談天門、弘法大師御手跡也、西面道風書之、北面嵯峨

天皇書之、給云々、或記云、元野美材書之、後代道風修飾之云々、

九日癸丑參議正四位下藤原有相卒ス、

〔日本紀略〕村上天皇 五月九日、癸丑、參議正四位下左大辨藤原朝臣有相卒、

〔公卿補任〕五 參議從四位上藤有相 右大臣恒佐一男、母正四位下左中

將源定有女、延喜五正十三昇殿、同六正廿九左兵衛少尉、同七九廿三左近

將監、同八年藏人、承平二正廿七近江少掾、同十一月十六日從五下、大嘗會同

三十廿四侍從、同五二廿三攝津守、八年正七從五上、任中階天慶元七十六攝津

復任、同三正十五右衛門權佐、十二月十六日右少辨、同四三廿八左少辨、同七

天德三年五月九日

五四九

官歴



天德三年五月九日

五五〇

四廿三兼春宮大進、同八正七正五下、十月十四日右中辨、大進如元、九年十月廿八日從四下、七月廿四日昇殿、同七月十七日兼播磨守、天曆二正廿三內藏頭、同二月十九日補藏人頭、同四七廿三兼春宮權亮、同五正七從四上、同卅日右大辨、同八三十四轉左大辨、內藏頭如元、同九七廿四任參議、辨如元、同十年正月廿七日兼讚岐權守、天德元年六月廿七日兼播磨權守、同二年正月七日正四下、三年五月九日卒、

〔御産部類記〕

二利三十五所收 伏見宮御記

冷泉院

九條殿記

天曆四年七月廿

勸學院別當

五日、庚寅、略、中

此日勸學院六位別當以下參賀、令取見參、略、中六位別當式部

冷泉院

九條殿記

天曆四年七月廿

當有相朝臣不相共參入、而依申念劇之由、不能率參者、

〔尊卑分脈〕

藤原氏良世孫

世系

恒佐

有相

參議、左大辨、播磨守、正四位下、母左中將源定有女、

方儀

兵車頭、從五下、母參議伊衡女、

〔尊卑分脈〕

源氏文德

定有

母

資人代度者ヲ賜フ

女子

右大臣恒佐公妾、有相卿母、

〔西宮記〕

臨時一諸宣旨

度者一年分講奏、僧綱沒後、勸例資人、一代一人、有相、朝成一、代二人、

○有相、糺問ヲ蒙ルコト、三月十一日ノ條ニ見ユ、

十六日、庚申、京都洪水、

霖雨

〔日本紀略〕

村上

五月十六日、庚申、略、中近日霖雨不晴、洪水入京都、

○霖雨ニ依リテ、御トヲ行フコト、六月七日ノ條ニ見ユ、

御宴アリ、

〔日本紀略〕

村上

五月十六日、庚申、殿上有宴、

二十六日、庚午、童舞ヲ御覽アラセラル、

〔日本紀略〕

村上

五月廿六日、庚午、御前奏樂、舞人用童、

天德三年五月十六日 二十六日

五五一



天德三年六月三日 七日 十日 十一日 十六日

六月乙亥朔

盃酌アリ

三日、丁丑諸卿、冷泉院釣殿ニ納涼ス、

〔日本紀略〕村上天皇 六月三日、諸卿自陣座、向冷泉院釣殿納涼、有盃酌、

七日、辛巳霖雨ニ依リテ、御トヲ行フ、

〔日本紀略〕村上天皇 六月七日、辛巳御ト、依霖雨也、

十日、甲申穢ニ依リテ、御體御ト奏ヲ延引ス、

〔日本紀略〕村上天皇 六月十日、甲申御躰御ト奏延引、依神祇官馬斃穢也、

十一日、乙酉穢ニ依リテ、月次、神今食祭ヲ延引ス、尋デ、之ヲ追行ス、

〔日本紀略〕村上天皇 六月十一日、乙酉月次祭、神今食、依穢延引、仍於建禮門有

大祓、伴穢去月奉幣伊勢使飯京之間、於途中觸穢之故也、

廿一日、乙未月次祭、神今食也、天皇御中院、

十六日、庚寅皇后、小一條第ヨリ、飛香舍ニ遷ラセラル、

〔日本紀略〕村上天皇 六月十六日、庚寅今夜、中宮安子自小一條第入御藤壺、

〔御産部類記〕二利三十五所收 圓融院 外記 天德三年六月 十六日、庚寅今夜中宮

神祇官馬死ノ穢アリ  
大祓アリ  
伊勢使觸穢  
神嘉殿出御

皇后初入内ノ日、位ノ例

初メテ飛香舍ニ寢御

自小一條第、入御内裏藤壺、

〔册命皇后式〕京都御所東山御文 長保二年、中四月七日、甲寅辰剋左

府賜御書云、中宮入御之間、有先例被行之事等、欲令奏案内、覽可候、中午剋

阿波權守來傳左大臣被奏之旨、即付皇后初入内日有賞例文、中天德二年

后立、同三年六月十六日、從左近中將藤原朝臣伊

尹策、遷御内裏、藤原惟賢、從五位下中將男也、

〔九曆〕六月十九日、主上始御寢藤壺事、中宮之所也

○皇后、藤原伊尹ノ小一條第ニ移御ノコト、正月二十五日ノ條ニ、皇子

十七日、辛卯政アリ、

〔西宮記〕臨時一家申文 天德三年六月十七日、依中辨不參、申文少納

言文相一人在座、仍欲羞汗物之間、右大辨好古相公請處分、令大舍人進之、



天德三年七月二日 四日 五日 七日 十日

七月甲辰朔

二日乙巳大外記等不參ニ依リ、左少史ヲ外記代ト爲シテ、廳事ニ從ハシム、

〔類聚符宣抄〕外記代外記職掌

大外記死穢少外記所勞等不依リテ不參

大納言兼左近衛大將藤原朝臣顯忠宣、大外記大江遠兼依觸死穢不參、少外記安倍良明有所勞不從事、小野傳說依產穢不參、權少外記海正澄依忌日不參、宜以左少史佐伯是海爲外記代、勤仕廳事者、

天德三年七月二日

大外記兼周防介御船宿禰傳說奉

四日丁未廣瀨、龍田祭、

〔日本紀略〕村上天皇 七月四日、丁未、廣瀨、龍田祭、

五日戊申雨ヲ丹生、貴布禰兩社ニ祈ル、

〔日本紀略〕村上天皇 七月五日、戊申、祈雨丹、貴二社、未刻雷雨、神感也、

雷雨アリ

七日庚戌御製アリ、是日、皇后、小車ノ遊ヲ行ハセラル、

〔日本紀略〕村上天皇 七月七日、庚戌、御製、風驚織女秋、

御詩題

〔九曆〕七月七日、有中宮安子小車遊事、

十日癸丑祈年穀奉幣、

十六社ニ奉幣ス

〔日本紀略〕村上天皇 七月十日、癸丑、祈年穀奉幣十六社、

十二日乙卯季御讀經、

〔日本紀略〕村上天皇 七月十二日、乙卯、御讀經始、

結願

十五日戊午同竟、

〔日本紀略〕村上天皇 七月十六日、己未、除目始、

始

十七日庚申同、

〔公卿補任〕五

參議正四位下野好古六、七月十七日兼左大辨、

從四位上藤朝成三、七月十七日兼勘解由長官、

〔公卿補任〕五

〔公卿補任〕五 參議從四位上源重光四、同天德三七十七兼播磨守、

〔公卿補任〕六

〔公卿補任〕六 參議從四位上藤元輔七、同天德三七十七兼播磨權守、

〔敍位除目執筆抄〕

〔外記補任〕二 康保元年 少外記物部安親 天德三年七月民部錄元兵部少

天德三年七月十二日 十七日



天德三年七月二十八日

五五六

○物部安親ノ任官、便宜合致ス。

二十八日、辛未、相撲節、尋テ、追相撲アリ、

〔日本紀略〕村上天皇 七月廿二日、乙丑、於仁壽殿相撲内取、

廿五日、戊辰、内上、

廿六日、己巳、相撲試樂、

廿八日、辛未、相撲節代、

廿九日、壬申、拔出、追相撲、

〔九曆〕七月廿六日、左右相撲司試樂、右府大將以下（師尹）脱衣、給舞人事、

廿八日、相撲節事、細、有子

廿九日、次日儀還御本殿、御遊事、

八月九日、右大將還饗、相撲三番、依忌月無立合事、召最手佐伯豐村於階前、給官符事、

〔西宮記〕四前 七月 御覽日 天德三年七月、節代事了、天皇御本殿、有御遊、

祿出事、親王、大臣御衣、納言白樹、參議合樹、

〔九條年中行事〕七月廿五日 相撲節事 天德三年七月、勅定若停止時、可仰宣旨

王卿等ニ  
祿ヲ賜フ

右大將還  
饗ヲ行フ  
立合ナシ

還御  
御遊アリ

師尹等衣  
ヲ脱ギ舞  
人ニ賜フ

拔出

節代

試樂

内取

外記、件停止宣旨有仰外記、偏案此由可有□云々、宣旨或仰外記、是爲人所被  
啖也、

〔樽囊抄〕年中行事 定念人 天德三七七、（師尹）右府已下、被定相撲節

三十日、酉、癸、雜藝ヲ御覽アラセラル、

〔日本紀略〕村上天皇 七月卅日、癸酉、雜藝之中、於御殿前、施其伎藝、又奏音樂、

念人ヲ定ム

音樂ヲ奏ス

天德三年七月三十日

五五七



天德三年八月一日 三日

八月甲戌朔盡

五五八

一日、甲戌兵部卿有明親王ニ帶劔ヲ聽シ、中務卿式明親王ニ昇殿ヲ聽ス、

〔日本紀略〕村上天皇 八月一日、甲戌、有明親王勅授帶劔、

〔西宮記〕四前田家本 御覽日 天德三年七月、節代事了、中兵部卿勅授、中務卿昇殿、

三日、丙子東寺年分度者ヲ度ス、

〔東寶記〕八僧寶下 眞言宗年分度者

太政官符 治部省

應得度東寺當年分度者四人事

津守宿禰童子丸、年卅、右京三條三坊戶主同姓船平戶口、

源澄、年二十五、左京一條一坊戶主從五位下源朝臣同戶口、

土師連康茂、年卅一、右京七條二坊戶主同姓康方戶口、

清科朝臣豐理、年廿六、左京四條四坊戶主同姓貞岳戶口、

右得彼寺去二月廿七日解僦、件等年分度者、依例試定、言上如件者、省宜承知、依件行之、

四人ヲ度ス

左少辨源朝臣

天德三年八月三日

右大史田口朝臣

右大臣師輔ノ桃園第雜舍燒亡ス、

〔日本紀略〕村上天皇 八月三日、丙子、未刻、右大臣桃園（師輔）雜舍燒亡、

〔九曆〕二月七日、壞坊城家、移立桃園家事、

八月三日、桃園燒亡事、

九月廿一日、以位祿充材木取料事、

四日、丁丑釋奠、

〔日本紀略〕村上天皇 八月四日、丁丑、釋奠、

五日、戊寅、內論議、天皇出御、博士給祿、

十一日、甲申定考、

〔日本紀略〕村上天皇 八月十一日、甲申、定考、

左檢非違使廳政ヲ停ム、

〔石清水文書〕五田中家文書附錄 放生會以前使廳政事

天德三年八月十一日、左政、依道官人不具止、然而有供給、

天德三年八月四日 十一日

五五九

坊城第ヲ移建ス

位祿ヲ以テ材木料ニ充ツ

內論議出御

官人具ハラズ



十五日、子、戊直物、

〔日本紀略〕村上天皇 八月十五日、戊子、直物、

十六日、丑、己清涼殿ニ於テ、詩合ヲ行ハセラル、

詩題十首

〔扶桑略記〕村上天皇下 八月十六日、有殿上詩合、

〔西宮記〕臨時入 天德三八十六、己丑、有詩合、左右各十首、其儀垂東庇御簾、

清涼殿ノ  
鋪設

當孫庇南階儲御座、立殿上倚 簀子敷置圓座爲公卿座、御前庭掃部寮敷疊、爲

出御  
左右各十  
首ヲ上ル

門左右方人座、宸儀御出、王卿依召參上、侍臣以突重賜王卿、左內藏、右 左方遲

獻詩之間、右先經仙華門參入、獻詩十首、書縹色紙、入淺香篋、置口籠立 敷竹豹

小野道風  
詩ヲ書ス

皮、所雜色昇文臺宮置其上、左方經瀧口小戶參入、獻十首、書縹唐紙、金下繪隨

詩ヲ講ズ  
評定アリ

臨昏殿上舉燭、主殿供庭燎、左召式部權大輔國光朝臣、右召左中辨文範朝臣

令講詩、參議大江朝臣評定、右衛門佐忠尹、左少將元輔、執紙燭候左右、童在庭

中刺籌、右少員 每有勝負行罰酒、亂聲、納蘇利、各退、王卿奏音曲、御厨子所供御

菓子、左大臣 供天酒、中宮給祿、可見別記、

〔天德三年八月十六日鬪詩行事略記〕○內閣 當月一日、於御前、被定左右

實頼天酒  
ヲ供ズ  
中宮祿ヲ  
賜フ  
左右頭ヲ  
定ム  
方人

之頭、左頭民部大輔源保光朝臣、方人刑部卿源爲明朝臣、右近中將源博雅朝

臣、式部權大輔藤原國光朝臣、右近少將藤原兼通、少納言藤原兼家、右衛門佐

同忠君、右近權少將同清遠、左衛門佐同高光、攝津守同安親、藏人式部少丞源

是輔、大內記藤原令茂、修理亮平藏人珍材、非藏人藤原佐時、小舍人等也、此外

以藏人所衆三人爲行事也、雜色源兼遠、文章生藤原爲輔、學生清原元真等也、

右頭右兵衛督源延光朝臣、方人大藏卿源盛明朝臣、左近中將源重光朝臣、藏

人頭左近中將藤原伊尹朝臣、左中辨同文範朝臣、右近少將同助信、左近少將

源伊陟、藏人式部大丞大江齊光、主殿助藤原爲光、右衛門少尉同永保、非藏人

同重輔、小舍人等也、行事雜色紀文利、文章得業生藤原雅材、文章生同宣雅等

也、左右相分之後、被下十事御題也、

與月有秋期 絕句 蘭氣入輕風 薰字 螢飛白露間 書字 喉雲胡鴈遠 行

字、秋光變山水 深字 葦聲入夜催 寒字 林開霧半收 綴草露垂珠 看

殘、圍 松江落葉波 紅字 秋聲脆管絃

天德三年八月十六日

五六一



天德三年八月十六日

五六二

當日儀

出御

左右方丈  
臺ヲ立ツ

詩人念人  
ノ座

講讀師  
勅シテ大  
江維時ヲ  
判者ト爲  
ス

菅原文時  
第一番

清涼殿孫廂立御倚子、申二剋許宸儀出御、王公卿士候簀子敷、如臨時祭也、(左明)

帥親門督藤原兼左大將藤原朝臣中納言源朝臣右衛門督藤原朝臣中納言藤原朝臣同三剋許、左右方立文臺、行事衆一人取土敷蘇芳折立臺敷物用紫地

原朝成同三剋許、左右方立文臺、行事衆一人取土敷蘇芳折立臺敷物用紫地

朝臣成同三剋許、左右方立文臺、行事衆一人取土敷蘇芳折立臺敷物用紫地

錦土敷用竹約皮總角紫村濃組匣中納十枚詩即書唐蘇芳折立臺敷物用紫地

人取土敷用竹約皮總角紫村濃組匣中納十枚詩即書唐蘇芳折立臺敷物用紫地

臺敷物用竹約皮總角紫村濃組匣中納十枚詩即書唐蘇芳折立臺敷物用紫地

枚詩同書唐縹色紙、以金銀泥每枚繪件詩題之意、詩書其上、左方詩人念人、列

坐玉階北砌、右方詩人念人、列坐玉階南、同四剋、左右出座、指籌小舍人、前敷之

一、左右以圓座、頃之、左右方人取納詩匣昇殿、膝行置御前、(左)右衛門佐忠次召左

右四位各二人、(左)大將左民部大輔保光朝臣、式部權大輔國光朝臣、右右兵衛

督延光朝臣、左中辨文範朝臣、各稱唯起、升殿候御前、即仰國光、保光朝臣、爲左

講讀師、仰文範、延光朝臣爲右講讀師、次召左右脂燭、(左)右衛門佐忠君、(右)右近

次召參議大江維時朝臣、稱唯起座、進候御倚子南邊、奉勅爲判者、次左右讀師

各舒第一詩、置匣蓋上、

第一 與月有秋期

左 文時

何秋與月不相思、豈若今秋二八時、爲向清涼風景奏、望雲別有万年期、

右 直幹維時歟

金波卷霧每相思、不似涼風八月時、定識聖明鸞殿上、清光長獻萬年期、

左 詩講畢、次右詩講畢、時剋之間、判者以右爲勝、爰右念人勸盃於左、相分

巡行漸畢、

第二 蘭氣入輕風以薰

左 文時

滿園蘭氣亂紛紜、更入輕風處々分、十步駟塵皆酷烈、一聲輕露幾清芬、波勻遠

覺吹秋水、雨染高知動暮雲、韻有馨香々有德、聞來便是古南薰、

右 直幹

香蘭衆草種相分、況入輕風氣不群、臨水襲來魚底浪、滿臯吹染鶴間雲、曲驚楚

客秋絃馥、夢斷燕姬曉枕薰、移植若逢新雨露、每秋猶欲播清芬、

時剋不幾、判者以左爲勝、勸盃於右、如右之勸、

第三 螢飛白露間以書

左 文時

天德三年八月十六日

五六三

橋直幹

右勝

第二番

左勝

第三番



天德三年八月十六日

五六四

秋風露白卷簾居，閑見殘螢飛漸疎。蘭蕙香邊飄不濕，葦葭色裏亂猶餘。如珠契火光相映，似水浮星影半虛。竟夜垂簾多有點，人言漫照草中書。

右

直幹

露深秋景欲蕭疎，螢火高飛鶴唳初。林葉受時光不濕，野花含處焰猶餘。兼葭渚誤珠還浦，竹葦村驚燭映虛。無用木蘭朝墜液，夜垂蟲篆照祥書。

判者以左為勝，勸盃如前。

左勝  
第四番

第四 唳雲胡鴈遠

以行  
為韻

左

文時

胡鴈新來自朔方，唳雲飛遠暗成行。聲隨影去無心裏，望與聞遙有色傍。万里和礎凝處滅，千程引櫓散時長。關山聖代煙塵靜，不用秋天繫帛翔。

右

直幹

唳雲胡鴈向衡陽，漸滅遙天不辨行。遮月色濃嘶杳杳，破風膚薄叫蒼蒼。聲寒思婦聞中淚，聽暗征人隴外腸。寥廓路開銀漢遠，高翔何必獨鸞凰。

判者以右為勝，勸盃如前。于時左右進衝重，先是兼三四日，左仰內藏寮，令儲女房及方人饗右仰穀倉院，

令儲殿上人  
及方人饗

右勝  
內藏寮  
設夕院饗ヲ

第五番

第五 秋光變山水

以深  
為韻

源順

左

順

穉光變處望中尋，山水蒼々景氣深。煙暗半殘鑣岫黛，月明斜入鏡湖心。隨嵐落葉含蕭瑟，澗石飛泉弄雅琴。欲愛風流新趣去，君恩未報不抽簪。

右

直幹

山葉凋冷水影侵，秋光變色幾登臨。碧雲嶺黛紅林秀，青草湖心錦浪深。招隱住稀攀桂跡，涉江船罷採蓮音。每逢蕭瑟催閑思，送老難堪薄暮陰。

玉漏頻奏，判者為持，勸盃猶不闕。

持  
第六番

第六 葢聲入夜催

以寒  
為韻

左

順

葢聲切々夜漫々，欹枕還忘玉漏闌。不奈蟪蛄喧岸柳，何憐絡緯織庭蘭。藁邊怨遠風聞暗，壁底吟幽月色寒。傾耳誰無秋興動，昔鳴軒屏感潘安。

右

直幹

葢喧葢草夜更闌，月景初斜露色團。山館雨時鳴自暗，野亭風處織猶寒。林邊響遠秋心急，枕上聲餘曉夢殘。德及昆蟲微細類，□□得令出藁端。

天德三年八月十六日

五六五



天德三年八月十六日

五六六

勅定ニ依  
リテ左ヲ  
勝ト爲ス  
第七番

時剋漸久、殊有勅定、以左爲勝、勸盃如先、

第七 林開霧半收

左

文時

風吹宿霧半收朝、林色初開望漸遙、靄未全褰深淺葉、光猶難盡兩三條、松間紗  
帳舒還卷、竹下羅帷掩復飄、琪樹可晴々可樂、欲遊仙境景蕭々、

右

雜時

林開物色遇清秋、曉後方知霧半收、紅葉猶應迷隱見、綠蘿不得辨疎稠、烏啼未  
露垂雲影、鶴宿纔分戴雪頭、若有商風吹掃却、成行樹木足廻眸、

右勝

以右爲勝、勸杯如前、

第八 綴草露垂珠

勒看殘  
團闌

左

文時

綴草露清天漸寒、垂珠万點一廻看、占簪拾苑流空竭、思珮探藜滅不殘、荷上月  
瑩徒顆々、竹間風貫只團々、夜來更有驚鳴鶴、誤欲銜將漏轉闌、

右

直幹

綴草如珠露未寒、郊園處々待秋看、藜間衰色林煙宿、葉裏和光岸月殘、蓮浦水

左勝

疑園折媚菊潭陰、訝暗投團、清明在性人無識、結欲爲霜屬歲闌、

判者以左爲勝、勸盃猶同、

第九番

第九 松江落葉波

以紅  
爲韻

左

順

吳松江上碧波中、落葉浮來木漸空、戲藻鱸魚鱗欲變、浴流鷗鳥影難通、斜駟水  
面嵐聲錦、迥度潭心雨跡紅、借問蘇州漁釣客、其如秋半洞庭風、

右

直幹

綠松江被綺霞籠、葉落波重幾里風、聲繞沙村和暮雨、影逐煙嶋動晴空、衝涯始  
變鷗眠白、疊渚唯看鶴跡紅、誰識往還漁父意、送秋多年老舟中、

依雨跡句、左詩停滯同、講師持疑已久、判者遂以右爲勝、

第十番

第十 秋聲脆管絃

題中取  
韻六

左

文時

玉管朱絃脆也清、聲々是莫不秋聲、商風眇々凝嬌曉、蜀雨濛々灑帶晴、落葉響  
隨孤竹亂、長松韻逐七絲輕、指忙靜撫仙窓色、唇忽寒吹瓊砌情、應雅鶴飛思月  
後、聞韶鳳翥下雲程、天時聖日皆同德、萬歲將重奏太平、

天德三年八月十六日

五六七



天德三年八月十六日

右

維時

五六八

自有素商爽氣驚管絃清脆耳先傾汝陽篁條遙分韻巴峽流泉近報聲銀字吹時鸞發響玉徽彈處鳳和鳴感成一曲羌人思夢斷三更叔夜情孤竹當曆秋日落孫桐應指曉風輕蕭辰合奏但寥亮寶器宜傳萬代名

曉更ニ及  
ヒテ判者  
持トス  
勝方ノ拜  
入御

鐘漏頻移勝負不定左右伶人壽心傾耳絃管緩調鐘鼓偷鳴已及曉更判者為持右方出少童納蘇利舞之間奉獻勝方之拜事畢之後宸儀入御

左念人

先是十有餘日之程左右方々或樹陸機之詞濤或謂潘岳之麗藻吟風頭而骨寒嘯月下而思邃當時好文之輩莫不美進此列者也然而當其選者左方右中

右念人

藤原國風

小野道風  
絶ハ能書ノ  
妙書ノ

由判官源順右衛門少尉藤原仲輔學生同公方同行葛清原元真等也右方中納言源朝臣參議大江朝臣式部大輔橘朝臣直幹大宰大貳藤原朝臣國風勸解由次官菅野名明大內記藤原後生少內記同篤茂文章得業生藤原雅材等也抑伴風客出詩之時珠玉區分左右選異左方則片善不遺一字必拾採犀象之牙角加其篇中抽翡翠之毛羽補彼句首右方則不然也簡文湘東雖有攀花之草徐陵度信雖有舒錦之詞併探驪龍之珠寧綴衆狐之腋云々又木工頭小

左右競ヒ  
テ道風ニ  
清書ヲ請  
フ

野道風者能書之絕妙也羲之再生仲將獨步施其屏風書彼門額處々莫不靈家々莫不珍者也仍為一朝之面目為萬古之遺美競其清書左右謁望左右相定之日左者卑詞篤禮請以消息之書右者差行事衆殊含丁寧之詞左右逐電

勅シテ道  
風ヲ召サ  
シム

道風左右  
ノ詩ヲ清  
書ス  
其書體

一時到門方今欲寄左則右使先詞欲寄右亦左書入手持疑之間未有一定而十五日朝左方送消息之間家人稱物忌不通事由爰右頭右兵衛督延光朝臣藏人頭左近中將伊尹朝臣左中辨文範朝臣等強排門戶突入家內主人不堪已相謁四人相携一車同乘到枇杷家引入座上盃酌頻巡歡娛無極丁寧詞中清書已畢于時左方適得此聞上奏道風朝臣乖于先日約之由可召仰之論言已畢而使牛頻到門戶固閉通宵宴飲曉更相分十六日巳時許參入於內蒙仰之後更書左詩然則左右之詩或真或行垂露之文向日彌耀秋風之體映燈猶遺可謂乾坤一物在於斯人遠稽唐家近訪我朝初自彼會昌好文之時至于元和抽藻之世雖馳遙放之思未有鬪詩之遊仍為後代聊以記之

左ノ作者

左

菅原文時  
源順

作者  
文時 七首、三首合維時、一首持、二首  
負、四首合直幹、三首勝、一首負、  
順 三首、皆合直幹、一首  
勝、一首持、一首負、

天德三年八月十六日

五六九



天德三年八月十六日

五七〇

右ノ作者

大江維時

橘直幹

維時直幹  
代リテ  
詩ヲ作ル

右

維時、三首、皆合文時、或本、一番詩持云々、然者持二首、

直幹、七首、四首、合文時、一首、持、三首、負、或本、蘭詩直幹勝云々、然者勝三首也、左

四番勝、右四番勝、持二番、都持歟、○群書類從本

〔江談抄〕

金波卷霧每相思 不似涼風八月時天德三十八十六、内裏

右方作者直幹、或人密云、江納言維時欲評定此等詩、仍左方雇納言令作云

云、

汶陽篔簹遙分韻 巴峽流泉近報聲同詩合、秋聲脆

右方作者、或人曰、欲評定此詩者、江納言維時者、右方人密屬納言令作、占手

絕句與此最手六韻云々、

〔濫觴抄〕

○大宰大貳藤原國風ノ事蹟、便宜左ニ附載ス、

〔二中歷〕

都督歷 藤原國風天德三正

〔尊卑分脈〕

藤原氏 魚名孫

藤原國風ノ傳

世系

佐高

國風大宰大貳、從四下、

國隣山城守、從四下、

〔二中歷〕

名十三人歷 學生字 藤原國風顯三

〔扶桑略記〕

藤原純友居住彼國、爲海賊首、天慶三年十一月廿一日、○中純友追討記云、伊豫掾

關使於諸國、且於純友、給教諭官符、兼預榮爵、敍從五位下、而純友野心未改、猶

賊彌倍、讚岐國與彼賊軍合戰大破、中矢死者數百人、介藤原國風軍破、招警固

使坂上敏基、竊逃向阿波國也、純友入國府、放火燒亡、取公私財物也、介國風更

向淡路國、注於具狀、飛驒言上、經二箇月、招集武勇人、歸讚岐國、相待官軍之到

來、○中純友次將藤原恆利、脫賊陣竊逃來、著國風處、伴恆利能知賊徒宿所隱

家并海陸兩道通塞案內者也、仍國風置爲指南、副勇捍者令擊、賊大敗散、如葉

浮海上、

〔慶延記〕

十二 醜 雜事記十二

太政官符 伊勢國司

天德三年八月十六日

五七一

字顯三

讚岐介ト  
爲リ海賊ト  
純友ト戰フ

敗レテ淡  
路ニ至ル

尋デ大ニ  
賊ヲ破ルニ



天德三年八月二十日 二十三日

應爲不輸租田醍醐寺所領曾禰庄并免庄司寄人等臨時雜役事  
在壹志郡

右得彼寺去七月七日解狀備略○中彼庄司今月九日解狀備、件庄未有徵租稅之例、而當任守藤原朝臣國風、俄卒前例、庄田收公、付科雜役、望請早被言上、給官符全運納地子者、略○中

天曆五年九月十五日

〔西宮記〕

臨時六  
依訴人愁問人事

天德元年十一月十日、問河内守從四位上藤原

朝臣忠幹、新司從四位下同朝臣國風、

二十日、御讀經、

巳

〔日本紀略〕

村上天皇

八月廿日、癸巳、御讀經始、

廿三日、丙申、同竟、

二十三日、女御某、前裁合ヲ行フ、

丙申、名闕

〔藤原元眞集〕

天德三年

同八月廿三日、女御の前裁合の虫歌、

人しれす秋のくれぬるをみなへしむしのねよりも尋つる哉  
花すゝき

結願

河内守ニ  
任ズ

伊勢守ニ  
任ズ

秋くれてまねく袂を花すゝき今は露さへむすふへきかな

荻○玉葉和歌集、詞書ヲ天德三年九月庚申の歌合に、荻をよみ侍りけるニ作ル

荻の葉にかせのすゝしき秋きてはくれにあやしき物をこそ思へ

蘭

むさしのゝ草のゆかりに藤袴わかむらさきに染てにほへる

なてしこ

露むすふかせは吹ともごこなつの花の盛りにみゆる秋かな

菊の花

所よりうふるもしるく菊の花うつろふ色をけさはまたなん

紅葉

たつた山ふかき紅葉も君みすはよるの錦どなをそくれまし

〔夫木和歌抄〕

十二

秋部三

天德三年八月、女房前裁合歌、しかの山こえ、

紅葉のかけに鹿なく、

元眞

しかの山もみちのかけになくしかのこえはふかくも成にける哉

○夫木和歌抄、女房前裁合ニ作ル、今藤原元眞集ニ據リテ掲書ス、

天德三年八月二十三日

五七三

五七二



紫宸殿出

二十四日、酉、信濃望月駒牽、

〔日本紀略〕村上天皇 八月廿四日、丁酉、信濃望月御馬牽進之、天皇御南殿、

二十九日、壬寅、信濃勅旨駒牽、

紫宸殿出  
御賜<sub>マ</sub>御<sub>ヲ</sub>王<sub>ヲ</sub>馬<sub>ヲ</sub>

〔日本紀略〕村上天皇 八月廿九日、壬寅、信濃勅旨御馬牽進之、天皇御南殿、親王

諸卿給之、拜舞如恆、

是月、武藏秩父御馬延期ノ解文ヲ奏ス、

〔西宮記〕八月初次 同十三年、參議左大辨好古、令藏人申云、今日言上秩父御

馬延期解文而依公卿不參不令奏、令仰明日可令奏之由、

○本書月日ヲ闕ク、姑ク恆例ニ據リテ、是月ニ掲書ス、

公卿不參  
依リテ  
明日奏セ  
シム

九月 癸卯朔

三日、乙、御燈、

〔親信卿記〕一〇所平記 天祿三年三月三日、有御禊事、略 中奏裝束了由、仰云、何

處乎、奏云、依去天慶三年三月、天德三年九月三日、御簾外、即將理

兼 理髮 裝束位、御衣、召御笏、即付女房、 宮蓋上 袋之上、是 御 依

鞋、例著 可案内云々、

五日、丁未、臨時除目、

〔日本紀略〕村上天皇 九月五日、丁未、除目、

〔九曆〕九月五日、臨時除目、實題左大臣奉行云々、

〔外記補任〕二 大外記從五位下御船傳說 九月五日兼主稅權助、周防介、

十日、壬子、本任ノ放還ヲ待タズシテ、陸奥守藤原國紀ノ任符ニ請印ス、

〔類聚符宣抄〕不入待本任放還賜任符

大納言藤原朝臣顯忠宣、奉勅、陸奥守藤原朝臣國紀、不待本任放還、可請印任符者、

天德三年九月十日

大外記大江遠兼 奉

天德三年九月三日 五日 十日

五七五



天德三年九月十一日 十八日

〔九曆〕

九月十六日、陸奥守國紀朝臣罷申事、

○十六日、藤原國紀赴任ノ由ヲ申スコト、便宜合致ス、

十一日、丑、癸穢ニ依リテ、伊勢例幣ヲ延引ス、尋デ、之ヲ追行ス、

〔日本紀略〕

村上天皇

九月十一日、癸丑、依内裏犬産穢、例幣延引、

犬産ノ穢  
神嘗幣使

廿五日、丁卯、發遣神嘗幣使、依雨無行幸、

〔九曆〕

九月廿五日、八省行幸依雨停止、伊勢幣被付諸司事、例幣延引今日也

十八日、庚申、中宮女房歌合、

藤原元眞  
歌ヲ詠ズ

〔藤原元眞集〕

天德三年九月十八日庚申に、中宮安子の女房歌合せむといふに

よめる、庚申、

難波かたこけと小舟はあしわかのえさるほどこそひさしかりけれ

花すゝき

月影にほのかにみゆる花すゝき風のたよりにむすひつる哉

萩

高砂の尾上の萩を折つれば鹿のたちとやうとくなくなるらん○新夫木和歌抄

結句ヲうすらきぬらむニ作ル、

女郎花

をみなへし野への故里思ひいて、やとれるむしの聲や戀しき○新古今和歌

集四句ヲ宿りし蟲のニ作ル、

きりくす

露結ふ秋はてかたのきりくす草のねことにさむくこそなけ

日くらし

秋かせのはきの下葉に吹みたれ空にみちぬるひくらしの聲

松むし

まつ蟲の絶すなくなる女郎花千年の秋はたのもしき哉

二十六日、戊辰、官奏、直物、

〔日本紀略〕

村上天皇

九月廿六日、戊辰、官奏、直物、



天德三年十月一日 五日 十日

十月 癸酉 朔

一日、癸酉

〔日本紀略〕天皇 十月一日、癸酉、旬儀、天皇御南殿、有音樂、

〔九曆〕十月一日、旬儀事、

〔西宮記〕十月後儀 天德三年十月一日、九曆同記云、已刻參官、依上官等不參無

政、午刻民部卿、在衡、左大辨好古、野共參內、不著侍

五日、丑殘菊宴、

〔日本紀略〕天皇 十月五日、丁丑、殘菊宴、題寒花低岸菊、歟、可

〔九曆〕十月五日、節會事、題、風飄奏御酒勅使、仰下奏樂、略、漸獻文、申官姓名、置笏開筵、入

〔西宮記〕九月九日、宴、奏御酒勅使、仰下奏樂、略、漸獻文、申官姓名、置笏開筵、入

〔北山抄〕九日年中要抄下 九月 天德三年、中納言在衡、卿行內辨、事、奉仰

〔維摩會講師研學豎義次第〕三年、己講師安鏡、年六十七、三論宗、藥師寺、

十日、壬午、興福寺維摩會、

〔三會定一記〕一 同三年、去年十月十日宣講師安鏡、三論宗、藥師寺、

不堪佃田奏、

〔西宮記〕九月言上損不堪佃田事 天德三年十月十日、奏不堪文、左大辨好

古朝臣申云、左大臣命云、有所勞、不可參、須令他上奏者、所奏聞也、已上、九記、

十九日、卯辛、內教坊ノ妓女ヲ清涼殿ニ召シテ、琴ヲ彈ゼシム、

〔河海抄〕十三 若菜下 御記曰、天德三年十月十九日、召內教坊妓女十人、令奏絲

〔九曆〕十月十九日、召內教坊女妓於清涼殿西渡殿、令彈琴、給饗祿事、

〔西宮記〕臨時八舞 天德三十九日、召內教坊妓女十人、令奏絲竹、其儀中

渡殿御簾中、敷疊六枚爲座、女房侍前小緣敷疊、爲唱歌侍臣座、中宮賜衝重於

妓女、內藏寮設侍臣饗、事畢、中宮以袴十具給、自納殿以疋絹給之、

二十五日、丁酉、皇子守平ヲ親王ト爲ス、

〔日本紀略〕天皇 十月廿五日、丁酉、以第五皇子守平爲親王、中宮去三月所

天德三年十月十九日 二十五日

五七九

紫宸殿出 御樂アリ

上官等不 參ニ依リ 政ナシ

詩題

六韻ノ詩

内辨

饗祿ヲ給

妓女ノ座

唱歌侍臣

中宮妓女

フニ祿ヲ賜

天德三年十月十九日 二十五日

五七九



天德三年十月二十五日

誕生也、○三月二日(師輔)右大臣以下相率於弓場殿奏慶、

〔歷代編年集成〕

十七卷 融院

(天德三年) 同年十月廿五日、丁酉、親王宣旨、

○一代要記、大鏡裏書、皇代記、皇年代略記等、異事ナキヲ以テ略ス、

十一月壬寅朔

一日、壬寅日食、

〔日本紀略〕村上天皇 十一月一日、壬寅、日蝕、但雨降不見、廢務、

二日、癸卯旬、

〔日本紀略〕村上天皇 十一月二日、癸卯、天皇御南殿、有旬事、

八日、己酉大糧申文ヲ奏ス、

〔九曆〕十一月八日、大糧申文事、

十二日、癸丑園、韓神祭、

〔日本紀略〕村上天皇 十一月十二日、癸丑、園、韓神祭、

十三日、甲寅鎮魂祭、中宮鎮魂祭、

〔日本紀略〕村上天皇 十一月十三日、甲寅、鎮魂祭、中宮(安子)同、

十四日、乙卯新嘗祭、

〔日本紀略〕村上天皇 十一月十四日、乙卯、新嘗祭、天皇御中院、

〔北山抄〕十二年(神中要抄)下 六月 雖有方忌、出御例、○天德三年十月、

攝津住吉郡大領ヲ任ズ、

天德三年十一月一日 二日 八日 十二日 十三日 十四日



天德三年十一月十五日

五八二

〔類聚符宣抄〕

七 諸國郡司事

攝津國司解申重請官裁事

請被以前鎮守府軍曹正六位上津守宿禰茂連補任管住吉郡大領死闕狀  
右件茂連、越次被補件貫茂死闕之狀、言上早了、而未蒙裁許、郡務多擁、今件茂  
連、譜第正胤、奕世門地、試用擬任、性識清廉、足爲郡領、謹案格條、詮擬郡司、一依  
國定者、重望請官裁、以件茂連、越次被補任件郡大領職、將令勤郡務、仍錄事狀、  
謹請官裁、謹解、

天德三年四月五日

從七位上行目數六人部宿禰是興

守從五位下藤原朝臣安親

正三位行中納言藤原朝臣師尹宣奉勅、前鎮守府軍曹津守茂連、依國解文、宜  
越次補任攝津國住吉郡大領津守貫茂死闕之替、

同年十一月十四日

大丞大江齊光奉

十五日、丙辰豐明節會、

〔日本紀略〕村上天皇十一月十五日、丙辰節會、

津守茂連  
同貫茂死  
闕ノ替  
郡司ノ銓  
擬ハ國定  
ニ依ル

大歌別當  
代辦代  
內忌ノ親  
王等不參

大貳藤原  
元名陣座  
ニ還著ス  
五節ヲ奉  
ル

〔九曆〕十一月十五日、豐明節會事、小忌親王、納言不參、參議爲首人、事大

〔西宮記〕六前田家本新嘗會、天德三十一十五、小忌兵部卿有明、中納言

兼明、依遲參、無天許空退出、參議朝忠一人參仕、

〔北山抄〕二辰日節會事十一月、天德三年十一月十五日、大貳元名、自

鳥曹司、還著陣座、依無本任放還也、令奏事由參上、奉今年五節、

十六日、丁巳東宮鎮魂祭、

〔日本紀略〕村上天皇十一月十六日、丁巳、東宮鎮魂祭、

二十日、辛酉內裏ノ穢ニ依リテ、賀茂臨時祭ヲ延引ス、尋デ、之ヲ追行ス、

〔日本紀略〕村上天皇十一月廿六日、丁卯、賀茂臨時祭也、式日去廿日依內裏穢

延引、

二十一日、壬戌律師仁皎寂ス、

〔日本紀略〕村上天皇十一月廿一日、律師仁皎卒、年八十二

〔僧綱補任〕二興福寺本權律師仁皎、天曆八年三月十九日任、三論宗、東

大寺、宋書高僧傳六十七、已講勞、讚岐國人、秦氏、同十年十二月廿八日轉正、六十九、天德三

年十一月廿三日入滅、七十二

天德三年十一月十六日、二十日、二十一日

五八三

讚岐ノ人



天德三年十一月二十一日

五八四

觀賢ノ弟

醍醐寺座主

法系

〔三會定一記〕

一 同九年（天慶） 講師仁皎東大寺三論宗 天德三卒、七十一歲、

〔醍醐寺座主次第〕

○山（采妻下同シ）村上御時イ本權律師 第七大法師仁皎三論宗、延性内供入壇資、觀賢僧正弟子、讚岐國人、俗姓秦氏、貞觀

十五年癸巳生、東大寺イ

天慶九年勤仕維摩講師、天曆八年三月十九日任權律師、年

八十七或本

同十一年月日任座主イ、天德元年月日任座主、年八十五一、五才、同三年十

一月廿七日入滅イ

寺務三年、天德元二、三

〔血脈類集記〕

灌頂本朝眞言傳法 權僧正觀賢 付法七人

觀賢

仁皎

已上或本有之、  
已上裏書、

〔諸嗣宗脈紀〕

下 眞言傳法灌頂宗脈

延性

仁皎

觀賢弟子、讚岐人、姓秦氏、天德

〔慶延記〕

五 下 醍醐雜事記五

一成覺寺

本佛彌陀像等身、

成覺寺ヲ  
草創ス

願主山科住人得永建立、醍醐座主仁皎律師、奉寄御寺末寺、施入田畠二十  
一町四十八步也、

天慶六年三月十九日

〔續傳燈廣錄〕

小野方上 傳法嗣祖流派分之一 醍醐山成覺寺開基第八代座主仁皎

律師傳

座主名仁皎、讚州人、姓秦氏、觀賢之高足、而三論宗、剋成覺寺作開山、受性公之  
傳法灌頂、得深砂大將之法驗、名深砂座主、任律師、天德三年十一月二十三日  
化、壽八十七、

○仁皎ノ寂日、僧綱補任、續傳燈廣錄、二十三日ニ作り、醍醐寺座主次第、

二十七日ニ作ル、今日本紀略ニ據リテ揭書ス、

二十三日甲子、内裏ノ穢ニ依リテ、大原野祭ヲ停ム、

〔日本紀略〕村上天皇 十一月廿三日、甲子、大原野祭停止之、依落胎穢觸來内裏

也、

二十六日卯、政アリ、是日、中宮所生ノ男女親王ノ別當ヲ補ス、

〔九曆〕十一月廿六日安子、后腹男女親王別當宣旨事、別當皆以  
御息子也、

天德三年十一月二十三日 二十六日

五八五

深砂座主  
ト號ス

落胎ノ穢  
アリ



侍從所監  
ヲ補ス

天德三年十一月二十六日

五八六

〔西宮記〕

臨時裏書 詔使補侍從所々監

天德三年十一月廿六日、政了著侍從所、少納

言文相朝臣申云、以近樹朝臣令行所事、已上九記

〔外記補任〕

二康保四年

少外記坂上望城

天德三年十一月内藏允、

○坂上望城ノ任官、便宜合致ス、

諸國受領ノ功課ハ、  
毎年十二月ハ、  
以前二十日ハ、  
申シム

期前ニ  
申スル者  
少シ

元親王  
勅ニ依リ  
テ奉ラル

十二月辛未朔

四日、戊申勘解由使及ビ主計、主税二寮ノ、諸國受領ノ功課ヲ勘フル例ヲ定ム、

〔政事要略〕

二十八年中行事二十八 十二月上 勘申諸國受領吏功課事

右中辨藤原朝臣文範傳宣、奉勅、諸國受領吏、進解由之輩、可令主税、主計兩寮、毎年十二月廿日以前、勘申功課之狀、去延喜十五年十二月八日仰下先了、○其條又、不與解由狀、并實錄帳所注正税不動穀并糶等之欠、可令勘解由使、十月廿日以前同勘申之狀、天慶八年正月六日仰下了、○其條隨即待解由下、各勘申往年、是則爲明功過定褒貶也、而進解由之輩、非必彼期以前、或及窮腸之末、或臨議定之日、（努力）二官勘申、諸司无程案據議定、公家有煩沙汰、今須解由雖未下、使寮依先例勘畢、解由下日、乃以進官、豫備急務、不可緩怠者、

天德三年十二月四日

左大史我孫有何奉

七日、丁丑紫宸殿ノ前庭ニ橘ヲ植ウ、

〔日本紀略〕

村上天皇

十二月七日、丁丑南殿坤角新移栽橘樹一本、高一丈二尺、

件樹（元利）彈正尹親王東三條家樹也、依勅定奉之、右近將監以下掘之、

天德三年十二月四日 七日

五八七



天德三年十二月九日 十日

五八八

〔延喜式〕

〇四十二條後附

番記錄云、天德三年十二月七日、南殿坤角新移栽橘

樹一本、高一丈、伴樹彈正尹親王東二條家樹也、依勅定奉之、右近將監已下掘

之、

〔江談抄〕

攝關家事

紫宸殿南庭橘櫻兩樹事

内裡紫宸殿南庭櫻樹、橘樹者舊跡也、伴橘樹地者、昔遷都以前橘本大夫宅也、  
枝條不改、及天德之末云々、又川勝舊宅者、但是或人說也、〇醍醐寺所藏水言鈔ヲ以テ校ス、

〔歷代編年集成〕

村上天皇

同四年

庚申、略

〇中

九月廿三日

庚申、略

中橘樹者

本自所生託也、遷都以前此地橘大夫家之跡也云々、南殿橘樹事、番記錄云、〇

略或記云、遷都之時、彼橘在所稱橘大夫者家後園也、伴後園有橘、即南殿前以

賞翫、其後回祿之後、被栽彼東三條樹云々、小一條左大臣記云、橘本主秦保國

也、

〇橘樹ノ燒失スルコト、四年九月二十三日ノ條ニ見ユ、

九日、卯、三日竝ビ出デ、白虹日ヲ貫ク、

〔九曆〕

十二月九日、日三輪出事、又白虹貫日事、

十日、庚、御體御卜奏、是日、官奏アリ、

紫宸殿橘樹ノ由來

平安遷都以前、秦保國ノ後、在リ

内侍候セズ、藏人ヲシテ奏セシム

神嘉殿出御

恩給ニ依ル

〔西宮記〕

御躰御卜

同記云

天德三年十二月十日、官奏後、欲奏御體御卜文、

而内侍不候云々、仍令頼忠朝臣申可給代官由、而仰云、或時令藏人男等奏、准

彼例可行者、經階下參進、奏聞云々、

十一日、巳、月次、神今食祭、

〔日本紀略〕

村上天皇

十二月十一日、辛巳、月次、神今食、天皇御中院、

十四日、甲、殿上ノ諸衛佐ヲシテ、京中隱居高年者ノ員數ヲ計ラシム、

〔九曆〕 十二月十四日、遣殿上諸衛佐等、令計記京中隱居高年等之員、爲恩給

云々、

一分宣旨ヲ民部卿藤原在衡ニ給フ、

〔九曆〕

十二月十四日、略

中民部卿在衡、給一分宣旨云々、

十五日、乙、勸學院學生、左大臣實頼ノ六十算ヲ賀ス、

〔日本紀略〕

村上天皇

十二月十五日、乙酉、勸學院賀左大臣六十算、

〇興福寺僧徒、實頼ノ六十算ヲ賀スルコト、正月二十七日ノ條ニ見ユ、

十六日、丙、殿上ニ於テ、踏歌ヲ行フ、

〔日本紀略〕

村上天皇

十二月十六日、丙戌、踏歌、

天德三年十二月十一日 十四日 十五日 十六日

五八九



九月天變  
ニ依リテ  
停止ス  
ト爲ス

天德三年十二月二十日 二十二日

五九〇

〔九曆〕十二月十六日、於殿上有踏歌興、左大臣、朝忠、朝成等候云々、右近中將元輔朝臣壽言、兼通、珍材取輪云々、伴踏歌等依去九月天變已停止、而依左大臣催奏、又被興行云々、時人爲不穩云々、

○踏歌後宴ヲ行フコト、四年三月八日ノ條ニ見ユ、

二十日、庚寅、御佛名、是日、紫宸殿ニ於テ、御讀經ヲ行フ、

〔日本紀略〕村上天皇 十二月廿日、庚寅、御讀經、於南殿行之、依御佛名、不召御前僧也、

僧也、

結願

廿二日、壬辰、同竟、

〔北山抄〕十二年中要抄下十二月事 天德三年十二月、勘申十五日廿一日、而略○中 廿日勘申御讀經日、

御讀經日  
時勘申

二十二日、辰、彌勒寺ヲ以テ、仁和寺別院ト爲ス、

〔仁和寺文書〕三山城

代々官符同牒狀等目錄

一通 可以彌勒寺爲仁和寺別院事、天德三年十二月

一通 同事、同年月日、

田地

一通 同寺田地事、同年月日、

和

一通 同寺和事、同年月日、

一通 同事、同年月日、

一通 可以彌勒寺爲仁和寺別院事、同年月日、

二十三日、巳、諸衛ノ恪勤者及ビ淳和、崇親兩院ノ女等ニ物ヲ賜フ、

〔日本紀略〕村上天皇 十二月廿三日、癸巳、賜諸衛恪勤者祿、賜淳和院、崇親院女等綿布、

等綿布、

二十五日、乙未、荷前、

〔日本紀略〕村上天皇 十二月廿五日、乙未、荷前使、

〔北山抄〕十二年中要抄下十二月事 天德三年十二月、勘申十五日廿一日、而十五日告迫無程、廿日勘申御讀經日、仍問陰陽寮、廿六七日无殊忌云々、

仰云、返給省解文、可令改申云々、

二十六日、丙申、伊賀阿拜郡玉瀧柚ヲ以テ、永ク東大寺領ト爲シ、他所ノ入部ヲ停メシム、

〔正倉院文書〕東南院文書 參概第四卷

天德三年十二月二十三日 二十五日 二十六日

五九一

荷前使發  
遣ノ日ヲ  
定ム



天德三年十二月二十六日

五九二

太政官符

〔玉瀧柚官符并施入帳、第四卷可具之、天德三年、數五枚、

應永爲東大寺所停止（領脱之）入造他所材木玉瀧柚事

在阿拜郡、

東大寺別當光智等

光智等西塔再建ヲ企ツ

料村國宛ヲ行フ

諸國造進セズ

玉瀧柚ヨリ心柱等ヲ探ル

其費用

右得彼寺別當權律師法橋上人位光智等去七月廿五日奏狀備謹檢案內、東大寺者聖化之所構、西寶塔者神功之所爲也、仰則彌高、穿白雲而眼眩、量則玄眇、窮蒼天而心迷、本願之昔猶記其妙、末代之今何致斯功、光智等蒙勅宣之後、且暮只焦肝、出入無他念、寢食思此事、依木工寮支度、心柱三本被宛山城、攝津兩國也、七重材木大和、紀伊、伊賀、近江、丹波、播磨、安藝等七箇國、可造進之由、給官符先了、而件九箇國申返不堪之由、無造一枝之材、頻雖給催責之官符、更以無承引之國司、諸國共不合力者、寺司廻何方計乎、然而依恐勅宣、請取伊賀、近江兩國封米、差遣前造齋宮使判官掃守有貞、入件玉瀧柚、造挽心柱三本并第一二層析材木也、就中心柱三本以去六月廿日引著塔壇、以七月廿一日構立既畢、兩國封米所請八百七十餘斛也、所造心柱并二重材木所用之米万一千卅四斛餘也、以彼封米推此新物、雖實不當百分之一、更廻他方術、且所勤仕也、

橋元實玉瀧柚ヲ施入ス

諸所ノ材ヲ造運シ木ノ漸ク樹木ノ法性寺ノ材ヲ伐ス法性寺ハ

削平峻巖、作挽材木之大路、堀通曲谷、爲流桴筏之巨川、數百餘町、其程遙遠、千万人力、其功難量、今殘五重材木、一向可造件柚、抑件柚本是蔭子橋元實之所領也、而以去年十二月十日、永以施入寺家已了、○其條其施入文云、件柚元是元實等先祖之墓地也、累代子孫相傳守領、其來尙矣、經年之間、樹木生繁、自爲柚山、爰延喜御代、造東大寺講堂之時、被造運件柚木也、當於爾時、元實注先祖墓地之由、愁申公家之日、天恩早降、免除先了、既省庶人之競切、全守先祖之舊墳、於是元實并族類等、不久遭於災禍、各以浮浪他國、定知申妨彼講堂析材木之所致也、適從遠國還向之日、尋事案內、東大寺并修理職、冷泉院、雲林院等析材木、各給官符造運件柚、其官符云、件柚私人所領也、宮城修理之間、給官符令造用云々、無力愁申、私歎之間、樹木漸切掃墳墓、作露地、不若永奉施入御寺、令得先祖菩提之道、兼免元實禍殃之祟、仍施入如件者、寺家所司五師大衆共於大佛寶殿奉納已畢、國宰郡司承知亦了、然則寺家領掌件柚之旨、非無由緣、今臨寶塔造立之時、彌知佛神催入之由、今修理職、冷泉院、雲林院等析數千材木造運件柚之間、樹木漸盡、殘木非幾、而傳承又法性寺諸堂材木可被入造件柚云云、○二年三月三條參看謹檢事情、法性寺者、是新御願、其寄尤重、所用材木亦非長

天德三年十二月二十六日

五九三



新御願寺ニテ東大寺ハ古御願寺ニテ  
輕重ハ古御願寺ニテ  
他所ノ入  
部ヲ止メ  
專ラ造塔  
料所ト爲

天德三年十二月二十六日

五九四

大、仰造諸國非可背申、東大寺者是古御願、世人隨輕、所造材木亦極長大、諸國  
申返既不承引、寺司戴勅、獨以何爲、然則件寶塔斫數万材木、自非此杣者、非可  
造遠國、若彼多處入造一山者、塔材木未採之前、山木先以盡斂、非唯御願之難  
期、兼爲寺家之事費矣、望請、殊蒙天恩、任彼本主施入之志、被止入造他所材木、  
將爲寺家所領之杣、一向造運件寶塔斫若干材木、光智忝戴鳳詔、始構鴈塔、唯  
依聖德如雨之澤、可期浮圖不日之功者、左大臣宣、奉勅依請、但修理宮城之間、  
可聽修理職之入造者、國宜承知、依宣行之、符到奉行、

天德三年十二月廿六日

從四位下行左中辨兼內藏頭藤原朝臣（文簡）在判 正六位上行左少史秦宿禰在判

（治東書）東大寺伊賀國玉瀧杣券第四官符玉瀧村施入文 天德三年

太政官牒

應永爲寺家所領、停止入造他所材木玉瀧杣事、

在伊賀國阿拜郡、

右太政官今日下伊賀國符稱、○中略上ノ太政官符ノ得彼、縱修理宮城之間、

勿聽修理職之入造者、國宜承知、依宣行者、寺宜承知、牒到准狀、故牒、

天德三年十二月廿六日

正六位上行左少史秦宿禰（自書）牒

從四位下行左中辨兼內藏頭藤原朝臣（白書）○本書、太政官印、

〔東大寺文書〕○六第三回探訪

勘申

東大寺訴申國司并越前守平朝臣忠盛、押妨寺領伊賀國阿閉郡玉瀧杣內

字鞆田予野真木山參箇村理非事

一川合鄉內字鞆田村事

寺解云、鞆田村者、本是杣山之中心也、○中略天德以後、國司雖企收公、依寺牒

皆以免除、○中略

寺家所進證文等○中略

天德三年四月五日國司藤原忠厚下符云、應免開發玉瀧庄內并杣山邊荒

廢田畠伍拾町事、

同年六月五日、修理職牒云、應停止稱職仰、入交寺家所領玉瀧杣造運數千

材木事、

天德三年十二月二十六日

五九五

伊賀國玉瀧庄內荒  
廢田ノ開  
發ヲ許ス  
修理職ノ  
仰入ト稱  
ルテ入ト  
停部ス



天德三年十二月二十六日

五九六

同年十二月廿六日太政官符云、應永爲東大寺所領、停止入造他所材木玉

瀧柚事、在阿部郡、○中略

方今勘寺家公驗古今證文、皆以炳焉也、訴申之旨、非無其謂、○中略

一柘植鄉內字予野村事、○中略

寺家所進證文等、○中略

天德三年四月五日國司藤原忠厚下符云、應免除開發玉瀧庄內并柚山邊

荒廢田畠等事、

同年修理職并大政官牒等、備先條鞞田村證文同爲予野村證文也、○中略

方今檢寺家公驗、古來證據皆以明鏡也、寺領之由可謂顯然也、○中略

保安四年九月十二日 修理左宮城主典正六位上行明法博士兼左衛門志中原朝臣明兼

大藏大輔兼大判事正五位下行明法博士但馬介三善朝臣信貞

〔東大寺別當次第〕

傳燈大法師光智 天德年中、伊賀國住人橘元實、注先祖

墓地施入當寺、三年十二月廿六日、永可爲寺領之由、給官符、玉瀧柚是也、

○四月五日、伊賀國、玉瀧莊內并ニ柚山邊ノ荒廢田畠ノ開發ヲ許スコ

ト、便宜合敘ス、同國玉瀧莊等ノ前年正稅利稻ヲ免除スルコト、四年二

月二十二日ノ條ニ見ユ、

天德三年十二月二十六日

五九七



俗ニ福來  
病ト號ス

天德三年是歲

是歲、頸腫病流行ス、

〔日本紀略〕村上天皇 今年、人民頸腫、世號福來病、

參議藤原元名ノ大宰大貳ヲ罷ム、

〔公卿補任〕五 參議從四位上藤元名、七十月日去大藏、

宣旨ヲ下シテ、諸國司ヲシテ、交易春米ノ未納ヲ填補セシム、

〔北山抄〕史途指南 勘濟前任公文事 天德三年宣旨云、春米例交易等料、

立用稅帳勘濟之時、移送主計寮、若返抄不注納物之由、後年稅帳勘濟之日、注

填納之處、加都合之内、但前々司時帳依例行之云々、因之後々司、有宣旨、雖越

勘當任帳、至于前任帳、爲存公益、猶可令後司勘濟也、但舊帳從前可勘、仍前司

以往帳多未勘者、前任帳只填春米出春米等、從舊勘之云々、

〔北山抄〕史途指南 勘出所藏 凡不遣詔使之國、不可有交替欠、就中例

交易、年料春□等、依天德起請、不可置勘出、可填料稻也、

周防國司、前介周防正遠ニ解由ヲ與フ、

〔朝野群載〕二十六會 救解由

周防國司解 申與前司解由事

正六位上行介周防宿禰 正遠

右人、去某年月日任、其年月日得替解任、雖有任中雜怠、會某年月日赦、仍與解

由如件、即付正遠申上、仍注事狀、謹解、

天德三年月日 少

守 介 掾

正遠雜怠  
アリ會ス  
赦ニ會ス

天德三年是歲

五九九

五九八



年末雜載

天文、災異、

〔日本紀略〕村上 三月廿七日、壬申、丑刻雷雨、

八月八日、辛巳、大風、

〔日本紀略〕村上 十月三日、乙亥、地震、

佛寺、

〔九曆〕十月廿一日、極樂寺菊會事、

〔最鎮記文〕官、府

太政官(符號) 山城國司

應准大宰府安樂寺例、以氏人令領知北野寺事

右得正四位下行式部權大輔兼文章博士菅原朝臣文時等去六月十日奏狀  
稱、謹案事情、安樂寺味酒安行去延喜年中始所建立也、安行死去之後、始自天  
德三年以氏人解言上於官、補任寺司、年序漸久、中

貞元々年十一月七日

公家、

〔類聚符宣抄〕

十使上日人々

史生美努眞香

右大納言(前也)藤原宣、伴人就事令役其身、宜准見仕給上日者、

天德三年五月七日

大外記大江遠兼 奉

〔九曆〕

九月五日、中藏人珍材來云、內給所錢卅貫可進藏人所、

諸家、

〔九曆〕

正月十日、道風令書障子、給祿事、

八月廿六日、宮雄名簿給勸學院事、(公季)

十月廿三日、召囚人令掃池井事、仰右佐、密々、所

廿五日、宮雄著袴事、

〔九條殿記〕

部類年中行事 大臣家大饗

天德四年正月中 十二日、壬子、

依去年正月重病時立願、略 下

〔日本紀略〕

村上 三月廿五日、庚午、右大臣參詣春日社、

〔清原元輔集〕

天德三年二月三日、權大納言源朝臣舟にてやはた詣侍るに、

道にて、人ノのおもはん事をいへと侍りしに、

雷雨

大風

地震

極樂寺菊會

安樂寺司補

史生ニ上日ヲ給ス

内給所ノ錢ヲ進メシム

小野道風ノ障子ニ書ス  
藤原公季ノ勸學院ニ入人ヲシテ池井ヲ掃ハシム  
公季著袴ス

師輔病ム

春日社ニ詣ゾ

源高明石ヲ清ニ詣



實鎮守  
府將軍  
祿ヲ贈ルニ

高階ノ里  
野

妻死ス

里野始メ  
テ長谷寺  
ニ詣ツヨ  
リ十七歳  
始ム

天徳三年雜載

わたし守君にみなれて老にけり雲井のきしにまどふへき哉

〔清慎公集〕

天徳三年九月二十三日、召鎮守府將軍仲舒朝臣、賜小祿及馬種

々物、裏入鞆之餌囊之紙、手書和歌一首、

雲に入つはさはのへにおほくともこころうつりて我をわするな

死歿、

〔長谷寺靈驗記〕

下 第十九高助遇難後猶依歸當寺、終得益事、付里野延命

往生淨刹事

其中ニ、近頃上京ニ一人ノ貧キ侍有リキ、高階ノ里野ト云フ、十七年ノ年ヨリ、當寺ニ月詣ヲ始テ、三年ニ滿ツ、十九歳ノ時、常ノ如ク又參テ、下向シケル次ノ日、利生ハナクシテ、最愛ノ妻ニ別レテ後チハ、萬ツ物ニ於テ、惡ク衰ヘ行ク、セン方無レハ、弟ニ養マレテ、形ノ如ク過キ行キケル程ニ、倩クト身ノツラキ事ヲ思ニ、我レ八歳ノトキ、親ニ具セラレテ長谷ニ參テ後ハ、偏ニ歸依シ奉リ、十七歳ヨリ、月詣ヲ始テ、深ク此ノ尊ニ功ヲ入レ奉ル、然ルニ年既ニ八旬ニ及フ共、敢テ其驗シナシ、此事ヲモ恨ミ奉リ、又今ハ後世ノ事ヲモ祈リ奉ント思テ、生年七十九ニシテ、又當寺ニ籠テ、何ニ偏ニ憑ミ奉ル甲斐

里野死ス

ナク、御惠ミ無シテ、一期憂目ヲハ見セ給フソ、願クハ今ハ後世ヲ助ケ給ヘト、打チ口説テ、チトマトロミケル夢ニ、薄墨染ノ衣著タマヘル僧、内陳ヨリ出テ、汝チ利生ナシトテ、吾ヲ恨ム事勿レ、汝カ先世ノ罪業ニ依テ、今生貧道短命ノ報ヲ得テ壽限リ、僅ニ十九歳ノ時飢死スヘキ者ニテ侍リキ、然レトモ大聖ノ御方便ニ因テ、聊カノ愁ヲ以テ、多ノ宿業ヲ轉シテ命ヲ延ヘ、飢ヲ助テ、明後年八十一ニテ、必ス西方ノ往生ヲ遂ク可シト云テ、則チ内陳ニ歸リ入り給フト見テ、打驚キテ思ヒケルハ、我レ十九歳ノトキ、當寺ヨリ下向シテ、妻ニ後シヲ始トシテ、今七十九ニ至ルマテ、萬ツ災難カマシキ事ヲ、凡夫ノ悉カナル儘ニ、何ニカト大聖ヲ恨ミ奉ル事、口惜ク覺ヘテ、サテハ其ノ妻ニ別レ、十九歳ノ時必定餓死スヘキ宿業ヲ轉シテ、形ノ如ク弟ニ復テ、八十一ノ算ヲ持ツ事、サナカラ大聖ノ御方便也ト、忝ク覺ヘ、彌々當寺ニ歸シテ、偏ニ後世菩提ヲ祈、一向ニ彌陀ヲ念シテ有ケレハ、觀音ノ皆ケ給フカ如ク、生年八十一ニシテ、天徳三年十月廿五日、臨終正念ニシテ、西ニ向テ入滅ス、○上略

雜、

天徳三年雜載

六〇三



陰明門邊  
リニ落胎ア  
仁壽殿前  
リニ落書ア

天德三年雜載

六〇四

〔日本紀略〕村上天皇 二月十三日、戊子、右兵衛陣前、裏袋置落胎爲卅日穢、  
七月十八日、辛酉、今夜仁壽殿前落書云、金鎖井寒近、時人爲奇、

御曆奏  
氷樣等  
水樣等  
依輔病參  
上依リテ  
命婦東宮  
クニ祿ヲ授

外任奏

天德四年庚申

正月大朔 辛丑

一日、辛丑小朝拜、節會、

〔日本紀略〕村上天皇 正月一日、辛丑、天皇不出御南殿、

〔九曆〕正月一日、左大臣實賴令忠君奏御曆、氷樣等、依年來例、可付內侍所之由、西

刻小朝拜、入夜引列、依腰痛未平復、令奏難候列之由、而仰云、自腋可參上者、蒙

仰之後、心神忽惱、仍不堪參上、罷出九條、

〔西宮記〕正月上 延喜十年正月一日、太子崇德親王參上、命婦時子授太子祿、天德四年正月

例有此

〔年中行事抄〕正月 元日宮內省供服赤御贄事 天德四年、七曜御曆、氷樣等、左大

臣小朝拜以前、於御殿奏之、次有節會、

〔江次第〕元日宴會 正月 先奏諸司奏、次奏外任奏、

天德四年正一、

二日、壬寅中宮大饗、是日、東宮、拜觀アラセラル、

〔日本紀略〕村上天皇 正月二日、壬寅、中宮大饗、皇太子崇德親王參觀、

天德四年正月一日 二日

六〇五



天德四年正月三日 四日

〔西宮記〕二月上 二宮 大饗 天德四年正月二日、中宮大饗、

〔九曆〕正月二日、略 中東宮拜禮事、四親王拜賀事、

左大臣實賴、臨時客ヲ行フ、

〔九曆〕正月二日、左大臣臨時客事、

三日、卯杖、東宮大饗、

〔日本紀略〕村上天皇 正月三日、癸卯、卯杖付内侍所、是日也、東宮大饗、

〔九曆〕正月三日、略 中東宮大饗事、

〔西宮記〕二月上 二宮 大饗 天德四年正月、略 同三日、東宮大饗、

〔近衛家文書〕十二例 卯杖

□卿參入卯杖付内侍所例

天德四正三、癸卯、□卿參入卯杖付内侍所、

右大臣師輔、臨時客ヲ行フ、

〔九曆〕正月三日、家臨時客事、

四日、辰、甲始メテ、法性寺ニ於テ、御八講ヲ行ハセラル、

〔扶桑略記〕村上天皇下 正月四日、甲辰、公家於法性寺始御八講會、

〔濫觴抄〕下 法性寺八講 天德四年庚申村上天皇 十五年 正月四日、甲辰、公家始之、

五日、巳、乙受領功過ヲ定ム、

〔九曆〕正月五日、於陣受領功果定事、

六日、午、丙天變ニ依リ、延曆寺大日院ニ於テ、熾盛光、不動兩法ヲ修シ、大般

若經ヲ轉讀セシム、

〔延喜天曆御記抄〕百三十一所收 柳原家記錄 御修法事、付七高山 御修法、

天德四年正月六日、始自今日、於天台大日院修熾盛光、不動兩壇法、又令轉讀

大般若經、並限七今日、爲消天變也、遣藏人修理亮平珍材仰事由、兼賜度者各

一人、御修法讀經僧等、宛天等、神祇令祈願、天台座 記同ジ、

○天變ニ依リ、大日院ニ修法セシムルコト、二月二十一日ノ條ニ見ユ、

七日、丁、未節會、敍位、

〔日本紀略〕村上天皇 正月六日、丙午、敍位議、

七日、丁、未、敍位、

〔公卿補任〕五 右大臣從二位藤顯忠、三、正月七日從二位、

天德四年正月五日 六日 七日



參議從四位上藤伊尹、三十(天德)同四正七從四上、

〔公卿補任〕應和三年 參議從四位上藤賴忠、四十(天德)天德四正七從四上、

〔公卿補任〕康保三年 參議從四位上源延光、四十(天德)同四正七從四上、

〔公卿補任〕安和元年 非參議從三位藤兼家、四十(天德)天德四正七正五下、(女子)中宮給

〔公卿補任〕安和二年 參議正四位下藤兼通、四十(天德)同四正七從四下、

〔公卿補任〕天元四年 參議正四位下大江齊光、四十(天德)同四正七從五下、省勞廿六

中宮御給  
省勞  
除目

同日攝津權守、

〔公卿補任〕正曆三年 非參議從三位菅輔正、同四正七從五下、策三十

〔敍位除目執筆抄〕天德四正六敍位 執筆(實賴)臣大

〔九曆〕正月六日、敍位儀事

七日、申刻參內、先是左大臣參入、入夜始事、依內記敍位宣命遲書出、遲々奏聞

事由、從腋參上、伊尹(從四)兼通、四位、兼家、忠君、(正五)位下、遠量(從四)等五人、預加

階、往古未聞兄弟三人以上加階之例、若是榮華極哉、

〔江次第〕元一正月 先奏諸司奏、次奏外任奏、

天德四年正略〇中七、

兄弟五人  
同時加入  
階三例  
加三人  
ナシ

昇殿

〔公卿補任〕天祿元年 參議從四位上藤爲光、廿九(天德)同四正十三昇殿、

〔公卿補任〕寬和二年 非參議正三位源時中、四十(天德)同四正十三昇殿、

〇十三日、藤原爲光等ノ昇殿、便宜合敍ス、

八日、(戊)御齋會、

〔日本紀略〕村上天皇 正月八日、戊申、御齋會始、

十四日、甲寅、御齋會竟、

〔九曆〕正月十四日、御齋會了、參八省、伊尹告云、大饗日依令(令脫カ)宮取出尊者祿物、

天氣不快云、仍不取布施物出、

〔西宮記〕正月中 御齋會 天德四年正月十四日九記云、午剋參八省、先是

公卿等入堂、事了、著廊饗所、申文如例、其後(有明親王)兵部、卿、式部卿等參入、是甚緩怠違

例、申剋著布施堂、雨儀、同剋著右近陣、召外記、仰僧等可令參入之由、藏人永保

來告召由、此違例、只可告御前裝束了之由、

後七日御修法、

〔東寺長者補任〕一 長者大僧都寬空(後七日)御

女敍位、

結願

師輔布施  
物ヲ取ラ  
ズシテ退  
出ニ著ク  
公卿饗所

雨儀



天德四年正月十一日 十二日

〔日本紀略〕村上天皇 正月八日、戊申、中略 今日女敍位、

〔西園寺家記錄〕十二 女敍位事 祕說、

申日被行女敍位例、中略

天德四年正月八日、

十一日、考、辛左大臣實賴、大饗ヲ行フ、

〔日本紀略〕村上天皇 正月十一日、辛亥、會略左大臣家大饗、

〔九曆〕正月十一日、左大臣家大饗事、

〔九條殿記〕部類年中行事 大臣家大饗

五寸、中略左大臣家大饗精進、未剋請客、使脫力右馬頭兼材朝臣來云、公卿等來集已

良久云々、良久詞可云違例、即參向後院、次第如例、但供食頗狼藉也、使脫力余析引出

物馬一匹、前年例馬鷹各一、而今日如此、戊剋事了還九條、今日前駟在茲朝臣、

季文朝臣、惟正朝臣、連真朝臣、忠助、季明、平則忠、清延、兼遠、兼茂、

十二日、子、壬右大臣師輔、大饗ヲ行フ、

〔日本紀略〕村上天皇 正月十二日、壬子、師輔右大臣家大饗、

〔九曆〕正月十二日、家大饗事、有儀、

精進  
請客使  
供食狼藉  
引出物

立願ニ依  
リ魚類ヲ  
用ヒズ  
請客使  
蘇甘栗勅  
使

中納言以  
下尊者ヲ  
迎フ儀ニ依  
シ拜禮ナ

〔九條殿記〕部類年中行事 大臣家大饗 天德四年正月十一日、辛亥、中略

早朝自九條向東家、催行明日饗事、中略

十二日、壬子、依去年正月重病時立願、始自今年家饗不用魚類、未剋差兼通爲

請客使、奉相待尊者之間、於渡殿北庇、勸一盃於公卿、初只請入舍弟中納言二

人、而他公卿數多入來、頗專輒也、蘇甘栗勅使爲光給祿如例、實賴左殿御前祐之朝

臣、保衡朝臣、澄景朝臣、恒平朝臣、宮進兼光、內舍人助光、右衛門尉顯教、右兵衛

尉是藤、永賴、元助、未終尊者光臨、中納言以下至西中門內相迎尊者、依雨儀無

拜禮、但予立南階東邊、先是令敷半蔀下二枚、其上敷疊二枚、尊者入自中門立

給、爲平親王十四日、甲寅、伊之告云、大饗日、依令今宮取出尊者祿物、天氣不快云々、

〔北山抄〕三拾遺雜抄上 私記、天德同四年、右大臣家饗、雪消庭濕、師輔主人消息、進

自簀子下、從南階可直昇者、諸卿自南庭西度、丞相立橋隱下、置半蔀下二枚、其

上延疊二枚、

十八日、戊仁壽殿觀音供、

〔延喜天曆御記抄〕百三十一柳原家記錄 十八日觀音供事

天德四年正月十八日

六一一



天德四一正月十八日、大僧都寬空供觀音如例、  
二十四日、甲子除目、

〔日本紀略〕村上天皇 正月廿一日、辛酉、除目始、

廿三日、癸亥、同、

廿四日、甲子、同、

廿五日、乙丑、同、

〔公卿補任〕五

參議正四位下藤朝忠、五十右門督、別當、正月廿四日兼伊與守、(權脫)

野好古、七十左大辨、正月廿四日兼備中守、

從四位上藤元名、七十正月廿四日兼讚岐守、

〔公卿補任〕五

參議從四位上藤文範、五十同正廿四美作權守、(天德四年)

〔公卿補任〕六

安和二年

參議正四位下藤兼通、四十廿四日轉中宮權大夫、(天德四年正月)

非參議從三位藤濟時、廿九同四正廿五左衛門佐、(天德)

〔公卿補任〕六

貞元二年 參議從四位下源伊陟 同四正廿五兼近江權介、(天德)

〔外記補任〕二

大外記從五位下大江遠兼 正月廿四日〔廿四日〕〔廿四日〕〔廿四日〕〔廿四日〕遷安房守、

安部良明 正月廿四日任、

少外記海正澄 正月廿四日任、

權少外記笠朝望 正月廿四日任、元諸陵少允、進士勞、

〔高光集〕

館彰考 高光 (與考) 四年正月廿四日、任右近衛少將、三十十六人歌仙

〔敍位除目執筆抄〕

天德四正廿一日縣召、廿四日執筆左大

〔西宮記〕

除目下 天德四年正月、除目、雷鳴、衛府公卿帶弓箭候座、(顯忠、師孝)

〔西宮記〕

除目 雷鳴陣 天德四年正月廿四日、除目儀間、雷鳴、左右大將帶弓箭候

御前座、但陣不立云々、故延光大納言私記、

〔西宮記〕

除目 前田家本 除目 天德四年正月廿四日、召左大臣語、未一刻諸

卿參上、議除目云々、議了、參議藤原元名兼任讚岐守、大宰大貳解由、依替未納言扶朝臣、未給大貳解由、任左大辨、准彼例、任之之、

雷鳴 衛府ノ公卿帶弓箭ヲ  
雷鳴陣ヲ  
立テズ  
大宰大貳  
藤原元名  
解由ヲ待  
轉任ス

進士勞



天德四年二月二日 四日 六日 七日 九日 十一日

二月辛未朔

二日壬申春日祭、

〔日本紀略〕村上天皇 二月二日、壬申、春日祭、

〔春日祭歷名部類〕天德 同四年二月二日、壬申、祭、

四日甲戌祈年祭、

〔日本紀略〕村上天皇 二月四日、甲戌、祈年祭、

六日丙子御遊アリ、

〔日本紀略〕村上天皇 二月六日、丙子、御備右大臣調供膳、侍臣奏管絃、

七日丁丑園、韓神祭、釋奠、

〔日本紀略〕村上天皇 二月七日、丁丑、釋奠、并園、韓神祭、

〔西宮記〕八月 御記云、應和元年二月三日、外記令申云、納言等不著釋奠所、

只有參議好古一人、仍令檢於先例、去年參議一人就之云々、

九日己卯女御莊子女王、若菜ヲ供セラル、

〔日本紀略〕村上天皇 二月九日、己卯、麗景殿女御息所御供若菜次事、

十一日辛巳仁王會ニ依リテ、列見ヲ延引ス、尋デ、之ヲ追行ス、

師輔供膳  
ヲ調フ

參議一人  
釋奠所ニ  
著ス

〔日本紀略〕村上天皇 二月十一日、辛巳、列見延引、中依明日仁王會也、

十七日、丁亥、列見、

〔西宮記〕二月 列見 天德四年二月十七日、行列見事者、十一日依仁王會延及今日也、御記

日也、御記

三獻  
大納言以  
下著座

勸盃  
罰酒ヲ行

九記云、天德四年二月十七日列見、依仁王會、所延引也云々、著宴座、風雨雷電、右大將中納言師尹曰、雷電已盛、若可參內裏歟、即示早可被參之由、大將起座、經北中戶退出、三獻後不待汁物、置箸起座、是先例也、予如初著東廊座、大納言已下經廳南、自東面廊進來就座云々、三獻後令召史生事、大辨可申行也、而醉氣已成、仍上令催行云々、少納言兼家、取半臂藏袖、而持來取之置衣下、此事雖不穩便、已故實也、左大辨把笏、申云、申文上許之、大辨起座到東廊見々、參、先年或大辨等、只降床見之、未知孰是、史田口有信申見參、見了返給、有信結云、見參乃文申之上久と申給不、上諾之、史稱唯退出、後有信勸盃、左大辨把笏、巡到大辨前行罰罰其故者、史欲獻盃之時、大辨先申事由、蒙其許令獻、而今夜不然之故也云々、

天德四年二月十一日



雅樂寮ヲ  
召シテ樂  
舞セシム

天德四年二月十二日 十七日 十八日

天德四年二月十七日云々、令召雅樂寮、依雨儀召上於座<sup>堂</sup>上、此間令撤近邊諸  
司臺盤、唐高麗樂各曲了、依例欲盡四舞、依入夜更令停二樂舞、々龍王、納蘇利、  
右者  
九記

皇子昌平ヲ親王ト爲ス、

〔日本紀略〕村上天皇 二月十一日、辛巳、中略今日以第六皇子昌平爲親王、

〔九曆〕二月十一日、師尹右大將孫皇子爲親王、其名昌平、實略左大臣、氏人等以下、於仁  
壽殿東庭奏慶由、依御物忌、不參弓場殿、

十二日、壬午臨時仁王會、

〔日本紀略〕村上天皇 二月十一日、辛巳、中略於建禮門大祓、依明日仁王會也、

十二日、壬午仁王會、式部大輔直幹作呪願文、

十七日、丁亥雷、大膳職ニ震ス、

〔日本紀略〕村上天皇 二月十七日、丁亥、中略雷電、霹靂於大膳醫院、

〔西宮記〕二月 九記云、天德四年二月十七日、中略風雨雷電、右大將中納言  
師尹曰、雷電已盛、若可參內裏歟、即示早可被參之由、大將起座經北中戶退出、

十八日、戊子仁壽殿觀音供、

第六皇子  
實賴等氏  
人慶ヲ奏  
ス  
御物忌

大祓ヲ修  
ス  
呪願文作  
者橋直幹

醫院ニ震  
ス

雷電甚シ  
右大將參  
内ス

〔延喜天曆御記抄〕柳原家記錄 百三十一所收 十八日觀音供事

天德四一二月十八日、此日大僧都寬空供觀音如例、

十九日、己丑直物、

〔日本紀略〕村上天皇 二月十九日、己丑、有直物、

〔公卿補任〕正曆三年 非參議從三位菅輔正 天德四年 二月十九日但馬權守、

二十一日、辛卯天變ニ依リ、延曆寺大日院ニ於テ、熾盛光法ヲ修セシム、

〔延喜天曆御記抄〕柳原家記錄 百三十一所收 御修法事、付七高山

天德四年二月廿一日、辛卯、始自此日、於大日院修熾盛光法、限五十个日、爲消  
天變也、

○天變ニ依リ、大日院ニ於テ、修法讀經ヲ行フコト、正月六日ノ條ニ見

ユ、

二十二日、壬辰伊賀國、東大寺領同國玉瀧、內保、湯船村等ノ前年ノ正稅利  
稻ヲ免ズ、

〔東大寺文書〕第三回探訪六

勸申

天德四年二月十九日 二十一日 二十二日

五十箇日



天德四年二月二十四日

六一八

東大寺訴申國司并越前守平朝臣忠盛、押妨寺領伊賀國阿閉郡玉瀧杣内  
字鞆田、予野、真木山、參箇村理非事、

一川合郷内字鞆田村事略○中

寺家所進證文等略○中

國司藤原  
忠厚

同四年二月廿二日、國司藤原忠厚下符云、應免除玉瀧、内保、湯船、鞆田、山  
田村去年正稅利稻事、○中

方今勘寺家公驗、古今證文、皆以炳焉也、訴申之旨非無其謂、○中

保安四年九月十二日 修理左宮城主典正六位上行明法博士兼左衛門志中原朝臣明兼

大藏大輔兼大判事正五位下行明法博士但馬介三善朝臣信貞

○伊賀國、玉瀧莊内并杣山邊ノ荒廢田畠ノ開發ヲ聽スコト、三年十二

月二十六日ノ條ニ見ユ、

二十四日、甲午新立雲林院御願塔ノ心柱ヲ立ツ、

〔扶桑略記〕村上天皇下 二月廿四日、甲午新立雲林院御願塔心柱、勅使藏

勅使  
御誦經布  
施アリ

○雲林院塔落慶供養ノコト、應和三年三月十九日ノ條ニ見ユ、

二十七日、酉主計大屬小槻忠臣、算得業生課試ノコトヲ請フ、

〔西宮記〕臨時一 天德四年二月廿七日、民部卿藤原朝臣令申云、主計大屬

小槻忠臣申、遂本寮課試事、如式部省勘申、弘仁十一年有此例、但非近代事、若

下宣旨者、他道准此有申請乎、仰非無止事、何依希有之例、仍留此文、

二十八日、戊戌大藏省、神態御庫鳴ル由ヲ奏ス、

〔扶桑略記〕村上天皇下 二月廿八日、戊戌大藏省奏神態御庫度々鳴狀、

雅樂寮唐舞師ヲ任ズ、

〔類聚符宣抄〕七 諸長上等事

太政官符式部省 外物部長上、

應補才伎長上從六位下右近衛朱錦連德常事略○中

右得治部省去三月廿七日解僱、雅樂寮去天德四年二月廿八日解僱、件人課

試練身、才尤堪爲師、仍簫師船木洪範轉任唐舞師之替、以件德常所請如件者、

略○中

應和二年九月八日

○唐舞師ノ任日詳ナラズ、姑ク茲ニ掲書ス、

天德四年二月二十七日 二十八日

六一九

船木洪範



天德四年三月三日 五日 八日

三月 庚子朔

三日 壬寅 御燈

〔日本紀略〕天村上 三月三日 壬寅 御燈 廢務

〔西宮記〕御三月 御記云 天德四年三月一日 庚子 宮主直常澄令藏人珍材奏卜

御燈奉否文 以推云 不應不可奉例 一日當子日 而今日卜之 不避忌歟

〔江次第〕三日 御燈事 若當子日以二月晦日卜 天德四年三月子日卜之

五日 辰 甲 內印ノコトアリ

〔西宮記〕臨時一 內印 天德四年三月五日 民部卿藤原朝臣 以藏人

藤親子令內侍代奏內案 依有早給官符也

八日 丁未 踏歌後宴 殿上賭射アリ

〔日本紀略〕天村上 三月八日 丁未 天皇出御弓場殿 依殿上賭弓也 大臣以下

射之

〔九曆〕三月八日 內裏有弓結 去年十二月十六日 聊有踏歌興 〇其條 其後宴

云々 蒙召參入 申刻御出 中四親王等被候射殿 獻物九捧 余問之 貫首 右大將

唯稱奏之 其後余行加射手列 余乘矢中的 在座公卿皆射 中宮被奉懸物

武德殿出 大臣以下 射ヲ行フ 結番アリ 中宮懸物ヲ奉ル

十三日 壬子 射禮

〔日本紀略〕天村上 三月十三日 壬子 射禮

〔九曆〕三月十三日 藏人所小舍人 持來射別一貫

十四日 丑 賭射

〔西宮記〕二月 正月下 十八日 賭弓 天德四年三月十四日 御記云 矢取遞

論 不申的 仰左大臣遣使見 大臣召藏人藤原守仁令檢見 守仁須經前庭到棚

候 到兵部官人云々 及四度不相論 令仰左大臣藤々々 遣少納言兼家見之 前例

六位檢之 前度遣 六位 違舊例 遣

〔北山抄〕十一月 年中要抄上 正月 出居仰懸的 上卿示 木工寮懸之 籌刺著

座 兩儀在 校書 矢取自棚前西度 次四府參射 從略中 屏幔東往反 或遣五位 見天德

十六日 乙卯 季御讀經

〔日本紀略〕天村上 三月十六日 乙卯 季御讀經始

十九日 戊午 季御讀經竟

十七日 辰 攝津四天王寺燒亡ス

天德四年三月十三日 十四日 十六日 十七日

矢取的ヲ 申サズ 藏人ヲシ テ檢セシ ム再ビ之ヲ 檢セシム

結願



天德四年三月十八日 十九日

〔日本紀略〕村上天皇 三月十七日、丙辰、難波天王寺燒亡、

十八日、仁壽殿觀音供、

〔延喜天曆御記抄〕柳原家記錄 十八日觀音供事

(天德四年) 同年三月十八日、此日令內供奉十禪師寬靜供觀音、例大僧都寬空供奉之、而

令請日來有所煩不能參、以寬靜令供、仍仰令奉仕、

僧千舉ヲシテ、素光寺ニ於テ、孔雀經法ヲ修セシム、

〔延喜天曆御記抄〕柳原家記錄 御修法事、付七高山

天德四年三月十八日、丁巳、始自今日、於素光寺以千舉法師修孔雀經法、限七

日竟之、先是千舉師故遍勝令請春秋二季修此法、誓朝護廷、以千舉相傳不絕

御願、今所修此其旨也、

十九日、戊午、爲平親王、飛香舍ニ於テ、始メテ、御註孝經ヲ讀ミ給フ、

〔日本紀略〕村上天皇 三月十九日、戊午、略、今日第四爲平親王、於飛香舍、初受

御註孝經於右中辨菅原文時、有詩宴、序者民部少輔藤原俊(後)生、尙復式部少丞

源伊輔、

〔台記別記〕久安三年十二月十一日、壬寅、晴、今日天子始讀御注孝經、略、中天

寬空病ム  
寬靜ヲシ  
テ代ラシム

七箇日

遍勝ノ奏  
請ニ依ル

侍讀菅原  
文時アリ  
詩宴アリ  
藤原俊生  
序ヲ作ル  
尙復源伊  
輔

廢務

廢務ノ日  
奉幣宣命  
草ヲ奏ス

惟宗公方  
服勘文ヲ  
上ル

德四年三月十九日九記云、爲平親左大臣陳云、公卿等若可持書歟、予答曰、天  
皇若皇太子讀書之叱例然也、親王之例所未知也、計之、不持有何事矣、左閤許  
諾云々、江次

二十一日、庚申、仁明天皇國忌、

〔菊亭文書〕祈年穀奉幣雜事 廢務日、奏宣命草例、

天德四年三月廿一日、仁明國忌、廢務、

二十二日、辛酉、伊勢、石清水等ノ十二社ニ奉幣ス、

〔日本紀略〕村上天皇 三月廿二日、辛酉、奉幣十二社、伊、石、賀、松、平、稻

〔菊亭文書〕祈年穀奉幣雜事 廢務日、奏宣命草例、

天德四年三月廿一日、略、中廢務、奏明日奉幣宣命草、

二十八日、卯、是ヨリ先、從五位上藤原興方卒ス、是日、皇后、御喪服ヲ著セ  
ラル、

〔九曆〕三月廿七日、公方服勘文事、有子細、

廿八日、(安子)中宮著服事、御衣見之、興方

〔尊卑分脈〕藤原氏 眞作孫

天德四年三月二十一日 二十二日 二十八日



經邦

興方尾張守、美濃守、大和守、從五上、母石見守氏江女、  
女子盛子、母、

貞雅春宮少進、母伊勢大掾長峯有賴女、

正雅皇后宮大進、紀伊因幡伊守、從四下、母皇、

輔尹木工頭從四下、歌人、子孫見右、母爲民部卿懷忠子、母、

長雅母、

季雅母、

女子因幡守惟任室、母、

女子三河守賴國室、母、

女子安藝守雅康室、母、

女子大貳成章室、母、

女子式部大輔資業室、母、

〔大鏡裏書〕中宮安子崩事

村上御記曰、應和四年四月廿九日、略中皇后是前右大臣藤原師輔朝臣第一

天德四年三月二十八日

實頼家仕  
丁小兒  
死穢内裏

外記ヲシ  
テ四月諸  
祭改日ノ  
例ヲ勘ヘ

王子内親  
子ノ薨去  
依リ大祭  
ニ杜本ス  
ヲ神止ス

女、諱安子、母故出羽守藤原經邦之女盛子也、

三十日、巳内裏ノ穢ニ依リテ、四月ノ諸祭日ヲ改定ス、尋テ、大神、杜本祭ヲ停ム、

〔日本紀略〕村上 三月廿八日、丁卯、自昨日死穢、是左大臣家仕丁小兒死去

之穢、及于内裏也、仰外記令勘申四月諸祭改日之例、

卅日、己巳、定來四月諸祭事、賀茂祭用中酉、又大神祭依無踰月之例、改下酉、廣

瀨、龍田、平野、松尾祭依有先例、後日可行之由仰下了、

〔西宮記〕賀茂祭 天德四年三月卅日御記云、民部卿藤原朝臣（在領）令奏外記朝

望勘申諸祭有穢之時例文、仰云、平野、廣瀨、龍田等祭、已有越月祭之例、須以五

月吉日令祭、松尾、杜本、當宗等、以下申酉可祭、大神、山科等祭、依昌泰二年例、雖

非卯巳日、以月内穢後日可祭、至于賀茂祭、依天曆四年例、○天曆四年四月、以

下酉可行之由仰了、

〔北山抄〕西一年中要抄上、四月 天德四年、平野、廣瀨等祭有越月例、○中

同西宮記 賀茂祭、○中 廿八日、使可發也、而廿五日、聞食理子内親王薨由、○中

停勅使、坊司等、齋王可參祭、大神、杜本等祭從停止、

天德四年三月三十日



更衣ヲ左  
右ノ頭ト  
爲ス

左右ノ方  
人等ヲ定ム

清涼後涼  
兩殿ノ鋪  
設

出御

洲濱ヲ獻  
ズ

左大臣以  
下參入ス  
方人侍臣  
著座ス  
講師ヲ召  
ス

清涼殿ニ於テ、女房歌合ヲ行ハセラル、

〔日本紀略〕村上天皇 三月卅日、己巳、略中今日殿上女房歌合、以更衣爲左右頭、

又奏絃歌、

〔內裡歌合〕

○圖書 御記

天德四年三月卅日、己巳、此日有女房歌合事者、去年秋

八月、殿上侍臣鬪詩、○三年八月十六日爾時典侍、命婦等相語云、男已鬪文章、女

宜合和歌、及今年二月、定左右方人、就中以更衣藤原脩子、同有序等爲左右頭、

各令排讀、蓋此爲惜風騷之道、徒以廢絕也、後代之不知意者、恐成好浮華專內

寵之謗、仍具記之、其儀暫撤却清涼、後涼兩殿中渡殿北葦、設公卿座於同渡殿

之內、鋪左右方人座於後涼殿緣東、左在北女房又相分候清涼殿西庇簾中、第

五間立倚子、便用女房侍倚子、此間上簾申剋就倚子、良久右方入自北方、獻和歌洲濱、沉花

足、淺香下机、繡花柳鳥花文綾覆地敷、更衣之童女四人昇之、暫左方經侍所

進御前渡殿立、算刺洲濱、置北小庭算刺小舍人圓座之前云々、暫左方經侍所

自南方獻和歌洲濱、童女六人昇出、如右算刺洲濱、又置南小庭之小舍人圓座

前始童女置机、仰令召殿上公卿、即左大臣、清涼殿大納言、高明、右大將藤原朝臣、

下後改置云々、師尹、參議雅信朝臣、朝成朝臣參來候座、次各方人侍臣著座、于時日已昏、供燈、

歌ヲ讀ム

左大臣評

定ス

總ベテ二

十首

樂所南北

分レテ

歌曲ヲ奏

ス

洲濱ヲ中

宮及ビ昌

子内親王

賜フ

殿上ヲ裝

東ス

御座

女房ノ座

公卿ノ座

侍臣ノ座

樂所召人

博雅朝臣、進就洲濱下、讀其和歌、左作金山吹花枝、其左近少將伊涉、右近少將

助信等取脂燭照之、殿上小舍人著小庭座刺算、仰左大臣評定、于時各方賜膳、膳

於公卿及方人、讀歌之中、左詠鶯歌二首、而右誤讀柳歌、仰依失次爲負、惣廿首、

讀合已畢、左勝員九首、讀歌終、令召樂所人、相分南北小庭、遞奏歌曲、大臣彈箏、

大納言源朝臣彈琵琶、此間盃酒頻巡、絃歌無斷、大臣起座獻酒、及遲明賜大臣

以下祿有差、大臣夏裝束一襲、大納言白合御衣、平旦起座入內、侍臣退出、此曉

霜降、近臣云、累經霜氣、寒人恠時序乖違云々、四月三日、未剋之飛香舍、以歌

合洲濱給中宮還來、西剋左洲濱其給昌子内親王、

殿上日記天德四年三月卅日、女房有歌合之事、此事始自今月上旬、先被書分左右人、以

更衣爲左右頭、相分典侍、掌侍、命婦、藏人等爲方人矣、同月十九日、相分侍臣點

定方人、藏人頭伊朝臣、當日早旦、藏人所雜色以下參上、供奉御裝束、其儀、西

廂皆懸新御簾、御宿也、第五間、渡殿立御倚子、御倚子、南方立御几帳、立置物

机、立御南四間垂御簾、爲左方女房座矣、北二間同垂御簾、爲右方座焉、御前渡

殿南北各敷綠端疊三枚、爲公卿座也、後涼殿東小簀子敷、從渡殿南北相分、敷

長疊、爲左右侍臣座也、南北小庭各敷疊三枚、爲樂所召人座、此等鋪設、卿申二



洲濱ヲ地敷ニ立ツ

公卿召ニ依リテ參入ス

獻歌ヲ講ゼシム

御厨子所ヲ菓子干物供ス

御遊ノ曲及ビ召歌ケシム

祿ヲ賜フ

入御大臣等舞シテ退ス

侍臣方人

左

天德四年三月三十日

六二八

剋出御、召左右歌、於是、右方侍臣等令持洲濱二机、一置歌、應召參上從御湯殿西邊、獻御前、先童女一人執地敷、淺縹物、出進鋪御座乾角高欄下、還却之後、同童女四人、其裝束著昇洲濱立地敷、洲濱之爲、林沉机入金筋、淺香下机入銀筋、角以金銀作柳枝四莖、便爲覆臺也、有足結總、但無帶、洲濱之中、神妙爲、机取、鳥獸水樹巖石皆其所用、無不金、沉香等類、所獻歌、以色紙、書小字、詠、花樹歌、令結其樹枝、題好鳥、什、或令持其鳥、背、至于、春霞、暮、置、也、首次小舍人藤原實正執、夏、戀、之、詞、或在、人手、或載、漁舟、惣、二十首、隨、宜、分、置、也、首次小舍人藤原實正執、金銀花柳枝、下居玉砌傍、員指次小舍人二人、藤原實明、三善興光、惣、昇、員指洲濱、置實正前、頃之、左方從殿上侍方參上、童女一人先執地敷、紫地、鋪御座坤角、如右方、次童四人昇洲濱立地敷、洲濱之樣、大藤同右、紫檀机、蘇芳下机、同色、村、鶴、含、款、冬、一、枝、以、黃、金、作、八、重、花、次、又、童、女、執、員、指、洲、濱、參、入、無、机、有、花、紋、綾、也、以、青、銀、作、數、片、葉、每、葉、各、書、一、首、花、次、又、童、女、執、員、指、洲、濱、參、入、無、机、有、花、紋、綾、也、置、金、銀、藤、花、也、其、內、小、舍、人、藤、原、宣、賴、紀、延、方、等、皆、著、赤、於、砌、下、取、傳、置、員、指、座、前、次、殿、上、公、卿、依、召、參、入、左、大、臣、大、納、言、源、朝、臣、右、大、將、藤、原、朝、臣、等、也、南、北、面、也、左、右、方、頭、辨、備、衝、重、各、給、公、卿、并、男、女、方、人、殿、上、六、位、取、傳、給、之、於、是、召、出、左、方、延、光、朝、臣、右、方、博、雅、朝、臣、令、講、各、方、獻、歌、延、光、朝、臣、手、執、花、枝、口、詠、艷、藻、博、雅、朝、臣、披、講、之、間、誤、失、次、第、方、人、遺、恨、尤、在、斯、言、詩、不、言、乎、白、評、定、之、間、鐘、漏、頻、移、勝、負、之、次、坏、酌、互、勸、今日之事、左方多慰、又御厨子所供菓子干物等、陪膳朝臣、依例、又召樂所人

々於砌下、左右相分侍席、勝方先吹笙笛、初奏調子、先是、殊、降、命、書、分、御、遊、左、則、大、臣、彈、箏、朝、成、朝、臣、吹、笙、方、人、侍、臣、樂、所、召、人、實、利、朝、臣、隨、火、石、等、陪、砌、下、右、則、大、納、言、源、朝、臣、彈、琵琶、雅、信、朝、臣、拍、子、侍、臣、并、召、人、蕃、平、藤、原、清、遠、同、等、同、侍、右、庭、絃、歌、如、左、遞、唱、絃、管、箏、整、曲、調、侍、臣、等、密、語、曰、每、有、万、機、之、暇、景、敬、命、仙、欄、之、御、遊、然、猶、歡、樂、之、至、未、如、今、夜、者、也、快、醉、雜、興、難、禁、左、大、臣、賜、夏、御、衣、一、襲、青、御、衣、蘇、芳、袴、御、下、襲、阿、古、袴、大、納、言、以、下、侍、臣、召、人、等、給、祿、有、差、大、納、言、白、細、長、一、領、女、御、衣、五、位、不、論、殿、上、地、下、插、腰、東、方、漸、明、尊、儀、入、御、大、臣、以、下、歌、舞、退、出、之、上、日、殿、以、白、絹、六、位、小、舍、人、皆、插、赤、絹、

女房和歌合方(人脱)

左	爲明朝臣	重信朝臣	重光朝臣	延光朝臣
	忠君	時經	伊涉 <small>(妙)</small>	爲光
	濟時	珍材	重輔	守仁
	保遠	時明	時光	道隆
	爲義	延方	景舒	宣賴

天德四年三月三十日

六二九



右

歌人

左

右

天德四年三月三十日

右

盛明朝臣	博雅朝臣	賴忠朝臣	文範朝臣
元輔	國光	兼家	助信
清遠	高光	安親	泰清
永保	雅材	忠光	元明
實正	朝光	實明	保命
義理	興光	陳政	

天德四年三月十八日

歌人

左方

朝忠卿	坂上望城	橘好古	大中臣能宣
小貳命婦	壬生忠見	源順	
平兼盛	藤原元真	中務	藤原博古
清原元輔			

六三〇

女房方人

左頭

右頭

念人○上方ノ女房和歌合方人及テ下ノ歌合方人ト異事ナキヲ以テ略ス

歌合方人

左

頭中將	伊尹	典侍	小貳	進
宰相		兵衛	民部	御匣殿兵衛
右衛門		兵衛	參河	靱負
介		兵衛	參河	
侍從				
頭辨	賴忠	內侍	少納言	美濃
按察		右近	越後	備前
左衛門		美作	馬	兵部
木工				
宮内				

天德四年二月廿九日

天德四年三月三十日

六三一



左右ノ座  
典侍ノ装束  
命婦等ノ装束

三月一日、うたのたいをさためて、かた／＼にたまふ、おなし月の十八日、を  
のことも、左右わか(たせか)せ給ふ、其日になりて、せいりやう殿のにしおもてのみ  
すひとまあけさせ給て、こうりやうてんのわた殿に、おましを女房かたに  
よそはせ給ふ、おましより南にはひたりの人さふらふ、きたには右の人さ  
ふらふ(つ)ひたりもみきもわつらふことありとてのほらす、左の方はない  
しのすけ、あか色にさくらかさねのからきぬ、うすものゝすりも、命婦、くら  
人はあか色にさくらかさね、むらさきのすそこのもみなきたり、たき物は  
くろほうをたく、みきはあを色のあをき、もはおなし紫のすそこなり、たき  
ものは侍従をたく、かくて日のけしきはれてみゆるほどに、うたごもをそ  
しとめす、左のはおそければ、まつ右のをたてまつる、すはまはちんを山に  
つくりて、かゝみを水にして、ちんのふねうけたり、銀のかはかめふたつ、こ  
ふのうらに、しきしに歌はかきていれたり、花足にはちんをつくりて、こ  
ねのすちやれり、せんかうのあしゆひのくみ、すそこのふさしたり、あをく  
ちは、うす物のおほひに、やなき、どりのかたをぬひたり、たいには柳の枝を  
つくれり、あさはなたのうちしきしきたり、うなひ四人、あを色に柳のかさ

和歌ヲ召  
シ給フ

實頼等參  
入

ねにて、きたのかたよりかきたつ、おなしかたの殿上人をひていたしたつ、  
かすさしのすはまはきたのきはにをく、かすさしはうへのわらは、左のう  
たたそかれさきにたてまつる、そのすはまはちんの山、かゝみを水にして、  
すにもしろかねのつるふたつたて、こかねの山吹に、銀のはに歌はかき  
てつるにくはせたり、花足はしたんをつくりて、しろかねのすちやりて、し  
たつくゑはすはうにして、かねのすちやれり、あしゆひのくみ、おほひはふ  
ちのすそこ、あし手をぬひものにしたり、おほひのたいは、しろかねを竹の  
かたにつくりて、うちしきにはえひそめの、うなひ六人、あか色にさくらか  
さねきて、みなみのかたより御前にかきたつ、かすさしのすはまみなみの  
きはにをく、宣旨に、左大臣、大納言源朝臣、みきの大將ふち原の朝臣、まさの  
ふの朝臣、まさ(あ)ひらの朝臣まいれり、御前にあたるわたさの、あわかれ  
てさふらふ、左みきのかたの殿上人、こうりやうてんのかたにさふらふ、お  
はします間のみすはあけたり、あけぬま、御几帳たてわたして、女房さふら  
ふ、かゝる程に日くれぬ、きたみなみの庭には、かゝり火ともす、おほせこと  
にて、左右の歌よむへき人をめす、左のふみつの朝臣、右ひろまさの朝臣、す



仰セテ實  
ト爲ス判者

樂所ノ人  
ヲ召ス

左右技ヲ  
競フ

天徳四年三月三十日

六三四

はまのもとによりて、歌とりてよむ、おほせことにて、左大臣して、歌のち  
まけのわさせさせ給、かすおほくさるるまに、くにてりのあそんいは  
んかたなしと思へり、又左のおとをうらめしとみやる、歌ともみはて、  
樂所のをのこともをめす、左右とりわかれて、おのしにはにさふらふ、左  
のどうのちをこらかしとおもひてさうのふるふく、左大臣さうのこと  
ひく、つそのかみおさむひは、大せんのしんなかき琴、いよのせうもりとき  
わこん、左衛門志富門ふる、すりの大夫しけのふの朝臣、左京權大夫さねと  
し、どのもりのかみ、橘のよりたななどは、うたうたひにさふらふ、右には源  
大納言ひは、右近中將ひろまさの朝臣和こん、うたのかみしけひらの朝臣  
さうのこど、のりたの朝臣さうのふる、右近少將きよとを、たかみつ、きん  
まさはうたうたふ、かちかたさうてうをふきて、あなどうどうたふ、つきに  
右さくら人うたふ、左うたへは右はやみぬ、かたみにそあそふ、左あしかき  
うたふ、右やましろのこまのわたりうたふ、心あるへし、かくあそふほどに、  
夜あけぬ、あけほのになみたるに、なかきかあさかほを、左大臣からかみ  
な人のわらふをききもいれて、琴ひきむたるかほ、いとわりなし、右の人か

親ラ方人  
ヲ書分ケ  
給フ

はらけとらすとてめすに、くにてりのあそんなつきなんどてかくれぬ、左  
のうたよむ人に、どうのかういをんなさうそくひとくたりとらす、又かん  
たちめにはうへよりたまふ、左大臣にはなつの御さうそくくたり、大納  
言にはしろきあやのほそなかひとかさね、さいさうにはひとへかさねの  
ほそなか、殿上、樂所の人々にはこしきし、左には春のうくひすのさえつり  
といふあそひ、くれぬる春をおしむにより、右にはやなきの花のうらみこ  
いふかくをそふす、かすのつもるを思ふなるへし、  
殿上日記雖注取方人之由、依無其名就他日記書入、  
三月二日、左右方人のかきわけを、ないしのすけしてかたのどうのさ  
うしにたまへり、これ二月廿九日に、うへのみつからかきいたさせたまへ  
るなり、

念人

左	中將更衣	宰相更衣	藤典侍	少貳命婦	右衛門命婦
	兵衛命婦	兵衛藏人	兵庫藏人	參河藏人	靱負藏人
	侍從藏人	源爲明	同重信	同重光	同延光
	藤原伊尹	源保光	藤忠君	平時經	源伊陟

天徳四年三月三十日

六三五



天徳四年三月三十日

六三六

藤原爲光

同濟時

平珍材

藤重輔

同守仁

源時中

童平保遠

源時明

藤道隆

爲時

右 辨更衣

按察更衣

橘宰相

少納言命婦

右衛門命婦(左カ)

美濃命婦

越後命婦

備前藏人

美作藏人

兵部藏人

木工藏人

宮内藏人

源盛明

同博雅

藤頼忠

同文範

藤原元輔

藤國光

同兼家

同助信

同清遠

大江濟光

藤安親

泰清王

藤永保

同雅材

同爲光

童藤元明

眞正

藤朝光

天徳四年二月廿九日庫○念人以下補文

みかの日たいをたまふ、これはないしのすけ、御前にてかきいたせるなり、

かすみ

うくひす

やなき

さくら

山ふき

ふち

はるのくれ

はしめの夏

郭公

うの花

夏くさ

戀

後涼殿ノ  
座ヲ設ク

典侍御前  
ニテ勅題  
ヲ書ス

かくて、みそかの日のひつしの時に、清涼殿のにしおもてのみすひとまあ  
けさせたまひて、後涼殿のわた殿にあたりて、にしむきに倚子のおましよ

右方先ヅ  
参入ス  
打敷ヲ御  
前ニ敷ク

左方ノ参  
入シテ  
勅シテ  
方ヲ召サ  
シム

そひておはします、わたどのをわけて、きたみなみのつほに前裁うへさせ  
たまひて、南には左ふちの花、北には右山ふきのはなうへさせたまへり、か  
たゝの藏人命婦は、おましのきたみなみに、みすのうちには左右とさふら  
ふ、装束はれいのあかくあをし、かくてみなとゝのひて、まつ右のすはまた  
てまつるとて、わらはうちしきとりて、おまへにしきていりぬ、又童四人す  
はまかきてまいる、さうそくはあを色にやなきかさね、たけのほど、かみの  
なかさ、よくとゝのひてかたほならず、すはまのおほひ、あをきすここに  
ぬひものしたり、うちしきはあさきはなたの、すはまのさまは、うへのには  
ちんにこかねのすちやれり、したのには浅香にしるかかねのすちやれり、歌  
は銀金をつくり花にして、うたにしたかひつゝ枝につけたり、こひのうた  
は鶴ふねして、かゝり火にいれたり、くれの春、ふねにつみたり、うくひすの  
はうくひすくひたり、さまゝにつけてしたり、日のうちかたふきて、もの  
ゝ色みゆるほどにて、いさめてたし、かゝるほどに、左をそくまいるとて、ど  
のもりのかみ平のこれつねをめして、をそしとせめさせ給、なををそけれ  
は、藏人平のよしきをめしてせめさせ給、たゝいままいらすゝと奏す、か

天徳四年三月三十日

六三七



天徳四年三月三十日

六三八

洲濱ヲ奉ル

刺籥ノ洲濱ヲ奉ル

燈ヲ供ズ

嬰ヲ設ク

る程に、日いといたうくれぬ、また藏人藤原重輔をめして、をそきよしを  
 おほせたまふ、ものゝさまもみえぬほごに、すはまたてまつる、わらはうち  
 しきとりてまいる、かへりてまた四人すはまをかきてまいる、装束あか色  
 にさくらかさねなるへし、されどみえねはかひなし、かすさしのすはま  
 たわらはもたり、すへて六人のわらはあり、おほきささのほらすといふ、  
 よしきわらはのなかにましりてさはく、おほきにてかたわにもあらしど  
 おもひたるなるへし、右かすさしのすはまは、かたの殿上わらはとりて、つ  
 ほせさいにたてゝさふらふ、左のすはまをさしくみえす、くらうてす  
 なはち御となあふらまいる、左源少將とれり、うちしきは左兵衛佐とれり、  
 右藏人少將御となあふらとれり、うちしきは後少將(高光)とれり、わたどのゝ左  
 右に、うたのかむたちめつけり、左のおとゝ、右大將、師尹、藤宰相、朝成、右源大  
 納言、高明、源宰相、雅信、うへ人は後涼殿のすのこに、きたみなみにはつきな  
 みたり、かたゝの男女房にあるししたり、かくて左のかうし右兵衛督源  
 延光よりて、すはまのおほひをすこしひきあけて、山吹の花のえたの一尺  
 はかりある、こかねしてつくれるをとりて、さゝけてよひとよむたり、はな

左ノ講師  
山吹ノ枝  
ヲ吹ケテ  
歌ヲ講ズ

右方負ク

御遊アリ

召人左右  
ニノ壺前  
候ス

勝方先ツ  
雙調ヲ奏ス

ひらに歌はかきたるなるへし、ともかくもせてさゝけてよみときむたり、  
 かうろさゝけたるにゝたり、右の講師源中將博雅、すはまのおほひは藏人  
 少將すけのふもたり、後少將たかみつよりてとる、かくてうたあはするに、  
 いかゝありけん、右まけにけり、あはせはてゝ、御あそひつかうまつる、めし  
 人は左右のつほ前裁にさふらふ、左は左のおとゝさうのこと、勘解由長官(朝成)  
 さうのふゑ、圖書頭おさむ琵琶、大膳進なかき琴、伊豫掾もりとき和琴、左衛  
 門志富門笛、修理大夫しけのふの朝臣、右京大夫さねとし、主殿頭これつね、  
 橘のよりたゝなどはうたうたひにそさふらふ、右は源大納言琵琶、右近中  
 將博雅朝臣和琴、雅樂頭しけひらさうのこと、權左中辨頼忠朝臣さうのふ  
 ゑ、治部卿(無道)、大藏卿もりあきらの朝臣、右近衛少將きよとを、たかみつ、備前掾  
 きんまさなど、うたうたひにさふらふ、これか中に、左のうたひたしは右京  
 大夫さねとし、地下の人にてそさにさふらふ、右のうたひたしは治部卿、わ  
 たどのにさふらふ、笏拍子とれり、まつかちかた雙調ふきて、あなたうとあ  
 そふ、つきに右おなし調子ふきて、さくら人あそふ、つきゝこれよりはし  
 めて、たかひに左右ひまなくあそひあかしたまふ、つとめて、うへよりかつ

天徳四年三月三十日

六三九



天德四年三月三十日

六四〇

け物たまふ、左のおとゝには御そひとくたり、源大納言にはしろきうちき  
ひとかさね、宰相たちひとかさねたまふ、こと人くにはみなこしさを  
たまふ、二日といふ日、きさいの宮には、すはまとも御覽せさせにたてまつ  
れたまふ、かきてまいる人々、藏人ためみつ、まさき二人まゐる、御覽して、か  
つけものたまふ、さて右のすはまはとゝめさせ給ひて、左のはかへしま  
らせたまへり、すはまのありさまは、うへのはしろかねのすちやれり、した  
にはすはうにて、白らうのすちやれり、おほひすはうのすそこ、うちし  
きには、こきえひそめのきなりける、これはわかみやにたてまつらせたま  
ひてけり、かくてあはする日は、三月つこもりの日なれば、すはまどりいつ  
るひは、四月一日のつとめてになりて、左は夏のかさみにていたり、右は  
おなしふゆのなからにてどりいる、その左のうたのすはまのおほひに、あ  
してをぬいものにしたる歌、

左ノ洲濱ノ藏ニ書ヘル歌ノ手

千代にちよくはへたりともみゆる哉松の陰なる鶴のよはひは  
立かへりなげや鶯明日よりはほとゝきすてふ聲を聞ゆる  
君か代は天の羽衣まれにきてなつともつきぬ岩ほならなん

右方ノ假名日記

ふちの花色ふかけれや影みれば池の水さへこむらさきなり  
なこりをは夏にかけつゝ百年の春のみなどにさける藤なり

天德四年三月卅日歌合假名日記

村上御時内裏女房歌合 天德四年三月卅日

題

霞 鶯 柳 櫻 欸冬 藤花

暮春 初夏 卯花 郭公 夏草 戀

一番 霞

左勝

朝忠

くらはしの山のかひより春かすみ年をつみてやたちわたるらん  
り年をみつゝやな  
り渡るらむニ作ル、

右

兼盛

古郷は春めきにけりみよしのゝみかきの原をかすみこめたり  
四句ヲみかきか原はニ兼盛集三句ヲ吉野山ニ作ル、

左右歌讀合、乃勅小臣曰、可定奏勝劣者、遂巡奏云、小臣纔雖備卅一字、全

天德四年三月三十日

六四一

實類ニ勅ヲシテ勝メシ



メラル  
實類  
シテ天  
ヲ請フ  
サレズ  
裁

判者左  
勝トス  
ヲ

二番  
左勝

三番  
左勝

天德四年三月三十日

六四二

難辨勝劣之義、伏請天裁、勅云、若不定勝劣者、已失今日興、兼結後代鬱歎、尙速可定申者、(イ)遇天氣之不許、表空慮之尤拙而已、左歌、くらはし山にどしをつむといへることよろし、又はしにわたるなどいふもさもありなん、歌のふるまひさてもありなん、右歌、なかふるさどにしもはるめかしけん、かすみこめたらんもおそろしけにや、此間只在勅定、小臣屢候天氣、遂無左右仰、(因イ)自以左爲勝、

二番 鶯

左勝

順

氷たにとまらぬ春の谷かせにまたうちとけぬうくひすの聲○源順集同

右

兼盛

わかやとにうくひすいたく鳴なるは庭もはたらにはなやちるらん○兼盛集同  
左の歌、心はへいとおかし、右歌、よしなき花ちらすも、ことなる興なく、  
ことはもよろしからず、以左爲勝、

三番

左勝

朝忠

わか宿の梅かえになく鶯はかせのたよりに香をやとめこし○朝忠集同  
玉葉和歌集、結句ヲか  
けやとめこしニ作ル、

右

兼盛

さほひめのいとそめかくる青柳をふきなみたりそ春の山かせ○詞花集  
同ジ、兼盛集、下句ヲふきな  
みたしそ春の初風ニ作ル、

鶯をいたすへきに、柳をよみてまく、

白妙の雪ふりやまぬ梅かえにいまそうくひす春となくなる○夫木和歌抄  
同ジ、續後撰和歌集、二句ヲ雪ふる宿のニ、下  
句ヲ今朝うくひすそ春と告くなるニ作ル、

たかへてよみたれど、本歌をめしいたしてかうせらる、

右講師博雅朝臣誤讀柳歌、左方論云、須讀申鶯歌、而誤讀申柳歌、於今者不可讀申者歟、以左方論申旨奏聞、仰云、可據定申者、小臣奏云、左方之所申非無謂、如此事只隨時之議、但依人之誤、何惡其歌、仍令讀申、于時博雅朝臣頗變色、速不讀、纔雖讀揚、其音振、被爲左人(方脱カ)咲、又歌のことはに鶯(イナシ)春などなくことそらこと也、仍遂爲負、

四番 柳

天德四年三月三十日

六四三

右ノ講  
誤リテ  
ノ歌ヲ  
ムノ歌  
更ニ鶯  
歌ヲ讀  
シムマ

四番



天徳四年三月三十日

六四四

右勝

左

望城

右勝

兼盛

あら玉のとしをへつゝも青柳のいとはいつれの春かたゆへき

さほひめのいとそめかくる青柳を吹なみたしリイる春の山かせ

欲讀右歌之間、左方人申云、伴柳歌達濫次第、讀申先畢、而重欲讀之、似忘首尾者、小臣答云、鶯歌之時、隨左申已有裁許、重不可申者、左歌、あらたまのとしをへんあをやきよしなし、右歌、させることなけれど、難はみえず、仍以右爲勝、

五番

櫻

左勝 五番

左勝

朝忠

あたなりとつねはしりにき櫻花おしむほどたにのとけからなん載〇續千和歌集、二句ヲ豫て知

右

眞イ元輔〇後拾遺和歌集、兼盛集、元眞集、作者ヲ

よどゝもにちらすもあらなんさくら花あかぬころはいつかたゆへき

持 六番

六番

左持

能宣

左歌、さてもありなん、させる難はなし、こと（ほイ）はそいよからねとも、くせなくきこゆ、右歌は、すゑあはぬ心ちをする、又歌からもをこれり、以左爲勝、

さくら花かせにしちらぬ物ならはおもふことなき春にそあらまし

右

兼盛

さくら花色みる程によをしへは年のゆくゑもしらてやみなん（をイ）

左右ともによくつかまつりたり、仍爲持、

七番

左勝

小貳命婦

足引の山かくれなるさくら花ちりのこれりと風にしらすな〇拾遺和歌集、

結句ヲ風にし、

右

中務

年ことにきつゝわかみるさくら花霞もいまはたちなかくしそ

天徳四年三月三十日

六四五



天徳四年三月三十日

六四六

左の歌、いとおかしくて、さてもありなん、右歌は、いつこにきつゝはみるを、頗荒涼也、いまはといふことはよしなき事也、仍以左爲勝、

八番

欸冬

左勝

順

春ふかみ井手の川なみ立かへりみてこそゆかめ山吹の花

右

兼盛

ひとへつゝ八重山吹はひらけなんほとへてにはふ花とたのまん兼盛同

左歌、いとおかし、さることなりときこゆ、右歌、やへ山吹のひとへつゝ

ひらけんは、ひとへなる山吹にてこそあらめ、心さいはあるにたれども、

やへさかすは本もなくやあらん、又かみの句のはて、しもの句のはて

におなしもしあり、されはひたりかちぬ、

九番

藤

左

朝忠

紫あむにゆるほふ藤ふなみうちへて松にそちよの色はかゝれる載和續千

集朝忠集、結句ヲ色もかゝれるニ作ル、

右勝

右勝

兼盛

我ゆきて色みるはかり住吉のきしの藤波おりなつくし拾遺和

歌集同、兼盛集、二句ヲはなみそはかりニ、夫木和歌抄、結句ヲおりなちらしそニ作ル、

左歌、水なくて藤波といふことは、ふるき歌におりあり、されど、た

つぬる人なければ、さてとまれるなるへし、歌合にはいかゝあらん、

ことによせぬはあるまし、いはれなし、なを水、いけ、きしなどそよすへ

かりける、歌うたからはきよけらなり、右歌おなしなみあるに、きしによせた

れはたよりあり、かくそふるきにもある、ふちなみとをしなへていふ

ことにもあらず、御氣色もさやうにそみゆる、小臣問源大納言高明、諾云イナシ、尤

難なり、暫持イナシに疑イナシ之間、右方人申云、左歌のふらなみ水によらず、いかゝ

と愁申、事理可然、仍以右爲勝、

十番

暮春

左勝

朝忠

花たにもちらてわかるゝ春ならはいとかくけふはおしまはしさらましはし載和歌

集同、朝忠集、萬代和歌集、四句ヲ今日を割なくニ作ル、

天徳四年三月三十日

六四七



右 博古  
ゆく春のどまりし去るき物ならば我もふなてゝをくれさらまし和歌抄、夫木  
三句ヲ浦な  
らはニ作ル、

左歌、首尾相叶、ふるまひもありておかし、右歌、詞たくみたるやうなり  
歌からもをとりたり、仍以左爲勝、

十一番 持

初夏

左持

能宣

鳴こゑはいまたきかねと蟬のはのうすき衣をたちそきてける和歌拾遺  
四句ヲ薄き  
衣はニ作ル、

右

申務

夏衣たちいつるけふは花櫻かたみの色をぬきやかふらん

左歌は、夏の始とおほゆれど、右の歌はたちいつるけふはとあれは、ど  
しとそおほゆる、またぬきかふともあめれは、左歌よりはとくそきこ  
ゆる、されど歌のしなのおなしほどなれば、持にぞ定申、

十二番

卯花

左

忠見

みちどほみ人もかよはぬおく山にさける卯花たれどかイおらまし

右勝

兼盛

あらしのみさむきみ山の卯花はきえぬ雪かどあやまたれつゝ兼盛  
ヲ寒き山へのニ、夫木和歌抄、初句、二句  
ヲさらしなのさむき山へのニ作ル、

左右歌、山の卯花をしもおもひけんそいかゝ、右歌、おなし山なれどお  
かしさまされり、仍以右爲勝、

十三番

左持

望城

ほのかにそ鳴わたるなる郭公みやまをいつる夜半のはつこゑ和歌拾遺  
結句ヲ今朝の  
はつ聲ニ作ル、

右

兼盛

み山いてて夜半にやきつる時鳥あかつきかけてこゑのきこゆる兼盛  
左右ともにけうありていとおかし、よりに持とす、  
同ジ、集

十四番

十四番

天徳四年三月三十日

六四九



持

左 持

忠見

さよふけてね覺さりせは郭公人つてにこそ聞へかりけれ

右

元真

人ならはまでといふへきを時鳥ふたこゑとたにきかて過ぬる

左歌はきかんとおもはてねさめしけんそあやしきされど歌からお  
かし、右歌、人なりと、いまひとこゑきかんとてまでとはいかゝいはん  
とする、しはしまてなといふへきこゝろか、ことたらぬこゝ地をする、  
いづれもおなしほどの歌なれば、持と定申すへき也、

十五番

夏草

左 勝

忠見

夏草のなかを露けみかきわけてかる人なしにしけるのへ哉

右

兼盛

夏ふかく成そしにけるおほあらしきの森の下の草なへて人かる集〇兼盛  
同ジ

右歌に、なへて人かるなどわろし、左にをとりたり、仍以左爲勝、

十六番

戀

左 勝

左 勝

朝忠

人つてにしらせてしかなかくれぬのみこもりにのたに戀やわたらん集〇朝忠  
同ジ

右

中務

むは玉のよるの夢たにまさしくはわかおもふことを人にみせはや

左歌、いとおかし、つよきことなけれど、さてもありなん、右にむはたま  
どかけり、よるといふことはぬはたまどそいふかし、歌はおなしやう  
なれど、かきあやまりちためれば、其よし奏すれば、あやまちあらんには、  
いかてかとおほせらるゝ、仍以左爲勝、

十七番

十七番

左 勝

能宣

こひしさをなにとつけてかなくさめん夢たににもみえすぬる夜なければ〇拾遺  
集

初句ヲ戀し  
きをニ作ル、

右

中務ヲ〇兼盛集、作者  
兼盛トス、

君こふと心るイやそらにあまのはらかひなくてゆく月日なりけり〇兼盛  
集上句  
空は天川ニ作ル、  
君は心ニ作ル、



天德四年三月三十日

六五二

左情イ頗心あり、仍爲勝、

十八番

持

左持

本院侍從〇後拾遺和歌集及  
兼盛集並作者及  
ヲ平兼盛  
作ル

人しれすあふを待間に戀しなは何にかへたる命とかいはん

右

中務

ことならば雲の月と成な、ん戀しきかけや空に見ゆると

左右歌歌イともにさてもありなん、右歌かみしもの句のかみの文字、同文

字そあめる、にくさけにそ、いか、さふらふへきと奏すれば、左右のお

ほせなし、左の人の申、左はさるもしはさふらはすと申めれど、させる

難にはあらぬにそ、仍爲持、

十九番

左勝

左勝

朝忠

あふ事のたえてしなくは中〇に人をも身をもうらみさらまし〇後拾

右

元真

二十番

廿番

君こふとかつはきえつゝふる物をかくてもいける身とやみるらん〇後拾  
集三句ヲ程ふるをニ、元  
眞集ふる程をニ作ル、

左右歌いとおかし、されど左歌はことはきよけなりとて、以左爲勝、

左

忠見

戀すてふわか名はまたき立にけり人しれすこそおもひそめしか

右

兼盛

しのふれと色に出にけり我戀はものやおもふと人のごふまで〇兼盛

小臣奏云、左右歌俱以優也、不能定申勝劣、勅云、各尤可歎美、但尙可定申

者、小臣讓大納言源朝臣、納言敬屈不奏、此間相互詠揚、各似請我方之勝、

小臣頻候天氣、未給勅判、令密詠右方歌、源朝臣密語云、天氣若在右歟、因

之遂以右爲勝、有所思暫持疑已、但左歌甚好矣、

是借得小野宮大臣兼盛被書留彼日別出之、

作者

左

實頼日記  
別記

天氣ニ依  
リ右勝ト  
爲ス

判者勝劣  
ヲ定ムル  
能ハズ

天德四年三月三十日

六五三



天徳四年三月三十日

六五四

朝忠 入七首 六首勝 一首負  
 順 入二首 皆勝  
 望城 入二首 一首持 一首負  
 能宣 入三首 一首勝 二首持  
 忠見 入四首 一首勝 一首持 二首負  
 小貳命婦 入一首勝  
 本院侍從 入一首勝(神カ)

右

兼盛 入十三首 四首勝 三首持 六首負  
 元輔 入一首負 本院侍從、元輔、歌後拾遺、皆兼盛也、仍止之、如何  
 博古 入一首負  
 元真 入二首 一首持 一首負  
 中務 入五首 二首持 三首負  
 本院侍從 入一首勝カ  
 左十一首勝 右四首勝 五首持

小野好古  
藤原朝贈  
忠ト答  
歌ト

歌合の又のつとめて、左かちぬとき、て、大貳好古の宰相、右兵衛督朝臣(道隆)内閣  
内閣の文庫本本も朝忠んにおこせたり、

しら浪の立よるかたのかた人はかつによりてやこゝろゆるらん  
 返し 朝忠宰相

もろともに心をよするしら波のそこのかひあるこゝちこそすれ  
 これをみて、ないしのすけ、

どきはまきはにもまきはたちままきはさりにし白波は君かかたよりかひとこそみれ内閣  
コノ次次ニ、ある本本に、此此ラたはよよししの  
ふかよみよたるとありありノ二十二十字字アリ、

歌合あめすとて、宰相のかういにつかはす、  
 上

ここのはをくらふの山のおほつかなふかきこゝろのいつれまされる  
 御返し、

みちしれるくらふの山にあらぬ身はふかさをよそにきくはかりなり  
 又辨の更衣につかはす、  
 吹風によるへさためぬ白波はいつれのかたにこゝろよせまし

天徳四年三月三十日

六五五

御製  
相更衣  
賜

御製  
更衣  
賜



天徳四年三月三十日

御返し、

さためなき心なりとも白波のよりてはいかゝあるごこそみめ ○内閣  
文庫本

〔天徳歌合〕

○内閣  
文庫本

天徳四年三月卅日、内裏女房に歌合のごとありけり、

左頭には中將御息所、方人宰相御息所、内侍のすけ、右頭には辨の御息所、方人按察御息所、少納言乳母、やむごとなきは、(脱カ)かりなむ、男方、女方、ひとしくてとりわきてなむ、うへにもしろしめしてせさせたまふごとなり、かねてより、さるまうけありて、あるしごなりけり、今日の御装束は、清涼殿、後涼殿とのなかにあるわたごのさた、(の左右に、カ)よはた、すこしあるを、は、つほどなむむかしよりいふ、ごにはおなしきくさごといへごも、ごゝろごごなるを、たゝなるごにもうゑさせたまひける、今日はよのなかに風流ある人々此ごごろにさふらひて、おもしろきを、れいよりもごごにえらひうへさせ給ふ、え歌そのごは藏人少將助信少志、(おこカ)なひて、くぬきのませにあをつゝらし、てすきはらのやうにくみかけていしたてつゝひろはせたまふ、かゝれはれいよりもなつかしくおかしく、御こゝろひなひて、あたらしき御殿みす

藤原助信  
壺前裁ヲ  
奉仕ス

數度歌ヲ  
召シ催ス  
左ノ洲濱

籙刺ノ洲  
濱

はしめてかけかへてあり、わたごのゝつまより、みなみにおましはしつゝ、  
けてある、おもしろうつき／＼しきごごかきりなし、女方の人はみすのう  
ち、男方は後涼殿東簀子に、左右とわきてさふらふ、つきにやうかるしきな  
ごまうけてあるに、うへいてさせたまうてのちに、上達部まいりたまへり、  
左おとゝ、源大納言、右大將、雅信の主となむさふらひ給ひける、そのゝち  
左右のうたをはとゝめす、ふたゝひみたひはかりもよほすあひたに、左う  
なる四人、あかいろのうへのきぬに、さくらかさねのあをしきて、歌はすは  
まに、こかねの花、しろかねのはしたる山吹のはにかきたり、さふらひの  
しなるごよりかきておまへにいたり、そのすはまは、すはうしたんなど  
してたいはつくりて、すはまのうちいとおもしろくめてたし、おほひはす  
はうのむらこにて、ふちのおりえたをぬひて、うちしきはむらさきちの  
しきをしたる、そのゝち殿上わらはしろかねこかねのふちのおりえたを  
とりて、かすさすへきすはまを、わらは二人かきてつゝきたり、これらもあ  
かいろにさくらかさねきたり、右のうなる四人、装束はあをきしろき、つる  
はみにやなきかさねきたり、きたの御ゆごのゝまよりを御前にはかきい

天徳四年三月三十日



てたる、すはまはちむのつくゑに、すはうのあしして、あをむらこにやなき  
 のおりえたをぬひて、やなきいろのをりもの、うちしきしたり、かすさし  
 の殿上わらは、こかねのやなきのえたをとりいて、あること、左におな  
 し、その、ちに、左方右兵衛督延光の主をめして、左歌をよませたまふ、右に  
 は右中將博雅のぬしをめしてよませたまふ、をのかかた、つかさね  
 まいる、女房にはかたのしもつゝゐる、とりてわらはにつたふ、男方には兵衛  
 官人とりて、六位藏人などにつたへさす、夜ふけて、かちまけさたまりて、御  
 あそひいとおもしろく、我御方、呂律の物、風俗などそきこしめしける、  
 左は左大臣箏のこと、朝成の宰相笙ふく、重信のぬしあつま、藏人しけすけ  
 笛ふく、つきに實利朝臣歌うたふ、脩琵琶つかうまつる、右には源大納言琵琶  
 雅信の宰相あつま、大藏卿拍子、博雅のぬし大筆築、つきに繁平箏つかう  
 まつる、きむまさうたうたふ、きむゆきふえつかうまつる、かゝるほどに夜  
 あけぬるを、その人、あかすおもひける、うへよりはしめたてまつりて、  
 おごと、上達部などいみしうゑひてあそはるゝあひたに、左女房方よりお  
 とゝにたまふ、朝成宰相とりつたへてそつけたてまつる、藏人頭文範つき

左大臣等  
絃歌ヲ奏ス

くしき四位ともよりて、藏寮のまうけの物、上達部なりけて、□より、わら  
 はへにいたるまで、みなしはらひての、しるほごに、おとゝをさきにをし  
 たて、<sup>命カ</sup>たてまつりて、勝方あなかまことをもをるたひての、しりてまか  
 てぬ、かくはかりおもしろきことゝもは、ちかきみよ、にはきこえすと  
 なむ人、いひける、そのうたともあり、左方のすはまのおほひに、あして  
 をぬひものにしてぬへるうた、<sup>略ス</sup>、<sup>上ノ</sup>内裡歌合ノ千代  
 略ス、<sup>中</sup>以下五首ニ同ジ、

〔袋草紙遺編〕

一 和歌合次第 内裏

兼日定和歌題并左右頭念人等、<sup>略</sup>、<sup>中</sup>天德四年時、藏人頭伊尹於御前書分  
 也、<sup>略</sup>、<sup>中</sup>

次 剋限宸儀出御、天德時、<sup>申越</sup>、<sup>略</sup>、<sup>中</sup>又天德歌合時上御簾之由、見御記、<sup>略</sup>、<sup>中</sup>

次 左奏、有或時無時公奏之、天德并永承兩度不見、<sup>略</sup>、<sup>中</sup>

次 召講讀師、<sup>略</sup>、<sup>中</sup>又天德歌合、或人記云、以講師、<sup>略</sup>、<sup>中</sup>

一 歌合日裝束、亭子院并天德歌合、東帶、

一 歌合判者講讀師并題者或撰者清書人等、<sup>略</sup>、<sup>註</sup>

天德四年三月三十日

藤原伊尹  
御前於  
念人ヲ  
テ念分  
書キク

左奏ナシ

當日東帶  
ヲ著ス



判者實頼

撰者  
左藤原朝  
忠  
右平兼盛

參音聲ア

讀師ナシ  
講師自ラ  
歌フトル

天德四年三月三十日

二十番、左勝、天德四年歌合去年殿上侍臣闕詩、爾時命婦等相語曰、男已闕文章、女宜合和歌云々、

判者 左大臣殿宮野

講師 左左衛門督延光朝臣 右右近衛中將博雅朝臣

讀師 不見、

撰者 左朝忠卿 右平兼盛

題者 勅題歟、中

一判者骨法、中長元八年三十講歌合記云、中天德歌合時、一題依違、兩歌

棄置、乃是勝負未決之前、辯論秀興之故也、前卷兩歌棄置之由、不見歌合如何、

〔八雲御抄〕

作法部 院宮可准之 内裏歌合

天德四年、永承四年、承曆二年、以此三箇度爲例、

略上 次左右參上、

延喜、天德有參音聲、或無之、天德、永承不見笛、笙、篳篥、策拍子也、中

讀師

略上 天德歌合無讀師、左讀師延光朝臣自取歌之由、有所見、右も撤覆人は有

とも無讀師、

非歌人歌  
人ト番フ

貴人卑人  
ト番フ

番事

歌人與非歌人番事

天德 朝忠與博古

貴種與凡卑番事

天德 朝忠與兼盛並元眞是は唯  
例也、非公事今古常習也、

作者

天德歌合 兼盛、能宣、順、望城、元眞、忠見等進之、

已上二代例地下皆詠、中

凡天德、寛和、永承、承曆等皆撰歌合也、中天德好忠等乍詠不入歟、

清書

天德は書人不詳、

〔袋草紙〕

二 天德歌合之時、兼盛正衣冠參陣テ、終日伺候、

シノフレト色ニ出ニケリ我戀ハトイフ歌、勝畢ヌトキ、テ、拜舞テ退出、自

餘ノ勝負ヲハ不執云々、

〔十訓抄〕

上 第一可施人惠事 天德歌合に、博雅三位講師つとむるに、ある歌

天德四年三月三十日

六六一

講師博雅  
誤歌ヲ讀ミ

清書ノ人  
詳ナラズ  
平兼盛衣  
冠ヲ正シ  
テ參陣ス

地下人歌  
ヲ詠ズ  
會爾好忠  
歌ヲ詠ズ  
ト雖モ作  
ズトノ入  
ラ説



天徳四年三月三十日

六六二

をよみあやまりて、色變し聲ふるひけるよし、かの時の記に見えたり、かや  
うの事、舌上のよき人も力及はぬ事なり、抄同ジ、

〔袋草紙〕

三 忠見ハ、貧敝ニテ住田舎者也、而天徳歌合之時、有勅被召上テ、

朱雀門ノ曲殿ニ宿ス、田舎ノ装束ノマヽニテ、柿ノ小袴衣ヲ于今持テ懸肩  
云々、

〔沙石集〕

五下 歌之故命失事

一天徳ノ御歌合ノ時、兼盛、忠見左右ニ番テケリ、初戀ト云題ヲ給テ、忠見秀

歌ヨミイタシタリト思テ、兼盛モイカテ是ホトノウタヨムヘキト思ヒ  
ケル、

コヒステフ我カ名ハマタキ立ニケリ人シレスコソオモヒソメシカ  
サテ既ニ御前ニテ講シテ、判セラレケルニ、兼盛カウタニ、

ツヽメトモ色ニ出ケリ我カコヒハモノヲヤ思フト人ノ問マテ

共ニ秀名歌ナリケレハ、小野宮殿、シハラク天氣ヲ伺ヒ給ケルニ、御門、兼  
盛カウタヲ、微音ニ兩三返御詠アリケリ、仍テ天氣左ニ有トテ、兼盛勝ニ  
ケリ、忠見心ウク覺テ、曾フサカリテ、其ヨリ不食ノ病付テ、タノミナキヨ

壬生忠見  
田舎装束  
ニテ參内

忠見兼盛  
ト番フ

兼盛勝ツ

忠見愁歎  
シテ悶死  
ストノ説

シ聞テ、兼盛訪ヒケレハ、別ノ病ニアラス、御歌合ノ時、秀名歌ヨミ出テ覺  
ヘ侍シニ、トノヽ物ヤ思ト人ノ問マテニ、アハト思テ、アサマシク覺ヘシ  
ヨリ、ム子フサカリテカクオモリ侍トテ、ツ井ニ身マカリニケリ、執心コ  
ソヨシナケレトモ、道ヲ執スル習ヒ、ケニモト覺ヘテ哀レニ侍ナリ、共ニ  
名歌ニテ、拾遺ニ入テ侍ルニヤ、

○扶桑略記、歴代編年集成、和歌合略目録、吉野吉水院樂書等、異事ナキ  
ヲ以テ略ス、元眞集ニ載セタル天徳三年三月二日ノ歌合ハ、題及ビ歌  
ノ本條ト同ジキモノアリ、其年紀疑ハシキヲ以テ、姑ク左ニ附載ス、

〔元眞集〕

○歌仙(天徳三年) おなし年二月三日、うちの御歌合に、かた／＼のをよめ

る、霞、

芳野山霞たちぬるけふよりやあしたの原にわかなつむらん○續後  
拾遺和  
歌集、詞書ヲ題シラサニ、作者ヲ讀人シラサニ、  
作ル、夫木和歌抄、二句ヲかすみたな引ニ作ル、

右方、おなし題、

春霞立やとりつるをくら山おどわのかひにゆきもみえねは○夫木  
和歌抄  
二句ヲたちちやおこめつるニ、三句ヲ作くら  
ふ山ニ、四句ヲおとはのやまにニ作ル、

天徳四年三月三十日

六六三



左方

けふよりは霞やまへに立のほりみわの古郷ほのかにそみる和歌抄  
女房前裁合歌ニ作ル、

おなし

雲ならて煙はかりや春かすみたなひく空のことにみゆらん類群本  
藤原元眞集初句二句ヲ冬  
なからけふ計にやニ作ル、

人のれう、鶯、

春きぬとまつらんかほに鶯の木たかき枝にふりてつなく

又右のれう

春は猶おしみつなくうくひすの聲に雲井も匂ふへら也

左、柳、後拾遺和歌集

あさみどりみたれてなひく青柳の色にそ春の風は見えける

又左群書類従本藤原

青柳の糸にはふしそなからまし風のくるにもみたれさるへく

又さくら

さきさかすつけよ吉野の山櫻かすみはれなはよそにてもみん

左歌略ス、上ニ引ク所ノ内裡歌

右山ふき、

ちるまでもたのもしきかな山吹のやへをつくさんほども有やと

おなしかたに

花さかりやへ山吹をおりつればゐてのかはつのねにや鳴らん

左ふち

もろ友に千代はつきなん藤の花松にかゝらぬ春しなければ類群本

藤原元眞集二句ヲ千  
代は咲なんニ作ル、

右

ときはなる松にかゝれる藤なみの花たにちるな春の名残に

左くれのはる、

あすたにもくるへき春にあらはこそ心のとかにけふをおしまめ

左卯花

さきにけりわか山里のうの花は垣ねにきえぬ雪とみるまで



右

白妙にさける卯花やみならは月とやみましいもかゝきねは  
人のれうに、霍公、

初こゑの夜半にきこゆる時鳥わかこと人も待やしつらん  
左のれう

夏の夜のみしかきよりも郭公また二こゑとなかて行らん  
おなしかたのれうに、夏草、

右

夏草はしけりにけりな玉鉾の道行人のむすふはかりに  
今○新古歌

戀しさの忘られぬへき物ならはなにかいける身をもうらみん  
戀=群書類従本藤原元眞集同方作れう

左

君こひてあふとみる夜のあかつきは夢にうれしきかひなかりけり

おなしれう

我むねのたえすもゆるを忍ふ哉人にいふへき中にしあらねは

右

ノ○上ノ内裡歌合、君こふと歌ニ同ジキヲ以テ略ス、

○命婦少貳、同右衛門、同兵衛ノ事蹟、便宜左ニ附載ス、

〔勅撰作者部類〕

女部 小貳命婦 後撰集 春中、拾遺集 春、一、戀四、一、雜賀、一、進歌、内歌、待し、け

〔二中歴〕

倭歌歴 拾遺抄歌人 命婦少貳

〔拾遺和歌集〕

雜賀 八 よひに久しうおほどのこもらておほせられける、  
天曆御製

さ夜ふけていまはねふたく成にけり

御前にさふらひてそうしける、  
しけのゝないし命婦

夢にあふへき人やまつらむ

〔拾遺和歌集〕

別六 天曆の御時、小貳の命婦豊前にまかり侍ける時、大はん  
所にて餞せさせ給ふに、かつけ物たまふとて、  
御製

豊前ニ下  
ル 御餞ヲ賜  
フ



天徳四年三月三十日

六六八

師輔歌ヲ  
少貳ニ贈ル

〔續後撰和歌集〕

戀十三  
歌三

藏人頭に侍ける時、少貳命婦につかはしける、

九條右大臣(師輔)

少貳ト藤  
原伊尹

〔拾遺和歌集〕

戀十四  
歌四

一條攝政(伊尹)内にてはひんなし、さどにいてよといひ  
侍ければ、人もなき所にてまち侍けるに、まうてこさりければ、

少貳命婦

少貳ト藤  
原朝忠

〔後撰和歌集〕

春歌中  
二

小貳につかはしける、

藤原朝忠朝臣

いかにしてけふをくらさむこゆるきのいそき出てもかひなかりけり  
ときしもあれ花のさかりにつられければ思はぬ山に入やしなまし  
返し

右衛門ノ  
傳

〔勅撰作者部類〕

女部  
十五  
歌一

右衛門加賀守源兼胤女後撰集一、拾遺集別、  
齊院のみそきの垣下に、殿上の人々まかりて、曉に

我ために思はぬ山の音にのみ花さかりゆく春をうらみん

歸りて、むまかもとにつかはしける、 右衛門

〔拾遺和歌集〕

別六

題しらす、

右衛門源兼澄(胤女)

兵衛ノ傳

〔勅撰作者部類〕

女部

兵衛參議兼茂女

後撰集一、

拾遺集戀、

〔尊卑分脈〕

藤原氏  
良門孫

兼茂  
女子號兵衛後撰集作者、

〔後撰和歌集〕

春歌下  
三

元良のみこ、兼茂朝臣の女にすみ侍りけるを、法皇(宇多)

のめして、かの院に侍ひければ、之あふ事も侍らさりければ、あくる年  
の春、櫻の枝にさして、彼の曹司にさしおかせける  
元良のみこ

花のいろは昔なからに見しひとの心のみこそうつろひにけれ

〔元良親王集〕

かねもとのむすめ(兵衛)の童部のもとに、今こんどの給ひておは  
せさりける又の日、女、

宇多法皇  
=召サル  
元良親王  
ト兵衛

天徳四年三月三十日

六六九



天德四年三月三十日

六七〇

人しれす待にねられぬ有明の月にさへこそあさむかれけれ○後撰和歌集

〔拾遺和歌集〕

十九

賀茂臨時祭の使にたちてのあしたにかさしの花に

さして、左大臣の北リのもとにいひつかはしける、

兵衛茂参議兼女

ちはやふるかもの川邊の藤なみはかけてわするゝときのなき哉

○元良親王、御歌ヲ兵衛ニ贈ラル、コト、天慶六年七月二十六日ノ條

ニ見ユ、

四月庚午朔盡

一日庚午

〔日本紀略〕

村上天皇

四月一日、庚午、旬、天皇出御南殿、但無音樂、天下病患也、延

喜九年例也、

〔九曆〕

四月一日、旬儀事、依樂人不足、

三日壬申、七大寺等諸寺ヲシテ、大般若經ヲ轉讀シテ、疾疫ヲ祈禳セシム、

〔類聚符宣抄〕

三疾疫

左辨官下綱所

應令七大、東、西、延曆寺轉讀大般若經事

東大寺僧卅口 興福寺僧卅口 元興寺僧廿五口

大安寺廿五口 藥師寺卅口 西大寺十五口

法隆寺十五口 東寺廿口 西寺廿口

延曆寺六十口

右左大臣宣奉勅、迺者病患頻發、死殤間聞、救濟之計、尤賴佛法、宜仰綱所、令伴等寺々、始從今月九日巳二點、三箇日間、每寺擇諸僧之中、智行兼備者、轉讀伴

天德四年四月一日 三日

六七一

紫宸殿出  
疾疫及ビ  
樂人不足  
ニ依リテ  
音ヲ停ム

三箇日